

学位論文題目：トマス・ペインの自然権思想～接近・吸収・深化の過程

序論

トマス・ペイン (Thomas Paine, 1737-1809) は、アメリカ自然権思想史あるいは啓蒙思想史において、アメリカ合衆国の「時節評論家」として紹介される。ペインが持つ「時節評論家」としての役割は、大きく二つに分かれる。一つは時局の政治・政策文書作家としての役割であり、もう一つは自然権思想家としての役割である。

ペインの政治・政策文書作家としての業績は、アメリカ独立期の『アメリカのアフリカ人奴隷』『コモン・センス』『アメリカの危機』をはじめ、フランス革命期の『人間の権利』に至るまで、かなり高く評価されてきた。けれども、アメリカ啓蒙思想家あるいは自然権思想家としての役割については、伝記的に描かれることが多かった¹⁾。後発の研究では伝記研究をふまえて、ペインのことを、博愛主義と自然権思想を吸収し、組み合わせた人物として理解することが多い²⁾。このような見方が通説的理解となっているけれども、ペインの自然権（啓蒙）思想家としての一面を描く上では的を射ている³⁾。けれども、ペインの思想は、博愛主義と自然権思想を単純に調和させるものではない。そこには何らかの思想的な相克を伴うはずであるけれども、そうした相克に目を配らないことにより、思想家研究の定石でもある思想形成過程の分析を捨象することにもつながる。

ペインの思想形成に注目することで、どのような新しい知見をもたらせるのか。一つは、ペインが、博愛主義と自然権思想を単純に結び付けられるものではないと考えていた点である。もう一つは、自然権思想そのものの中にも、彼が克服すべき問題を見出していたのを説明できることである。以上二つの考察により、ペインが自然権思想およびアメリカの独立の議論になぜ接近していったのかということ、そして自然権思想の限界をどのように克服するのかということの二点を明らかできる。

ペインの自然権思想の形成が、接近、吸収、深化の過程を歩んだことを再現するために、ペインの考え方を同時代の思想動向に照らして、考えてみる必要がある。本論文では、ペインと同様に、自然権および自然法に関わらせて社会と統治のあり方を論じた、思想家と新聞の論説寄稿者を扱う。特に1章を設けるジョン・アダムズは、先行研究では、ペインとの対立点のみが描かれてきたけれども、ペインの思想的な深化をつくるきっかけとなった人物として描くことを意図したものである。

ペインを含むアメリカ独立・建国の思想家の考えを明らかにするには、法の支配（ある

いは立憲主義) 4)、自然権論および古典的共和主義という、三つの思想的底流を確認する必要があるだろう 5)。そのためには三つの思想潮流についての先行研究を振り返る必要がある。

ペインの古典的な研究を振り返ると、ジョン・ロックの『統治二論』で扱われている抵抗権論や所有権論を主なものとした自然権思想との親和性が強調されてきたといえる 6)。自然権思想と親和性を描く研究に対して、現代の政治・経済モデルにとらわれた抽象的な理解に陥る危険性を指摘しながら、ペインを含むアメリカ独立・建国期全般に視野を広げ、自然権的な理解を一旦相対化しようとした研究がある。この立場を採るのが、バーナード・ベイリン、ゴードン・ウッド、そして、ジョン・ポーコックら、アメリカ独立革命の思想を古典古代の共和主義思想の復活と見る研究者たちであった。彼らの研究によって、ペインの思想が、ジョン・ロックの標榜した自然権思想のみならず、古典古代的なものを含む多様な面をもつことが明らかになった 7)。

ペインを共和主義思想の復活の中に位置づけるという見方に対し、ジョイス・アップルビー、アイザック・クラムニック、カレン・フォードらは、ロックの自然権思想の影響力を再び重視する。彼らの研究は、ペインの自然権の内容がどのようなものなのかを描きながら、古典古代の共和主義とアメリカ独立の思想は質的に異なる、自由主義的な面を持つという。その理由として、ペインが人民の参政権の拡大を訴えたことに加えて、商業の必要性を認識していたことを挙げる 8)。古典古代の共和主義は、人民の参政権や商業を重視しないだけでなく、政治に関しては商業的利益がもたらす腐敗とは無縁である、少数の有徳者が関わるべきであるという考えを有していたからである。

共和主義的な立場であれ、自由主義的な立場であれ、ペインをはじめとするアメリカ独立期の思想家の個別的な理解をある程度一般化した研究が蓄積されたために、思想家の区分けをすることが可能になった。けれども、そのような成果を踏まえたとしても残された課題は存在する。自由主義の立場からすれば、ペインの自然権思想とは何かを説明できても、ペインがなぜ自然権を重視する立場をとり、そして、ペインの自然権思想への接近が、なぜアメリカの独立の議論につながるのかを説明しきれない。このために、1790年代のペインの著書である『人間の権利』の中で展開される、比較的明確な理論にあてはめる形で、ペイン像を描くことになりがちである。一方、共和主義を重んじる立場では、ペインとその同時代人の共通性が強調される半面、相違点を明らかにすることが難しくなるだろう。そのために、前者の研究と同様、ペインの思想的变化・相克の過程を捨象してしまう可能

性が大きい9)。

本研究では、先行研究の成果を踏まえながら、ペインの思想的相克に注目することで、ペインが自然権思想になぜ接近していったのかという点、そして、自然権思想の限界をどのように克服するのかを示しながら思想形成をしたのかという点を明らかにできる。本研究では、ペインが自然権を理想的な姿に向けて彫琢する経過に注目しながら、社会と統治の望ましいあり方を追求したプロセスを再現する。第1章では、ペインが自身の経験的な主張を次第に理論的に磨き上げていった過程を再現する。第2章では、ペインの相容れない論敵とされたジョン・アダムズを分析することで両者の思想的位置を説明しながら、ペインの社会・統治像の形成に助力したアダムズの姿を再現する。第3章では、ペインがアダムズをいかに取り入れて、独自の統治・社会像を深めたのかを考察する。

序説注記

1) 小松春雄『評伝トマス・ペイン』(中央大学出版部 1986年), A. J. Ayer, *Thomas Paine*, (Faber & Faber, 1988) (大熊昭信訳『トマス・ペイン：社会思想家の生涯』法政大学出版局 1990年), John Keane, *Tom Paine*(Grove Press, 1995)がある。これらはペインの思想を伝記的に説明した研究である。伝記研究の成果を踏まえてペインの個別論点を扱ったものとして、ペインの奴隷制廃止論と自然権思想を論じた篠田豊「試論：人間トマス・ペイン」(『松阪政経研究第11巻1号』59～74頁, 1992年), 同「トマス・ペインの小論『アメリカのアフリカ奴隷』の翻訳と解題」(『松阪政経研究』第14号1巻, 225～236頁, 1992年)である。また、財政学・経済政策史の観点から自然権思想家のペインを財政民主主義者と見なす研究として、中谷武雄『スミス経済学の国家と財政』(ナカニシヤ出版, 1996年)がある。

2) 代表的かつ古典的な研究として、以下を参照。Eric Foner, *Tom Paine and Revolutionary America, updated edition*(Oxford, 2005), Eric Foner, 'Tom Paine's Republic: Radical Ideology and Social Change', (Alfred Young ed. *The American Revolution*, pp.187-231, North Illinois University Press) このほか、篠田の前掲二論文を参照。

3) 従来のペイン研究は、自然権の説明を具体化することに尽力してきた。総じて次のような関心からペインを分析している。すなわち、統治者と被治者の関係を問題にしながら主として政治的な権利の平等性を問う議論、人間個人の諸権利を確立するべく経済的な豊かさを享受できる共和国の創設を目指す議論である。しかし、先行研究群では、ペインの

視座を統治者の側においていたために、ペインの政策的関心に重点が置かれたことを否定できない。ペインは当時の市井の人びとの一員として現実の社会をどのように見、また統治者に対して何を望んでいたのか。ペインがアメリカの独立にあたって著した『コモン・センス』の中で、権利・財産としての労働、権利としての豊かさを提唱しえた原点をどこに求めるのか。このような問題を、ペインを通じて考えてみる試みは、課題として残っている。

4) 法の支配あるいは立憲主義について、本研究では次のように捉えている。ジョン・ロックは、統治が樹立されるやいなや、立法権力のみが法の制定や徴税によって主権を行使できると主張した。これは厳密には人民主権と同じものではなく、立法部による王・議会・人民三者の権力を制定法によって抑制しようとする原理であり、伝統的なイギリス法制論と親和的な考え方であった。なぜなら、人はみな自己を統治に従わせることでその自然権が自らの統治の法で規制されるのを甘受することを、前提としていたからである。イギリス本国のホイッグは、法の支配を絶対主義的な暴君の恣意的な振る舞いと放縦な暴徒の無政府的傾向の両方に歯止めをかける考え方とみなした。18世紀アメリカにおいては、『ザ・フェデラリスト』の著者である、ハミルトン、マディソン、ジェイらが、民主主義の行き過ぎや利己心の極大化に基づく社会の解体の危機を回避していく考え方として重視する。法の支配、あるいは立憲主義の視角を有する文献は、佐々木武『『英国革命』1776年』（阿部・有賀・本間・五十嵐編『アメリカ独立革命』、東京大学出版会、1982年所収）。近年の日本語文献として、小林清一『アメリカン・ナショナリズムの系譜』（昭和堂、2007年）がある。同書はペインと同時代人であるマディソンやハミルトンの商業観と共和国観を描きながら、両者の結びつきを論じている。とりわけ19～86頁を参照。アメリカ革命期の論点に関わらせた著作としては、John Phillip Reid, *Rule of law : the jurisprudence of liberty in the seventeenth and eighteenth centuries* (Northern Illinois University Press, 2004)が有用である。

5) 2005年、当時の政治的パンフレットを詳細に検討しつつ、ジョン・ロックを歴史的コンテクストに戻しながらアメリカの政治思想を再構成する試みがされた。その作業は日本の研究者である大森雄太郎『アメリカ革命とジョン・ロック』（慶應義塾大学出版会、2005年）によって成された。大森は、次のようにアメリカの思潮を整理する。大森は、ロック（あるいはロック的解釈）の思想は主に権利の言語を語ったという。いわばロックの思想の対立概念である共和主義の思想は、「古き良き国制」という理想的な混合政体がイギリスの過去にあったと想定し、君主制・貴族制・民主制のバランスによって、「共和国」の自由を保障することを目指したという。すなわち、後者は義務の言語に力点を置いているという。前者の色彩を強調したのが自由主義的見解であるとするなら、後者を強調したのが共

和主義的見解であるといえるだろう。その上で大森は、法律家、プランター、商人、聖職者たち（18世紀末にはこういった人たちが市民と称される）からなる革命期の「著作者」たちが抵抗の最前線に立っていたという。しかし、彼らは専門の理論家集団ではなく、論争の場で自己の政治的活動の正当性を主張するために、政治的文書を書いたに過ぎないという。従って、彼らの著作には、ロック、「共和主義（「古き良き国制」という理想的な混合政体がイギリスの過去にあったと想定し、君主制・貴族制・民主制のバランスによって、「共和国」の自由を保障することを目指すイデオロギー）」、コモン・ローの伝統や聖書的な議論が渾然一体となっていた。よって、その議論は体系的な議論でないのが普通であるという。大森はこの点にアメリカ人のプラグマティストとしての性格を見出しながら、三つの底流を丁寧分析する必要性を訴えた。

6) ルイス・ハーツ『アメリカ自由主義の伝統』（有賀貞訳（講談社，1994年））を参照。

原著は *The Liberal tradition in America : an interpretation of American political thought since the Revolution* (Brace and World, 1955)

7) 共和主義的な視角からの古典的研究としては、Caroline Robbins, *The Eighteenth-Century Commonwealthmen : Studies in the Transmission , Development, and Circumstance of English Liberal Thought from the Restoration of Charles II until the War with the Thirteen Colonies*(Cambridge, Mass., 1959), Bernard Bailyn , *The Ideological Origins of American Revolution* 2nd edn (Belknap Press of Harvard University Press,1967;Enlarged edition,1992), Gordon S. Wood, *The Creation of the American Republic, 1776-1787*, (Chapel Hill, 1969;Second edition,1998), J.G.A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition* (Princeton University Press, 1975)を参照。

8) 自由主義的な視角からは、Issack Kramnick, *Republicanism & Bourgeois Radicalism : Political Ideology in Late Eighteen Century England and America* , Cornell University Press 1990, Joyce Appleby, 'Republicanism in Old and New Contexts', *William and Mary Quarterly*, 3rd Series,43 1986, pp.20-34, Karen Ford ed., *Property, Welfare, and Freedom in the Thought of Thomas Paine*, (The Edwin Mellen Press, 2001), Gordon S. Wood, *The Radicalism of the American Revolution* (Vintage Books, 1993), pp.11-94 を参照。ウッドは、1770年代のアメリカ社会がイギリス本国よりも封建法的な慣習が強かったが、1776年を境に急激にその慣習が崩壊したと分析している。なお、ウッドは、この著作の中で、アメリカの独立革命の持つ自由主義的な一面にも配慮する立ち位置に修正している。

9) 本研究の課題設定にあたっては、アメリカの独立革命全体に目配りをした、ラルフ・

ケッチャム『アメリカ建国の思想～植民地から共和国へ』（佳知晃子訳，時事通信社，1976年）からの示唆を受けた。原著は *From colony to country : the revolution in American thought, 1750-1820*。また，1790年代以降の著作を中心に，同時代人の思想との比較を一次資料を通じて行った，Gregory Claeys, *Thomas Paine, Social and political thought* (Routledge, 1989) の示唆も大きい。これらを踏まえ，本研究では，1770～80年代のペインは思想的に形成途上の時期にあったと捉える。

第1章：トマス・ペインの統治論の視角形成～自然権思想への接近とその吸収～

1節、ペインの社会認識（ペインの税吏論）

トマス・ペインが言論の世界に踏み出したとき，彼はイギリスのロンドンに暮らしていた。その当時，彼は税吏の職にあった。ペインは，税吏の薄給と雇用の不安定さに苦しんでおり，その苦しみの当事者として，『収税吏の苦境を考える』を著す¹⁾。ペインは，この著作の中で，税吏たちが社会的にどのような状況に置かれていたのかという点から説明を始める。

「税吏が属する役所の法は，税吏をあらゆる自然的な地縁血縁から引き離すようになっている。そのため，税吏たちはしばしば地縁血縁の者たちから必要な援助を得ることが出来ない。そうした援助は，家族の中では親身に感じられるものであり，最も貧しい職人あるいはごく普通の助手的な働き手でも家族とのつながりや友人関係がある。そして慈悲あるいは誇りの気持ちから，生まれてすぐの子供たちを養育し，彼らに時折一匹の豚半分に当たる食肉を食べさせ，多くの木材や一定の石炭，その他の肉体的な苦しさを和らげるものを与えている。彼らは，一日に税吏よりも多くの収入を得る。」²⁾

ペインが『収税吏の苦境を考える』の中で描く社会は，本人とその家族や親戚，および本人が生まれ育った場所とむすびついた地縁血縁のつながりの中に生きる人とそうでない人が分かれる社会である。彼の社会観は，家族とその周りにいる人々を中心とした，身近な人間関係のことを指す。ペインの考える人間のあり方は，血縁地縁を土台に生計を立てるというものである。一方で，ペインは，都市部の税吏について，地縁血縁のつながりか

ら切り離された存在であり、しかも、彼らは商工業者の使用人よりも低収入であるので、本来あるべき人間の姿ではないという。

このような社会観と人間観をふまえて、ペインは、「俸給について議論する理由が慈善にのみに基づくとするなら、私の議論は率直な同情に大きなウエイトを置いていただろう。最初の（上記の引用の：引用者補）問題は確かに収税吏のおかれた事情である。しかしこれはむしろ収入の問題である」3）と説明する。ここで、ペインは博愛主義的な考えを示しつつ4）、社会的な不平等が人間のあり方にどのような影響を与えるのかを考える。そして、ペインは、社会の中に慈善によってのみ生計を立てる人が存在することへの疑問を示しながら、税吏の置かれた状況を具体例にして、貧困を政治的な問題として扱う5）。

「個々人の状況と環境のことを、個々人の付託 *in trust* にこたえて考慮するということは、いつでも政府の賢明さである。多大な俸給が多く職業で支払われるが、考慮をその責任につりあわせ、人間を誘惑から守り、そして考慮することによって、人々が非常に価値のある存在になる時間になるのはなぜか。」6）

ペインは、個々人が政府に対して自らの生活環境を保障するよう求めることによって非常に価値のある存在になるためにはどうすべきだと述べているのか。ペインは、「最も効果的に人間を正直な状態にしておく方法とは、正直に生きるように仕向けること」だと言う7）。ペインは、人々の空腹が癒せないほどの生活に追い込まず、理性の声に耳を傾けられる状況を作り出すことの大切さを訴える。

ここで、ペインは、博愛主義が前提とする、慈善によってのみ生計を立てるような人間が存在することを当然とする考え方を乗り越えようとする。ペインは、税吏に見られる「法に反するような不治の難聴」8）というのは、政府が税吏に対してどう応じるかによって変り得ると考えている。

すなわちペインは、人間が元来、理性的な存在になり得る性質を持つという。けれどもペインの描く人間は常に理性的であることはできない。ペインは、「食糧不足から生じる不正直さと、道義の心の不足から生じる不正直さとは著しい違いがある。前者は同情に値するが、後者は処罰に値する。自然は十分に蓄えられた食糧貯蔵庫の中で飢える人間を作ることには決してない。なぜなら、食糧は特定の一人のものではないからだ。しかし、自らの奢侈の要求から他者の食糧を奪うものは絞首刑に値する」9）という。ペインは前者の不

正直さを人間の生存欲求から生まれるやむを得ないものとする一方で、後者については明確に否定的である。とはいえ、ペインは前者のような不正直に対して同情的ではあっても、その存在を容認をしているわけではない¹⁰⁾。そこで、ペインは不正直さについて分析を深めていく。

「慈悲の意識はしばしば欲求の激しさに圧倒される。そして、個人の道義は慎ましやかさと同様に、十分に根拠のある不本意さとともに、十分欲求の激しさに屈服する。」

「空腹の感情を満足させる議論、あるいは食欲の勢いを和らげる議論は存在しない。極度の貧困という状態ほど、礼節と道義の腐敗をより大きくするものはない。(中略) 腐敗自体のために漆喰のように広がる。腐敗自体の害毒のために、腐敗は過ちの一つであるけれども、忘恩と同様に正すことができるものだ。」¹¹⁾

ここで、ペインは不正直さを「悪」とみなしている。彼は、人間が善の部分を持つ一方で、悪の部分も有しているという。なぜなら、礼節や道義の喪失は、極端な貧困によってもたらされる生活への絶望によって生み出されるからである。そのようなことは誰にでもあり得るという意味で、人間は平等なものである。なぜなら、空腹や食欲というのは、人間の生存欲求に直ちにむすびつくことであるからである。ペインは、「不正直というのは貧困の直接的な結果」であるというとき、誰しも貧困に陥ると、悪の部分と言うべき不正直の力が大きくなって、他者に何らかの害を与えるようになるという。そこで、ペインは、個々人の間に、裁定者としての政府の存在が必要だと考えたのである。

ペインは、「悪」についての分析を続けながら、裁定者の必要性を訴えていく。なぜなら、ペインは、「自分は貧乏であるから、泥棒でなくてはならない」という「危険な哲学のうち、その危険の度合いのごく低いものは、ほとんど、ある種の非自発的な貧困の結果である」けれども、「その種の哲学が人間に次のことを教える」ことで、人間が必然的に悪の方に傾くことを恐れていたからである¹²⁾。ペインは、「ちょうどあらゆる種類の自殺が他のあらゆる罪よりも重いということによって、人間に対し、盗むことよりも餓死することの方が罪深いと信じ込ませるだろう。つまり、本当の正直とは感傷的なものであり、本当の正直さの実践というのは経済的な暮らし向きに依存する」¹³⁾と述べるけれども、人間が悪に傾きがちな性質を持ち、彼らの中で本当の正直さが流動的かつ不安定である理由を、現実の生活と、その中で求められる収入の低さに求めている。ペインは、収入という具体的な

次元に関心を絞りつつ、低収入の者が次のような心境になると説明する。ペインにとって、悪について考えることは、誰もが陥りうる貧困と貧困がもたらす悪の道を回避することこそ、人間としての平等を守る上で大切な考えの道筋であったのである。

「もし敬虔なものが人間の欲求に身を任せるといふ魅力に抗することが難しい、野心という大きな誘惑に抗することが難しい、あるいは惨めなものが富を得ることが難しいと悟るならば、欲求や貧困の刺激はどんなに大きなものになるだろうか。余暇、威光、あるいは金持ちに対する苛立ちは、人間本性上の抑えがたい欲求に照らした、シェードの影に過ぎないのだ」14)

ここで、ペインは、人々が危険な哲学に陥りやすく、本当の正直さを保てない原因は何かと問う。ペインは、妬みや僻みというよりも、貧困から逃れて自分や家族の生活を安定させたいという率直な欲求に、その原因を求めるのである。なぜなら、「欲求や貧困によって、快樂、野心、富を求める気持ちが刺激されること」は「人間の、抗しがたい自然の欲求」であるためである15)。

ペインは、そのような欲求をもつこと自体、人間として当然のことと認めていたので、「死への誘惑というのは、神に祈る人の心性そのものである。そして、死を避けようとすることは、あるいは、むしろ死の誘惑にかられるような状況に陥らないようにすることは、人間の慎慮の中で最も高次のものの一つである。私生活では、それはとくに敬虔なものであり、収入という面では一つの信念・原理のようなものである。」16) という。ペインは、人間が死の誘惑に打ち勝とうとすることは難しいとも考えていた。なぜなら、それは人間が死の誘惑に打ち勝つことは、あえて腐敗に身を任せるということであり、それは人間本性のある一面であるからである。

ペインは、他者と共存しうる能力というのは誰でもまたいついかなるときにでも、発揮できるものでないと考えている。ペインの言う腐敗、すなわち道義に反した行為とは、税吏が不正な手段で金品を得て、生計の足しにすることである。腐敗は極度の貧困から生まれるものであり、決して本人が自ら招いたものでも望んだものでもない。ペインは、貧困から生まれた腐敗には原罪的な性格があり、その腐敗が、人間の内面からあふれ出るというよりもむしろ、貧困という、人間をとりまく環境によってもたらされていると考える。

けれども、ペインは、人間が、政治の介在によって、恵まれない運命を変える可能性を

見出している。

「私は、あえて問う。今、貧困は本当に、あまり大きな影響力を持っていないであろうかと。(中略) 税吏の大半は、普通の生活必需品すら事欠いている。この点について考えたとき、正直なすべての友人たち、すなわち公金を扱う全ての者たちに貧困は強く訴えかけ、目立ったものになろう。貧困と権力の中にいるということは強力な誘惑になる。私は公金を扱うことを権力と呼ぶ。なぜなら、彼らは自分の権限で公金を騙し取るからだ。税吏に不可避免的に付託される信用はとても大きいものであるので、貧困という魔の手から彼を救うことは賢明な行為であり、たぶん利益でもある。彼らを欠乏から解放してやることは慈善である。しかし、そうすることで収入を保証するのは慎慮である。」17)

ペインは、地縁血縁という人間的なつながりとしての社会に入れぬ人に対し、政府が政策として、社会の紐帯に加えることを求めている。すなわち、ペインは、自覚的にではないにしても、人々を迎え入れる社会の幅が身近な人間関係よりも広まることを求めているのである。ペインは、欠乏または貧困からの解放を慈善とする一方、収入を保障することを慎慮の発揮であるという。ペインは、上位者の寛容の精神から施される善意と、税吏という貧困者が社会の中で生計を立てていけるようにしていくことの利益を念頭にした慎慮と、明確に区別している。ペインは、キリスト教義でもある、博愛主義的な上からの寛容の精神を政府に要請しながら、多くの人々に対して、貧困を自らの社会的な問題として自覚を求める。

ペインは、なぜ、政府に寛容を要求しつつ、同じ立場にある人々の自覚を促すことができたのか。その理由は、ペインが、人間は自ら、貧困がもたらす本性的な腐敗を乗り越えていける能力を持つと考えたためである。すなわち、ペインは人間が腐敗精神を持ちやすい半面、誰もが正直さを陶冶できる可能性があることに主張の力点を移しながら、人間の平等を訴えているのである。

とはいえ、現実には、そのようなあり方を保持するのは容易ではない。なぜなら、「貧困と債務は、税吏の手と固く結びついており、それらが彼らの心に偏見をもたらす」18) からである。ここで、ペインは、貧困がもたらす偏見に注目していく。ペインのいう偏見とは、彼自身が前述しているように、自らの生存欲求のために他人のものを盗むなどの行為が許されるという「危険な哲学」を持つことを指す。ペインは次のように述べる。

「貧困は道義をものともせず、ほとんどあらゆる悪に屈するという、ある一定の卑劣な気持ちを生じさせる（中略）一度も飢えたことのない者は、見事に、自分の食欲を抑えることについて論じるであろう。そして、困窮したことのない者は、道義の美的な力強さについて、長々と弁ずるであろう。しかし、貧困は、身近な人を失ったときに感じるような深い悲しみと同じく、決して治ることのない耳の病を持つことになる。そうであるから、弁舌は鋭さを失い、「生か死か」ということだけが唯一の問題になる。」 19)

ペインは、人間が、このような状況に置かれることのないようにするにはどうしたら良いと考えているのか。

「十分な俸給が、税吏たちを正直にかつ能力に基づいて生きていくようにするという議論は、国の法によってあらゆることを守らせるよりも、より良い効果を生む。欠乏、子どもたち、そして絶望に囲まれては、夫あるいは父親として何ができるのか。人間本性のように何かを強制する法は存在しない。血族のように、何かを結びつけるものも存在しない。」

「人間の尊厳や能力というのは、安心を感じて、物惜しみしない心があるからこそ、その人に求められるものである。よって、快適な状況を保持するようにすれば、尊厳や能力はあとからついてくるものである。」 20)

ペインは、社会の中の経済的な不平等を克服し、かつ、社会の中に入れたい人々が生じないような対策を、政府に求める。ペインは、貧しい当事者として収入の保障を求めたに過ぎない面があるのを否定できない。また、ペインの描く個人は、上位者に対して、慈善を請いねがう色彩が強いために、自らが社会のあり方を考えていくという域には達していない。よって、ペインの考えは博愛主義 21) の枠に留まっていると言えるし、地縁血縁を中心とする身近な人間関係としての社会に、貧困者を再び包摂することを統治に嘆願するに留まる。

ペインは、他の人と対等でないばかりか、地縁血縁の輪の中にも入れず、権力者からの慈善的な報酬で生計を立てていかななくてはいけない者が社会の中に迎えられていない現実を描き出し、そのことを顕在的な課題としたのである。そのために、彼は、次節で述べるように、独自のスタンスで、反奴隷貿易論に関わっていくことになった 22)。

ペインは、上位者が博愛主義によって、人為的に作られた社会の不平等を正すべきであると考えている。彼の社会認識は、不平等というものが神のもたらした運命ではなく、政治的な結果であるということから生まれた。政治的結果とは、イギリスという重商主義的な経済政策を是とする王国が、自由の担い手となる少数者を支えるために、日常的な労働を担う多数者がいる社会を理想としているということである。ペインは、社会の中に統治が介在する重要性を自覚することを通じて、その不平等が上位者からの寛容に主に期待しつつ、同じ条件で日常生活を送る人間同士の助け合いによって克服されるかもしれないという可能性を見つけていったのである。

1 節注記

1) Thomas Paine, *The Case of the Officers of Excise*(1772,London),in Michael Foot and Isaac Kramnick ed., *The Thomas Paine Reader* (Penguin Books,1987)

2) *Ibid.*, p41

3) Loc.cit.

4) 博愛主義の概説的説明を以下にしておく。主に『イギリス哲学・思想事典』290～292頁を参照しながら、常識的記述を確認する。言うなれば、人間や動物に対して思慮と同情をもって処遇し、人間や動物を苦痛から救済する気質、あるいは、人類に対する愛、人間に対する実践的な好意、人間相互の幸福を促進する気質や積極的な努力である。18 世後半のアメリカでは、博愛 *philanthorophy*, 慈愛 *charity*, 慈悲 *pity*, 善意 *goodwill* などを包括する「仁愛」*benevolence* に関わるものとして示されることが多い。奴隷貿易廃止や奴隷制度自体の廃止の議論ほか、搾取される子どもたちへの配慮（公教育の普及）や女性の政治的・法的権利のための議論などの言説が見られた。

次に思想的な流れの概略を示す。ホブズが人間を支配する本能的感情として「自己保存」を中心に据えるのに対し、リチャード・カンバーランドは「理性ある人間同士がすべての人々に最大の仁愛を抱くことで、個人個人およびすべての仁愛ある人々にとって最も幸福な状態を築く」ことを自然法の根源とする。サミュエル・クラークは仁愛と普遍的な愛を同義とする。カンバーランド、クラークの流れを受けたのがシャフツベリとジョセフ・バトラー。シャフツベリは同情、家族愛、友情、愛国心、博愛といった人間の自然的感情や公共的感情を生得的な道德感覚によって導き、私的善との均衡を保持しながら公共善へ至ることを主張した。バトラーは人間の目指すべき徳性を仁愛や善意や慈愛と同義として

の隣人愛であるとする。バトラーの議論は、階級差別を擁護しており、博愛主義にたどり着かない。フランシス・ハチスンがカンバーランドにならって仁愛と自己愛を対立的に捉える。仁愛を「理性を持った人間の公的かつ自然な幸福を追求する欲動」が道徳感覚によって是認されることで、神が「最も普遍的に公平無私な状態で仁愛をそなえている」ことが証明されるという。ハチスンの思想は、非国教徒の政治思想（デフォー、プライス、プリーストリ）、アメリカ独立（トマス・ペインや建国の父祖を含む多くの著作者）、奴隷制廃止論（アンソニー・ベネゼット、ジョン・ウェズリー、ベンジャミン・ラッシュ、グランヴィル・シャープら）といった、人間の平等を訴える議論にも影響を与えていく。ペインがアメリカで言論活動をはじめるとの援助したベンジャミン・フランクリンは、初等教育の普及や奴隷制廃止論にも関わる。

5) 当時の通念では、貧困は神の罰と考えられていた。

6) Thomas Paine, *The Case of the Officers of Excise* p44

7) *Loc.cit.*

8) *Ibid.*, p41

9) *Ibid.*, p44

10) *Loc.cit.* ペインは、最高位の官吏である司法官も、同じ人間である以上、下級官吏である税吏も誘惑に負け、不正直に陥りやすいという。その意味で、ペインにとって、人間は神のもとで平等である。それは、人間が理性的な存在でありつつも、自らの生存を脅かす欠乏を恐れる気持ちから、不正直に陥りやすいという立場を等しく共有していることを表すと思われる。

11) *Loc.cit.*

12) *Loc.cit.*では、裁定者としての役割を誰が担うのか。ペインの前提とする人間のあり方は、誰もが平等である以上、人々を裁定する素質を有するものをいかに選ぶのかが問われることになる。この問いは、後述するように、ジョン・アダムズがペインに投げかけた問いでもある。

13) *Loc.cit.*

14) *Ibid.*, pp. 44–45

15) *Ibid.*, p45

16) *Loc.cit.*

17) *Loc.cit.*

18) *Ibid.*, p46

19) *Loc.cit.*

20) *Ibid.*, p51

21) 18世紀のアメリカでは、英国国教会以外のキリスト教徒であるかぎり、本国のオックスブリッジへの入学を制限されるなど、国教会以外の信徒への寛容は必ずしも自明ではなかった。けれども、他者への善意や他者の幸福を望む感情の拡大が望まれるようになる。例えば、反奴隷貿易論と奴隷制廃止論に影響を与えたフランシス・ハチスンは、他者への善意や他者の幸福を望む感情が、やがて、公共的な利害への共感につながっていく心性を展望した。ハチスンの展望は社会的・政治的な行為として、貧困者の救済や奴隷制廃止論といった慈善的な組織的社会活動という形をとりながら具体化されていく。確かに、そのような動きは弱者の救済を目指すものではあった。しかし、弱者を社会的かつ政治的に対等な構成員として認めていくものでは必ずしもなかった。

22) ペインがハチスンの思想に接触した時期はいつかということ、現時点で資料的に実証するのは難しい。けれども、サセックス州ルーズの税吏時代のペインが、奴隷制廃止論にもコミットしたジョン・カートライトと直接接触したと指摘する研究に注目してみると、ペインとカートライトが同時期にヘッドストロングクラブという政治サークルに定期的に出入りしていたことを、*Sussex Weekly Advertiser* という雑誌の記事から突き止めている。John Keane, *Tom Paine*(Grove Press, 1995), p70 を参照。この時点で、ハチスンの議論やそれをベースにした同時代人の議論に触発された可能性がある。ペインは税吏時代に奴隷制廃止論や反奴隷貿易論を積極的に展開してはいないけれども、人間の平等を訴える言説に刺激されていたと思われる。

2節、ペインの社会分析としての反奴隷貿易論（政治意識の形成）

トマス・ペインの思想形成を追う上で重要なのは、奴隷貿易に関する彼の論考である。なぜならば、その議論を展開した時期がペインのアメリカへの移住と重なっているうえ、彼の反奴隷貿易論がアメリカというひとつ社会のあり方を問う議論につながっていくからである。

奴隷貿易問題1)をめぐる著作者たちの立場は奴隷使用及び奴隷貿易を擁護する主張（奴隷貿易擁護論）と、それらを廃止すべきであるという主張（反奴隷貿易論）の二つに分け

られる2)。擁護論の特徴はアフリカ人が元来奴隷として働かせるのに適しているという主張をしていることである。そして、奴隷使用の正当性をアフリカ人の奴隷化を聖書のあらゆる部分で禁じられていないという慣例によって合法化していることである3)。1773年ごろ、西インドやアメリカのチェサピーク以南の植民地では、アフリカ人が農産物のプランテーションで重要な労働生産の担い手になっていた。そのため、奴隷貿易問題の中で、農産物の生産量を維持し、そしてさらなる増産のために奴隷の輸入や使用を正当化する主張が展開された。その代表的な論客に、リチャード・ニスベット Richard Nisbet がいた4)。

反奴隷貿易論の特徴は、キリスト教義の中でもとりわけクエーカー主義者の間で展開された内容を含むことにある5)。すなわち、博愛主義的な見地からアフリカ人の解放を主張したことにある。1770年代初めに論陣を張っていた中心的な人物は、フランシス・ハチソン Francis Hutcheson やジェームズ・フォスター James Foster の影響を受けたアンソニー・ベネゼット Anthony Benezet, ジョン・ウールマン John Woolman らであった。1773年以降は、ベネゼットに啓発され、かつニスベットに反発したベンジャミン・ラッシュ Benjamin Rush がより具体的な奴隷貿易の廃止についての議論を展開し始めていた6)。

①ベンジャミン・ラッシュの反奴隷貿易論

1773年、ラッシュは初版の『奴隷保有に依拠したアメリカのイギリス植民地住民への意見』7)を発表する。ラッシュは、このパンフレット出版の意図を「私が述べるべきただひとつのことは依然として邪悪なことが続いているという点だ。(中略)私は奴隷貿易を支えてきた原理的な議論に立ち向かうべき」8)であると説明している。ラッシュは、アフリカ人が奴隷に適していると主張している論者に対し次のように反論する。

「南部の植民地や西インドで、黒人たちに課されているあらゆる悪徳、つまり怠惰、背信、盗み、そしてそれと同様のものが、奴隷たちが神の意志に沿っていないということを証明する議論に役立っている。現代において(普通言われるように)黒人の黒い色が彼らを奴隷としての運命に服せしめているのか、あるいは彼らが奴隷となることに適しているのかというのはどちらも妥当ではない。」9)

ラッシュは、神の意志としてのキリスト教儀に根拠を求める奴隷使用の正当化を明確に

非難している 10)。では、ラッシュが考える本来の神の意志あるいは人間のあり方はどのような形で具体化されるのか。ラッシュは次のように述べている。

「自由とプロパティは豊かさの基礎であり、良き農業の基礎である。人類の諸権利が正式に確立していないところで豊かさが花開いているのを私は見たことがない。ある種の豊かさを伴って生産物を増加し、かつ自由に生まれた働き手のもとで生産を増やす大地は、奴隷の汗の下では不毛のものにその価値をさげられると思われる。人間を自由なものとしてつくり、人間に大地を与えた我々の自然の偉大な造物主の意思は、人間が自分の額の汗によって、自分の所有地を耕作するようになるということにある。」 11)

ここでラッシュは、人間本来のあり方とは自分自身の所有地を持ち、その所有地に労働を投下することだという 12)。けれども、ラッシュは次のように述べている。

「今、西インド諸島とアメリカ南部の植民地のプランテーションがもっと制限され、これらの地方を耕す時に自由人だけが雇われていれば個人の利益はより減少するであろう。だが、全体の生産はより大きくなるであろう。このように、少しの富を減らすことで奢侈と悪徳を抑え、財産の平等な分配が促進する。財産の平等な分配は社会福祉の進展に最適であるように思われる。」 13)

ラッシュは、アフリカ人がプランターの拘束を離れて、私的所有を保障される自由人として雇われることが、アメリカの社会全体の利益につながることを主張している。ラッシュは、私的所有を論じてはいても、アフリカ人が自分の所有地を持つことやアフリカ人が自由人として社会の中で具体的にどのような役割を果たしていくのかについては論じていない。代わりに、ラッシュは自由人化について、「若い黒人は道徳や宗教の原理の中で教育を受けさせよ。そして何らかの仕事を身につけさせよ。それによって彼らは自分自身を維持していこう。黒人たちの奴隷の境遇に置かれる時間を短縮するよう法律を改めよ。そして、彼らに生まれつき自由のイギリスの臣民のあらゆる恩恵を付与せよ」 14) という。

ここで示されているイギリス臣民のあらゆる恩恵とは何か。ラッシュは明言していないけれども、当時の通念では、ラッシュ自身が後述するように市民的自由のことである。すなわち、法の支配の下にあること、共同社会の同意した立法の下で生活する権利、コモン

ローの中で大切に受け継がれてきた陪審裁判を受ける権利などを保障されることである
15)。ラッシュはその権利を具体的にどう保障するのか。ラッシュは、彼やトマス・ペイン
と同時代の奴隷制廃止論者のグランヴィル・シャープ Granville Sharp¹⁶⁾ を引用しながら
説明する。

「主人は日曜日に加えて週一回は[奴隷が]奴隷自身の労働のためにあてがわれる一日を認
めなくてはならない。その結果、もし、その日を奴隷自身が自分の主人のために働くこと
を選んだとしたら、彼はそのために自由人としての賃金を受け取る。そして、その日、自
分の労働によって得たものは何であれ、彼には法によってその所有を保障される。そのた
め、主人はそれを奪うことはできない。明らかにこれは完全な奴隷廃止への重要なステッ
プである。」(以上、ラッシュによるシャープの書簡引用：引用者補注) 17)

シャープはラッシュに対して、「多くのアメリカの臣民が奴隷売買や使用を規制すること
に積極的でないだろう」と書き送っていた 18)。そこでラッシュは、アフリカ人を奴隷の境
遇から賃金労働者に変えることを目指した。すなわち、労働の対価として賃金を得て、労
働を通じて得たものの所有を法によって保障されるようにすることを目指したのである。
アフリカ人が私的所有を保障されることは、制度としての奴隷廃止にとって重要である。
けれども、ラッシュが描いていた、自分の所有地を耕し、その成果を所有するアフリカ人
像からは後退しているように見える。なぜなら、現実の問題に直面したとき、ラッシュは、
アフリカ人を賃金を得る働き手に編成することで社会福祉の実現を図ることができると述
べていたからである。

当時のアメリカは、自分の土地を所有した独立小生産者としての生き方が賛美されてい
た。このため、賃金を得る働き手に対するイメージはジプシーや物乞いよりも低かったと
いう 19)。このような事実があるにも関わらず、ラッシュはなぜ賃金労働者化を図ろうとし
たのか。

その問いについて考える前に、彼が認識していたアメリカにおけるアフリカ人の現実を
見ておく必要がある。ラッシュは「自らの身体が競りにかけられ、母娘や兄弟は互いに引
き離されている」現実や「仕事の道具として農場に送り込まれている」現実を見た 20)。仕
事の道具となった彼らは、使用主から年齢や性差や妊娠しているか否かも考慮されない 21)。
さらには、「一人の奴隷が主人の横暴に対して反抗の意思を述べる。次の瞬間、奴隷の心臓

にはナイフが突き立てられる」22) という、主人による奴隷の恣意的な私刑も半ば公然と行われている。このような状況を見て、ラッシュは「今、どこに法や正義があるのか！黒人たちに解放への道をたどらせよう」23) と訴える。この訴えは、ラッシュの博愛主義的な同情心であると思われる。ラッシュは、アフリカ人の人間本来のあり方を求める以前に奴隷使用を当然とみなす人々に対して、アフリカ人が人間として扱われていない現状を、残虐な事実として読者に提示した。

そして次のように訴える。

「まず、為政者 **Magistrates** は上位の者下位の者を問わず、使用者の悪徳を抑制する際、自分に与えられている権限を行使せよ。自ら手本を示すことによって、奴隷所有への反対を示し、それを正すあらゆる条例に進んで賛成している姿を見せよ。立法者は自分たちに信託されていることを今一度想起せよ。それらの諸法を宗教の精神（自由）そして我々の最も高貴なイギリス国制によって根拠付けよ。法の支配を危険にさらす邪悪さを抑えることよりも適切に、イギリス国王あるいは祖国への忠誠を示すことはできない。そして、そのうちに立法の自由を壊すことになろう。」24)

ラッシュの力点は、プランテーションおよびプランターとアフリカ人という私的な関係に法が介在することを訴えた点にある。ラッシュは、プランターの私的所有権の絶対性や奴隷に対する恣意的な私刑を法によって制限することを訴える。前述の内容から考えると、ラッシュは、この制限が国王からの恩恵として行われると捉え、そして、プランテーション内でアフリカ人に恣意的な罰を加えることが許される状態を解消することを模索している。合わせて、ラッシュはアメリカに住むアフリカ人がヨーロッパ系住民同様に法の保護を受けられるようにすべきだと述べている。なるほど、ラッシュの考えるアフリカ人の自由人化は自分の所有地を耕すという形で実現するわけではない。けれども、ラッシュには博愛的な同情心があったため、アフリカ人を単なる生産手段とはみななかった。ラッシュはアフリカ人への同情をどのような方向に深めて行ったのか。

「穏健な統治においては、多くの奴隷が存在すべきでないというのが最重要である。それらの国々の政治的自由 **political liberty** は、市民的自由 **civil liberty** の価値に付け加えられる。市民的自由を剥奪された者は政治的自由をも剥奪されることになるのである。この

者は自分がその構成員ですらない幸福な社会を眺め、その安全が自分のためではなく、他の人々のために確立されているのを見出す。彼は自分の主人の魂は立派になっていくことができるのに、自分の魂はたえず卑しくなってゆかざるをえないことを感じる。自由な人間を常に見ていながら、しかも自分はそうはなれないということほど動物の状態に近づかせるものはない。このような連中は社会の天敵である。そして彼らが多数であることは危険」(ラッシュによるモンテスキューの引用：引用者補注)である。」25)

ラッシュは、市民的自由をイギリス臣民の全てに与えられる恩恵と見ている。そして、ラッシュは政治的自由を、市民的自由という根本的な権利の上に付加されるものとして捉えている。市民的自由は、イギリス国制の法の下で一市民がその財産を返してもらうため、あるいは何らかの侮辱に対して償いを得るために裁判に訴えることのできる自由を意味する。同様に、政治的自由は自己の安全について持つ確信のことであり、その確信は様々な地区において代表を選ぶための政治参加の権利が守られることによって得られる。

ラッシュは、前者の受動的な自由が後者の能動的な自由の基礎になるという。けれども、ラッシュの描いた社会では、アフリカ人を物乞いやジプシーよりも社会的評価が低い賃金労働者に編成することになる。そして、ラッシュは、市民的自由と政治的自由を不可分の一つの権利とみなすのではなく、後者が前者に付加されるというニュアンスで捉えた。そのため、ラッシュはイギリス臣民への恩恵というのは市民的自由を意味すると考えたので、アフリカ人に認められる自由には政治的自由が含まれないことになる。なぜなら、ラッシュはアメリカの中で理想的なイギリスの体制を実現することが社会の福祉になると考えていたので、公的な事項について考える人々と市民的自由のみを有して労働に専念する人とが共存するという、アメリカの中に理想的なイギリス社会をつくることを重視していたからである26)。

なぜラッシュの描く自由なアフリカ人が政治的自由をもたないことで、アメリカの中にイギリスの理想像を描けたのか。言い換えると、なぜ、ラッシュは、アフリカ人が自分の所有地を持たなくても自分の財産権を持ち、身体や人格の自由を持つことができるために、人間本来のあり方に近づくと考えていたのか。その理由は、ラッシュが社会全体の秩序を重視する一方で、博愛主義的な立場からアフリカ人の安全も重んじる思想家だったことに求めることができる。一つはラッシュの政策的な配慮である。ラッシュの描くアフリカ人は主として農業者である。アメリカの農業にとって、プランテーションは不可欠のものである。ラッシュはア

アメリカ全体の豊かさを重視しているため、プランテーションでの働き手を確保する必要があった。白人、アフリカ人いずれの側を問わず、プランテーションの存在を政治的に否定する機運が高まれば、アメリカ経済の不安定化につながりかねない(27)。そういう事態は自由人となったアフリカ人の雇い主を締め付けるため、自由人となるはずのアフリカ人の雇用や財産形成の機会をかえって失わせることになりうるのである。ラッシュにはこのような政策的な理由があった。けれどもラッシュのこのパンフレットは、アフリカ人に対する共感の書であるという一面を忘れてはならない。その一面がもう一つの理由につながる。すなわち、アフリカ人が生計を立てていける場がなくなってしまうことへの危惧であり、アフリカ人の自由の一里塚を勝ち取りたいというラッシュの率直な思いである。ラッシュは当然のこととして語らないけれども、アフリカ人が市民的自由を持てば、たとえ所有地がなくても、自分の労働の成果を法の下で保障される。しかし、シャープの手紙にあるように、アフリカ人の使用や売買の習慣を当然とみなす者が多かった当時のアメリカで、その習慣を見直すことを呼びかけても、直ちに効果が出る保障はなかった。ましてや白人でも一部の者しか認められていなかった政治的自由を求めれば、プランテーションの経営者などがアフリカ人の部分的な自由化さえ拒否する事態も現実であり得た(28)。

ラッシュは博愛主義的な立場から反奴隷貿易論を深めたため、奴隷をどのように解放するかという奴隷制廃止論に議論を進めた。奴隷をどのように解放するかという発想に立つと、シャープが書簡で述べたことから示唆されるように現実との妥協が求められる。そのため、ラッシュはアフリカ人の解放に向けて、能動的な自由と受動的な自由を分けて考えることを余儀なくされた。そして、ラッシュは、ひとまず、アフリカ人に対して後者の市民的自由を認めることで、イギリス臣民としての恩恵を与える必要性を示すに留まらざるを得なかった。ラッシュは、市民的自由と政治的自由の両方を持つ一部の白人（主にプランテーションなどの所有者）と、前者の自由のみを持つその他の白人やアフリカ人（自らの土地を持たない、プランテーションなどにおける賃金労働者）とに分かれる階層的な社会を描いた。よって、アフリカ人がイギリス臣民の一員になることは、私的所有を確実にするために公的事項に参加する権利をも保障されるわけではない。ラッシュは、アフリカ人がイギリス臣民の恩恵としての受動的な自由である市民的自由のみを持つ半面、彼らが政治的自由という能動的な自由を持つことを具体的に明示できなかったのである。

② 抵抗運動の中で芽生えたアフリカ人の自然権論

イギリス本国への抵抗運動が国王への誓願をやめ、次第に独立をも視野に入れ始めるという時期に議論の先鋭化の副産物として現れた反奴隷貿易論がある。この議論を展開した著者たちは、アメリカの住人がアフリカ人奴隷を永久に奴隷の位置に置く権利があるのかと問いかける。

1774～1775年頃になると、抵抗運動の中で展開された反奴隷貿易論はアフリカ人の自然権と関連付けて論じられるようになる。すなわち、抵抗運動の著者の中からアメリカ植民地の住民と本国人との対等の主張の正当性をもたせるために、アフリカ人も人間として彼自身のパーソン（身体）に対する自然権を持っているという論理を提示する者が現われる。

彼らの論理は次のようなものである。アフリカ人の労働の所産は彼ら自身の所有物であり、それに対して奴隷の所有者を含めた誰であれ何の権利もない。なぜなら、全て人間は彼自身のパーソンにおいて所有権を持ち、彼の身体の労働や手の働きはまさしく彼自身のものだからである。その上で彼らは、アフリカ人がアメリカ人とは契約によって結び付けられていない自然状態にある存在であると考え、アフリカ人は、アフリカで彼ら自身の独立国家を構成していたのであり、アメリカ人やヨーロッパ人が彼らを奴隷にする権利は全くないという 29)。このような主張と根拠をもった典型例が、人は労働によって誠実に獲得したものに対して自然権をもち、この自然権こそが所有権であるとする議論である 30)。

例えばリチャード・ウエルズは次のように述べる。

「隷属はイギリスの自由とは一致しないものとして彼ら（アフリカ人：引用者補）の罪の一部でありえない。（中略）もし隷属が彼らの罪の一部でないとしたら、つまり、イギリスの憲法がその者の国の法に違反したと言う理由で死を宣告された人の自由を守るのなら、アフリカ人はアメリカに上陸するなり、彼らの自由を要求するであろうと確信する。」 31)

「人間が自分の財産権を主張し維持するところはどこでもそうだが、彼は財産権を疑いなく回復すべきなのだ。（中略）今あらゆる奴隷が自ら出廷することで財産権の回復を主張する。そのとき、奴隷は永久に自らの生まれながらの権利を自然にもつことの最も有力な証をもつことになる。（中略）アフリカ人に対して所有の正当性を主張する者たちが奴隷輸送の鎖を切断した場合の話したが、イギリス憲法と我々自身の宣言により仮にイングラ

ンドに住んでいたのと同様、アフリカ人は自由なのだ」 32)

ここでウエルズは、アフリカ人がアメリカに連れてこられた時点で所有権という自然権の回復をし、イギリス人としての恩恵を付与されることによって自由になるという。ここで、回復されるはずの自然権の中身について、ウエルズは、市民的自由および政治的自由という言葉で説明をしていない。ウエルズは明示していないけれども、市民的自由に力点を置きながら、主として所有権が法によって保障されると述べることで労働所有論に接近する。そして、彼はラッシュのように市民的自由と政治的自由を分けて提示していないので、その市民的自由は白人のみを念頭にしたイギリス人に付与される恩恵ではなく、より普遍的な意味を持つに至っていると思われる。とはいえ、彼は、本国からの独立を主張するための論理的な矛盾を解消することに力点を置いているので、アフリカ人に対して保障すべき市民的自由と政治的自由についての内容が抽象的であることを否定できない。確かに彼は、私的所有を所有権として捉え、さらには自然権とみなすことで、労働所有論に接近している。しかし、彼の主張は、アフリカ人自らが公的事項に参加することで、その権利を確実にしていくところまでは届いていない。

抵抗運動の中でアフリカ人の自然権を結びつけた論者の中には、アフリカ人が生国で肥沃な土地に住み、勤勉な農夫として豊かさを享受していたことを挙げる者もいた。新聞『コネチカット・ガゼット』誌上の論説である「Q.X.Z」では、もともと平穏に生活していたアフリカ人が、イギリス人の侵入によって彼らの市民的自由としての権利を破壊されたという主旨のパラグラフが存在する 33)。ここから、アフリカ人はもともと住んでいた国からアメリカに移住者としてやって来たので、市民的自由の一つでもある、アメリカにおいても自らの財産権を侵害されない権利を持つ、という論理が生まれる。

本国に対する抵抗運動は「代表なくして課税なし」をスローガンとして行われた。けれどもこのスローガンは、本国によるアメリカ植民地の住民の自然権の一つである財産権の侵害を糾弾する意図があった。彼らはアメリカの住民が同じ土地に暮らすアフリカ人奴隷の自然権を奪いながら、本国に自然権を主張する論理的矛盾に自覚的である。リチャード・ウエルズや「Q.X.Z」の匿名の著者はその典型的な例であった。

それらの主張はアフリカ人の移住の自然権や所有の自然権を確認する契機を含んでいるため、市民的自由と政治的自由の両者が不可分の自然権として捉えられ始めたと見ることができる。確かに、彼らの主張する自然権は、市民的自由と政治的自由を分けて考えてい

ないために、イギリス人の特権としてではなく、より普遍的な権利として提示されたと見ることができる。しかし、彼らは市民的自由と政治的自由をより具体的なものにする議論を展開していない。すなわち、個々人が、自らの所有権を確実に保障するために公的事項に参加する自由を広く認めるべきであるという論理を展開していない。彼らはアフリカ人の政治的自由の内容を具体的にしない。その曖昧さゆえに、彼らの描く社会の中では、公的事項に関与する人々は依然、白人の一部に留まり、アフリカ人を含む他の住民は、受動的な権利のみを有することになる。とはいえ、抵抗運動の自然権論者の思想的位置は、単一の普遍的な権利としての市民的自由と政治的自由を具体的に描く思想が登場する過渡期にあったと言える。この過渡期の曖昧さゆえに、彼らの議論は、普遍的権利としての自由を追求しつつも、現実にはイギリス臣民の自由として追求されたために、アフリカ人が公的事項に参加できる見通しを示せなかった。そのために、アメリカの中のイギリス的な要素を補正するにとどまった。そして、アフリカ人の普遍的な自然権を具体的に展望できるまでには至らなかったのである。

③ トマス・ペインの反奴隷貿易論

前述の著作者たちは、アフリカ人にもイギリス臣民としての特権を付与することに重ねて、主として市民的自由を保障することを訴えていた。トマス・ペインは、これらの考え方とは異なっている。ペインは、イギリス臣民としての特権を付与するという意味合いをもたないアフリカ人の解放論を示す³⁴⁾。ペインの反奴隷貿易論は彼がアメリカに渡って最初に上梓したもので、抵抗運動と関わるものではない。彼は、アフリカ人の境遇と奴隷使用の習慣に議論の焦点を絞っており、アフリカ人が人間としてより良く生きるための道を探ることに力点を置いている。

ペインは『アメリカのアフリカ奴隷』の中で次のように述べている。「卓越した人たちによって、またいくつかの最近の出版物によって、人間自体を略奪することは正義と人間性のあらゆる原理や良き政策、自然の光に反していることが証明されている。にもかかわらず、このことの正当性は未だに主張されて」いるという³⁵⁾。卓越した人というのは、ペインによれば、バクスター、ロック、カーマイケル、ハチスン、モンテスキュー、ブラックストーン、ジョージ・ウォレスといった思想家である³⁶⁾。ペインは彼らの議論の中に、人間の身体的自由の不可侵性を見出だし、彼らの理論を反奴隷貿易論の根拠にしている。

「奴隷貿易の経営者自身も、そして他の者も自らが次のことを証明している。これらのアフリカの国民 **African nations** の多くが肥沃な土地に住んでいる。彼らはヨーロッパ人によって酒で墮落させられ、他の部族と対決させるべく買収されるまで勤勉な農夫であり、豊かさを享受し、戦争とは縁がなく静かに暮らしていたのだ。さらに次のことも言える。これらの無害な人民は連れ去られることによって奴隷の身分に落され、自らの臣下に売り渡す王たちの欲求をかきたてた。王たちはそのようなことができる権利を有していないし、アフリカの住民たちを捕らえるために一つの部族と他の部族を戦争させる権利も有していないのだ。」 37)

ペインはアフリカ人がもともと自分の国の中で所有地を持ち、自身の労働を投下する生き方をしていたという。ところが「ずるく非人間的な方法で、イギリス人は年一万人に上る奴隷を仕入れた」 38) ことで、アフリカ人の人間性は奪われている。ペインは、明確に表現していないけれども、一人の人間が、自然権の名の下に、他者の権利を侵害する状況を危ぶんでいる。すなわち、他者の権利の侵害を踏み台にして、自らの権利を確立してゆこうとしている現状を告発しているのである。そのために、ペインは、抵抗運動と自然権の回復を直接的に関わらせることなく、あえて、アフリカ人の人間としての地位の回復を目指す反奴隷貿易論に力点を置いたと思われる。

「確かに人間は合法的に死に追いやられ、その者の同意なく財産を奪い取られる場合もある。けれども、誰もが有罪判決なしに死刑にされるだろうか。」 39)

「(買い手は) 悪名高い泥棒一味に手を貸し、盗まれたものを買入れたのだから、泥棒の取引を支えたのと変わりはない。知らないということは何ら責任を逃れる理由にはならない。売り手は明らかに、どのようにアフリカ人を捕まえたのを知っているからだ。しかし、売り手が人間略奪者 **Men—Stealers** でないという証拠なしに誰も人間を合法的に買えないのだ。真の所有者は盗まれて、その上に売られてしまった財産を取り戻す権利がある。従って、彼らは取り戻す権利を持つからこそ自らの財産に対する真の所有者なのである。同様に、奴隷は自由の正当な所有者として自由を取り戻す権利があるのだ。」 40)

ペインは、アフリカ人が自らの身体と財産の安全を法によって取り戻し、保障される権利を持つこと、すなわち市民的自由を持つことを示唆している。この後ペインは、権利に

ついでに議論を展開する中で挿入的に博愛主義的な観点から次のように述べている。

「キリスト教徒は全ての人々が隣人であり、隣人を自分自身のように愛し、自分がされたいことをすべての人に行い、全ての人々に良いことをするようにと教えられている。そして、人身の略奪 Man-Stealing は極悪の犯罪だと位置付けられているのだ」 41)

「単におとなしい人々を、野獣を捕獲するように捕らえて奴隷とすることは、人間性と正義の原理に対する最大の侮辱である」 42)

なぜペインは上記のような挿入をしたのか。ペインが奴隷貿易論を展開する数年前、彼は言論活動に身を投じるきっかけを作った『収税吏の窮状を考える』 43)を公表していた。そこには貧しい者への率直な同情が表れていた 44)。前節でも扱った、このパンフレットが博愛主義的な見地を有していることを示す描写に、「俸給について議論する理由が慈善にのみに基づくとするなら、私の議論は率直な同情に大きなウエイトを置いていただろう。最初の問題は確かに収税吏のおかれた事情である。しかしこれはむしろ収入の問題である」 45) という部分がある。ペインは、イギリス社会の底辺を知っていた。そのため彼は、イギリス社会の階層性が持つ負の面を告発しながら社会的弱者への率直な同情の念を育てたのである。その同情心は、身近な人間関係としての社会にすら包摂されない人々がいるという現実認識に裏打ちされていた。そのために、ペインはアフリカ人を社会的弱者と把握した。アフリカ人がアメリカ社会の最下層に押し込められており、それを当然のように考えるアメリカ住民に対し、再考を促す必要を感じた。このことから、ペインは、アフリカ人が人間として社会の中に存在することは当然であり、白人とアフリカ人とを問わず、人間が本来的に持つ普遍的な権利の回復を訴える議論、および、自然権の本来の意味を考えることを人々に提案することができた。ペインは、人間の本来のあり方を模索する必要性に迫られながら自然権思想に接近していたのである。ペインは、再び、普遍的な権利の内容を説明していく。

「これらの人々は自由没収の有罪判決を受けたわけではない。よって、いまだに自由に対する自然かつ完全な権利を有している。正義において政府は彼らを自由にし、彼らを奴隷として所有している人間を罰すべきである」 46)

ペインはアフリカ人が司法に対して自らの自由を回復する権利を行使するような社会を明確に描いている。けれども、現実にはそのような見方は当時のアメリカで一般的ではなかった 47)。そこで、ペインは「小論の主要な目的はすでに多くの人々が行っている、奴隷擁護論への反論ではない。以下の事柄をアメリカ人に考慮するよう、懇願 entreat することである」 48) と言う。

「いかなる一貫性あるいは慎ましきをもって、アメリカ人はアフリカ人を奴隷にする試みを声高に訴えるのか。すでに何千何万というアフリカ人を奴隷として使っているが、また（人間を奴隷にできるとの）権限を持っているとのふりもせず、あるいはその権限があるという主張もせずに毎年何千もの人間をどうして奴隷にできるのか。（中略）奴隷貿易、奴隷の使用に対してざんげや嘆息が聞かれないのはどうしてか。アメリカの夫々の社会はなぜ、奴隷を使用する習慣に反証し、その習慣を捨てない強情な輩どもを悪人と呼ばず、国にとっての敵として自分たちの仲間内から排除しないのか。奴隷を売買し使用することよりももっと罪の軽い犯罪でも自分たちの仲間内から排除しているではないか。」 49)

ここでペインは、アフリカ人が自然権を持てる共同社会とはアフリカ人を売買し、使用することを違法とみなす社会であるという。しかしペインは、白人がアフリカ人の使用について当然の習慣であるとしか捉えていない現実を見ていた。すなわち、白人の中にアフリカ人を使用しないという発想が生まれうるような、自らの権利として主張する状況ではなく、当然のこととしてアフリカ人の権利を全く顧みない発想を見ていた。

けれどもペインは、アフリカ人をアメリカ社会に迎え入れた後の展望を示す。

「幾人かの使用者たちは適正な地代のもとに土地を貸すことができるだろう。また別のものは、従来どおりに奴隷の身にある人たちを雇いつつ労働に見合った賃金を支払うだろう。その結果、あらゆる奴隷が何らかの財産を持ち、自分の働きに応じた労働の果実を手にすることができる。だからこそ、彼らは勤勉になろうとする。彼らは自分たちの共同社会に生きる人々と同様に家族と共に暮らして愛情を注ぎ、市民として保障されつつ civil protection, 義務を行使し、他の利点を生かすことになる。多分黒人たちは辺境の地域で時として有効な盾としての植民者となるだろう。このように、彼らは公共の福祉に関心を持つようになり、その促進に力を貸すだろう。」 50)

ペインはアフリカ人の生命と生活の安全が市民的自由と政治的自由を持つことで保障されるという。ペインの説明する市民的自由と政治的自由は一体的なものであり、イギリス臣民の特権ではなく、人間が生まれながらに当然もつべき普遍的な権利である。そして、ペインはラッシュと抵抗の自然権論者では明確でなかった政治的自由を具体的に説明する。ペインは、アフリカ人が自分たちの共同社会に生きる人々と同様に、「公共の福祉に関心を持つ」ようになり、「その促進に力を貸す」としていることで、白人もアフリカ人も共に公的な事項に参加し、自らの安全への確信を深めるという意味での政治的自由を持つことを視野に入れ始めていたのである。ペインは彼らが義務を行使し、かつ他の利点を生かすことになると主張することで、能動的な自由としての政治的自由を持つことを訴えた。ペインは、一人の人間が、自然権の名の下に、他者の権利を侵害する状況を危ぶんでいる。すなわち、他者の権利の侵害を踏み台にして、自らの権利を確立してゆこうとしている現状を告発している。そのために、ペインは、抵抗運動と自然権の回復を直接的に関わらせることなく、あえて、アフリカ人の人間としての地位の回復を目指す反奴隷貿易論に力点を置いたと思われる。

そのようなことに力点を置いた動機は何か。ペインは、イギリス社会の底辺を知っていた。そのため彼は、イギリス社会の階層性が持つ負の面を告発しながら社会的弱者への率直な同情の念を育てたのである。その同情心は、身近な人間関係としての社会にすら包摂されない人々がいるという現実認識に裏打ちされていた。そのために、ペインはアフリカ人を社会的弱者と把握した。アフリカ人がアメリカ社会の最下層に押し込められており、それを当然のように考えるアメリカ住民に対し、再考を促す必要を感じた。このことから、ペインは、アフリカ人が人間として社会の中に存在することは当然であり、白人とアフリカ人とを問わず、人間が本来的に持つ普遍的な権利の回復を訴える議論、および、自然権の本来の意味を考えることを人々に提案することができた。ペインは、人間の本来のあり方を模索する必要に迫られながら自然権思想に接近していたのである。

ペインは白人たちのアフリカ人の権利への無配慮の現実を見ていたにも関わらず、上記のように、彼がアフリカ人の市民的自由と政治的自由の両方を普遍的な権利として捉えることができたのはなぜなのか。その手掛かりが『アメリカのアフリカ奴隷』と同じ1775年に出版された『厳粛な思い』51)にある。

「アメリカ発見以来、常にイギリスはどんな野蛮な国民でもしたことがない人身売買というもっとも恐ろしい商売に専念して、毎年（平然と冷酷に）不幸なアフリカ海岸に侵入して無抵抗な住民を攫い、盗み取ったフロンティア領土を開拓させてきたのだ。以上のことを深く考えてみると、一瞬のためらいもなく結局は全能の神がアメリカをイギリスから引き離してくださるものと確信する。それを独立と呼ぶかどうかは読者に任せる。それが神および人類の目的であるならいずれそうなるだろう。なお、全能の神が慈悲を我々にくださり、我々をただ神にのみ服従する国民にしてくださるとき、大陸の立法部が制定する法によって最初の感謝の意を表明したい。これによって黒人の輸入や売買を禁止するとともに、すでにアメリカに来ている黒人に対してはひどい運命を改善して、適当な時期に自由を保障しよう。」 52)

ペインは、市民的自由と政治的自由を有して、自らの手で私的所有を確実に保障されるという、白人でもなかなか望めなかった権利をアフリカ人が得て、彼らを同じ共同社会の中に迎え入れることを想定している。ペインは明記していないけれども、アフリカ人もヨーロッパ系住民も共に、一つの市民社会 53) の構成員になることを射程に入れ始めている

ペインがそういう想定をできたのはなぜか。一つはアフリカ人の人間としての自由の幅を広げる意図があったことである。フロンティアへの植民という生き方を示すことで、自分の土地所有を望む者に、自身の手で共同社会を作り上げる意欲を持たせたかったのである。ペインは、『厳粛な思い』において、アフリカ人の労働によって開拓された以上、フロンティアの所有権がアフリカ人にも当然認められるべきであるという考えを示す。このことを、『アメリカのアフリカ奴隷』におけるペインのフロンティアへの言及と合わせて考えれば、アフリカ人の権利の正当性はいつそう明らかになるだろう。ペインが、アフリカ人が白人と同じ共同社会で共存することを想定できたもう一つの理由は、白人の中にアフリカ人がフロンティアの防衛を担う存在という認識を育てることで、共にアメリカの中に生きる者同士であるという意識を広めようとしたためである。ペインには、白人がアフリカ人の社会的役割の有意性を感じることで共に社会を形成し、さらには統治の主権者としての位置を共有することで、アメリカに暮らすすべての人の権利が、より具体的に保障されることを期待したのである。ゆえに、ペインは、『厳粛な思い』で、具体的なテーマから、自然権思想に接近し、アメリカ独自の統治を模索する契機を獲得していく。

ペインが、反奴隷貿易論を統治形成のための議論につなげることに、どういう意味があ

ののだろうか。上述のように、ペインは、個人に固有の権利をいかに守るのかという文脈から、次第に、統治の担い手についての議論へと、軸足を移したことを意味する。

ペインは、『アメリカのアフリカ奴隷』を出版した1774年末から1775年前半までは、奴隷貿易をイギリスの犯した罪悪として告発しながらも、統治形成の議論には直接言及していない。ペインは、ラッシュや抵抗運動の自然権論者のように、イギリスという枠の中で社会のあり方を見直すことを考えた時期もあったと思われる。ラッシュおよび抵抗運動の自然権論者はアフリカ人の自由をイギリス人の特権として付与しようとした。しかし、そのような前提に立つと、彼らの意図に反してアフリカ人の自由は白人のそれよりも劣位に置かれる余地が残る。これに対してペインは、自由を人間であれば当然持つべき、普遍的な権利であるとみなす。よって、ペインは、白人とアフリカ人が共に生きるための新たな社会をつくり、その社会の安全のための統治を、アメリカの住民独自に形成することが正当性をもつと言えた。反奴隷貿易論は、ペインの登場によって、本国とは違ったアメリカ社会の独自性を強調する議論としての性質を持ちつつ、アフリカ人をも統治の担い手に加えていこうとする方向を持つことで、アメリカ社会に包摂するための具体的な議論となっていた。さらに、ペインは、社会自体のあり方をも統治との関わりの中で捉えていくことになる。

2 節注記

1) 独立前夜の反奴隷貿易論は、大きく分けて三つの潮流があった。そしてこの三つが順を追って出現し、徐々にアフリカ人と白人とが社会の中で共存していくための思想へと変化している。

最初はラッシュの議論で、博愛主義的な立場からアフリカ人をいかに自由人化するのかを論じたうえで、制度としての奴隷を廃止する議論に進んだものである。ラッシュは法の保護を受ける権利としての市民的自由をアフリカ人に確実に保障する必要性を訴えた。そしてイギリス人の特権としての自由をアフリカ人にも認めようとした。しかし、ラッシュの同情心が大きいものであったにせよ、彼の主張するアフリカ人の自由化は賃金労働者への編成を意味し、自らの手で私的所有を確実にしていくための政治的自由を認めるものではなかった。よって彼の意図に反して、イギリスの社会の持つ階層性の中で、アフリカ人の自由は白人に比べて狭められる可能性があった。

次は現実に独立をも射程に入れ始めた、ニューイングランドを中心とする抵抗運動の中

で生じた自然権論者の議論である。この潮流はアフリカ人にも自然権の平等を確認しようという特徴があったけれども、白人とアフリカ人が共に市民的自由や政治的自由を共有する議論には関心が薄かった。また、アフリカ人の自由をイギリス人の特権としての自然権という形で訴えられたために、市民的自由と政治的自由の位置づけが不明確になり、アフリカ人の自由人化につながる確証は必ずしも自明ではなかった。

最後にトマス・ペインの展開した反奴隷貿易論が登場する。ペインはアフリカ人の解放を、独立小生産者あるいは賃金労働者が、普遍的な権利としての市民的自由と政治的自由の両方を持つ社会を展望しながら描いた。そういう展望を持てたのは、ペインが白人とアフリカ人が共に生きるための新たな社会をつくるような意識をイメージできたからである。ペインの反奴隷貿易論は、奴隷使用の不正および違法性を訴えるだけでなく、アメリカの住民が社会の安全のための統治を立ち上げることが正当性のあることであり、かつ利益のあることだと訴えていた。そして、ペインの奴隷貿易論は、具体的な表現で訴え得る思想的位置にあった。なぜなら、ペインは、市民的・政治的自由を別個のものとして捉えなかったもので、政治的自由も必然的に自由の中に含めて捉えていたからである。そうであるからこそ、市民的自由と政治的自由が白人という特定の人々の特権ではなく、人間が普遍的に持つ自然権として把握していたのである。

反奴隷貿易論はラッシュがアフリカ人の自由を具体的に模索する道を拓き、抵抗の自然権論者が理論的に白人との平等を訴えた。その段階で、まずは理論上、アフリカ人がアメリカ社会の一員としての位置を占める見通しが立った。そして、ペインが彼らの市民的自由や政治的自由を、具体的かつ実際に生かせる空間の必要性を議論したことで、自由は特権から人間の普遍的な権利へと変化したのである。2009年1月、アメリカ合衆国史上初めて純血の白人の家系出身ではないバラック・オバマが大統領に就任した。2008年の予備選挙から本選挙にかけて、他の白人候補者と戦うオバマが選挙戦の過程を通して直面した問題の一つに、アフリカ系の血を引く者を大統領にすることへの人々の抵抗感があった。現代史において、白人とアフリカ人の共存を巡る問題を概観する文献として有益なものに、エリック・フォナー『アメリカ 自由の物語 上・下巻』（横山他訳、岩波書店、2008年）がある（とりわけ下巻を参照）原著は Eric Foner, *The Story of American Freedom* (Picador,1998)。

2) アメリカという国にとって白人とアフリカ系住民がいかに共存していくのかという問題は、独立から 200 数十年を経た今日でも課題として残されている。アメリカ独立前夜に

において、その課題をアメリカの住民たちに突きつけていたのが、アフリカ人を奴隷として使用し、売買する習慣の是非を巡る奴隷貿易についての議論だった。

奴隷貿易については、主として二つの方向からの研究がなされた。一つは主として奴隷制廃止論者（アボリショニスト）の思想の解析を進める方向である。デイビッド・デイビスの古典的研究に始まり、クリストファー・ブラウンやモーリス・ジャクソン等の研究につながる、英米の啓蒙思想家の奴隷制廃止論者としての一面に注目するものである。これらの研究は、アメリカ側ではベンジャミン・フランクリン、アーサー・リー、トマス・ジェファソンら、イギリス側ではグランヴィル・シャープ、アダム・スミス、リチャード・プライスといった、当時の影響力のあった思想家の名を挙げている。これらの研究は、デイビスの論点から派生して、アフリカ人の解放＝自由人化をいかに進めるのかという視点を重視する。この点については、David Brion Davis, *The Problem of Slavery in the Age of Revolution 1770-1823*, (Cornell University Press, 1982) および David Brion Davis, *The Problem of Slavery in the Western Culture*(Cornell University Press,1966)を参照。イギリス本国のアボリショニズム解明に主眼をおきつつ、アメリカの奴隷貿易論を包む雰囲気がよく分かるものとして、Christopher Leslie Brown, *Moral Capital, Foundations of British Abolitionism*(North Carolina University Press, 2006)。最新のものは、Maurice Jackson, *Let this Voice Be Heard, Anthony Benezet, Father of Atlantic Abolitionism* (University of Pennsylvania Press,2009)。本論でも扱うベンジャミン・ラッシュの奴隷廃止論を深めた研究に、John C. Greene, *'The American Debate on the Negro's Place in Nature, 1780-1815'* (Frank Shuffelton ed. *The American Enlightenment*, pp.103-115.), Donald J. D'eila, *'Dr. Benjamin Rush and the Negro'* (*Ibid*, pp.116-125)がある。

その一方、独立前のアメリカ植民地によるイギリス本国への抵抗運動の過程で、白人とアフリカ人の権利の平等の重要性が認識され始めたという視点で奴隷貿易を見る研究がある。こちらは、アフリカ人も白人と同様に知性を有する人間と見なすべきであるという議論に注目し、抵抗運動のレトリックあるいは独立のためのアジテーションとしての面を分析している。古典的にはバーナード・ベイリンの研究がある。Bernard Bailyn, *The Ideological Origins of American Revolution* 2nd edn (Belknap Press of Harvard University Press,1967;Enlarged edition,1992)を参照。最近の動向では大森雄太郎『アメリカ革命とジョン・ロック』（慶應義塾大学出版会、2005年）がある。大森の研究は、後述するトマス・ペインの思想が彼の活動拠点であったフィラデルフィアとの関連だけでな

く、ボストンの抵抗運動が自然権を標榜していたこととの関連を本論文に示唆した。

たしかに、従来の研究によって奴隷貿易についての研究の中からアフリカ人の人間としての多様な可能性を志向した思想家の議論、つまりアフリカ人の自由の質を問うた議論は深まってきた。しかし、奴隷貿易の不当性を訴えることが直ちにアフリカ人を同一の社会に迎え入れる議論に結びつくのか。あるいは、アフリカ人を自由人とすることが白人とアフリカ人とが平等な立場で社会を形成する議論に結びつくのか。これらの点については、検討の必要があるのではないだろうか。その検討のためには、当時の奴隷貿易問題についての著作の中から、アフリカ人を迎え入れる方向を模索する著作者の原典から議論を再現する必要がある。独立前夜のアメリカに焦点を当てたのは、この時期の著作者たちが展開する奴隷貿易問題がアフリカ人の自由や権利を社会の具体的な問題として考えはじめたからである。ペインについては、篠田豊「トマス・ペインの小論『アメリカのアフリカ奴隷』の翻訳と解題」(『松阪政経研究』第14号1巻, 225~236頁)は、ペインの奴隷貿易問題の議論を奴隷制廃止論に特化しながら、ペインが考える、解放後のアフリカ人が持つべき自由と権利を分析している。但し、篠田の提示したペインの考える自然権と自然法の論理は奴隷貿易論から生まれたのか。それとも他の思想領域で生まれたのか。この点については、具体的な論証の必要性が残されている。本論では前者の立場を採る。

3) ベンジャミン・ラッシュ『奴隷保有に依拠したアメリカのイギリス植民地住民への意見』*An Address to the Inhabitants of the British Settlement in America, upon Slave keeping* (Philadelphia, 1773) の指摘

4) ニスベットは、*Slavery Not Forbidden by Scripture or a Defence of the West-India Planters* (Philadelphia, 1773) を著している。

5) 奴隷制廃止論は港湾都市であるフィラデルフィアで活発に展開された。フィラデルフィアは、1770年代前半におけるアメリカ最大の貿易港であった。ここを経て、アフリカ人がアメリカ各地へ送られていた。そのため、日常的に人身売買が行なわれていたので、それについて率直に心を痛める人々が現われたのである。なお、フィラデルフィアを抱えるペンシルヴェニア植民地には、歴史的にクエーカー教徒が多いことも関係している。ジョン・ウールマンとアンソニー・ベネゼットは互いに交友関係にあった。1774年当時、ウールマンは既に死去しており、ベネゼットは健在であった。ウールマンは *Some Considerations on the keeping of Negroes ; Recommended to the Professors of Christianity, of Every Denomination, 2 vols* (Philadelphia, 1762) を発表している。なお、主として政治史的な関心から、ペンシルヴェニアの急進派と奴隷貿易論の関連を論じた研究については、Eric Foner, *Tom Paine and Revolutionary America* (Oxford University Press, 1976 ; Revised edition, 2005) を参照。

6) ハチスン、フォスターの思想の詳細については下記の研究を参照。Maurice Jackson, *Let*

this Voice Be Heard, Anthony Benezet, Father of Atlantic Abolitionism (University of Pennsylvania Press, 2009)。

7) *An Address to the Inhabitants of the British Settlement in America, upon Slave keeping* は同年の第二版で改訂されているけれども内容的に大きな変化はない。このため本論文では初版より引用を行い、第二版は参照文献とした。目だった修正はスコットランド啓蒙思想家のジョン・ミラーを初版では奴隷制擁護論者とみなす注記が付けられていたのに対し (Ibid, p9), 第二版では削除されていることである。

8) *Ibid.*, p1.

9) *Ibid.*, pp. 2-3

10) ラッシュはモンテスキューの『法の精神』を参照しながら次のように述べている。

「カインから引き出された人間の粗野という概念は、皮膚の色に注目したといわれている。そのことは論破するにしても不合理なものである。この皮膚の黒さの原因を探ることなしに、私は次のひとつだけを主題として加えたい。つまり不敬の言葉からまったく離れ、黒人を不自由ではないところに置き、逆に地球上で適応するように特徴付けたのである。地球上の彼の住むところは神の摂理によって決められた。白人よりも黒人には、暑さ、病気そして時間の害が現れにくい。そして我々は、皮膚の色を我々の美意識から除外するとき、黒人は白人の人民と同様に美を形成するに必要なあらゆるものを有しているといわれるかもしれない。」(*An Address to the Inhabitants of the British Settlement in America, upon Slave keeping*, pp. 3-4) ラッシュはアフリカ人が生物的に見ても、またキリスト教の解釈から見ても、奴隷の境遇に置かれるべきではないという原理的かつ理念的な議論を展開した。

11) *Ibid.*, pp.6-7

12) ラッシュを扱ってはいないものの、当時のアメリカにおける労働所有論との対比をする上で有益であった文献として、大森『アメリカ革命とジョン・ロック』193頁を参照。

13) *An Address to the Inhabitants of the British Settlement in America, upon Slave keeping* ., p7

14) *Ibid.*, p22

15) エリック・フォーナー『アメリカ 自由の物語 上』(岩波書店, 2008年) 5頁を参照。

コモンローとは裁判所の判決例からなる英国起源の法体系である。但し、ラッシュは財産資格とその他の制限を否定していないことから、アフリカ人には参政権を含めた行政に関与する権利を認める意図はなかったと思われる。なお、当時のイギリス急進主義が政治に関与する権利に財産要件をからめることに否定的でなかったことを詳しく述べたものとして、H・T・ディキンソン『自由と所有』(ナカニシヤ出版, 2006年) 216~236頁を参照。

原著は H.T.Dickinson, *Liberty and Property : Political Ideology in Eighteen-Century*

Britain (Weidenfeld and Nicolson, 1977)

16) グランヴィル・シャープはアンソニー・ベネゼットやラッシュとは交友関係があった。

17) *An Address to the Inhabitants of the British Settlement in America, upon Slave keeping*, p22. なお、ラッシュはこの直前の箇所で、「我々の中での黒人について言えば、体に欠陥のある奴隷あるいは高齢のものあるいは病弱者は自由に適していない。社会の福祉のために私は次のことを提案する。これらの者が年をとったら、あるいは雇い主と契約を結んだ障害を持つ奴隷や病弱者は雇い主の財産の地位にあり続けるべきである」という。奴隷解放を目指していたラッシュが「財産の地位」に留め置く者の存在を認めていることについて、どのように考えるべきか。ラッシュはプランテーションを全廃せず、概して富裕者である使用者の責任において勤労をすることのできない奴隷たちを慈愛の対象とし、彼らを介護する状況をつくるのが社会的な利益につながると述べたとと思われる。

18) *Ibid.*, p22

19) エリック・フォーナー『アメリカ 自由の物語 上』11頁

20) *An Address to the Inhabitants of the British Settlement in America, upon Slave keeping*, p24

21) *Ibid.*, p25

22) Loc.cit. ラッシュは、奴隷の者に次のように述べながらこのパンフレットを結んでいる。「国民 nations の罪は国民の刑罰を必要とすることを忘れるな。そして奴隷の使用という悪を待ち構える何かの刑罰があることなしに、読者は彼らに次のようなことを確信させるだろう。神が公正あるいは慈悲深さを取りやめない限り、奴隷への私刑は刑罰をやり過ぎすことはできないのだということを。」(*Ibid.*, p30)

23) *Ibid.*, p25

24) *Ibid.*, p26

25) *Ibid.*, p27 を参照。『法の精神』第三部 15 編第 13 章（岩波文庫、野田他訳、1997 年、中巻、68 頁）の訳文も参考にしたいけれども、本論文ではラッシュの引用を重視した。なお、ラッシュは第 12 章からの引用としているが、これは英訳版のちがいのためかそれともラッシュの誤解なのかは判定できない。ラッシュは市民的自由と政治的自由についてモンテスキューを引用しているだけで、独自の定義や解釈を加えていない。よって彼はモンテスキューに沿いながら、二つの自由を理解していたと思われる。ここでラッシュは、市民的自由が政治的自由の基礎にあることを述べている。しかし、ラッシュは、アフリカ人が市民

的自由や政治的自由の主体になっていく論理を展開しない。彼は市民的自由や政治的自由の担い手としてのアフリカ人を具体的に位置づけることを試みる方向には進まなかった。なぜならラッシュは、所有権の基礎を自らの固有の成せる業である労働におくことに力点を置かなかつたからである。

26) このことはラッシュがペインに対して、『コモン・センス』の中で独立と共和制という用語を使わないように勧めた理由であつたと思われる。建国期のアメリカの指導者層には人民主権の実現を目指す半面、アメリカにおいてイギリスの理想とする政治体制、法の支配の貫徹する社会を実現する志向も同時に強かつたという見解がある。このことについては、Gordon S. Wood, *The Creation of the American Republic, 1776-1787*, (Chapel Hill, 1969; Second edition, 1998) pp. 10-15 より示唆を受けた。

27) *An Address to the Inhabitants of the British Settlement in America, upon Slave keeping*, p7 でラッシュは、プランテーションの制限については述べているけれども、廃止するということは述べていない。

28) 奴隷使用者の財産というべきアフリカ人を解放することは彼らの財産を侵害することになり、その侵害を防止すべく使用者が政治的自由を行使する余地はいくらでもあつた。この点を示唆した文献は、エリック・フォーナー『アメリカ 自由の物語 上』46頁、クヌート・ホーコンセン『立法者の科学—デイヴィッド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学』(永井他訳, ミネルヴァ書房、2001年) 211~212頁。原著は、*The Science of a legislator : the natural jurisprudence of David Hume and Adam Smith* (Cambridge University Press, 1981)

29) 大森『アメリカ革命とジョン・ロック』118頁。アメリカでは1750年代の時点で、アフリカ人を人間の一員としてみるべきであるという議論が存在していた。革命前夜以前の議論については、Bernard Bailyn, *The Ideological Origins of American Revolution* 2nd edn (Belknap Press of Harvard University Press, 1967; Enlarged edition, 1992) pp. 235~236 に詳しい。

30) 大森前掲書、195~196頁を参照。大森の示唆を得て、本論では新聞『コネチカット・ガゼット』掲載された論説「Q.X.Z」とリチャード・ウエルズらの論説に当たることができた。

31) Richard Wells, *A Few Political Reflections Submitted to the Consideration of the British Colonies* (Philadelphia, 1774), p80

- 32) *Ibid.*, p81
- 33) Q.X.Z., in the *Connecticut Gazette*, January 21, 1774.
- 34) 篠田豊「トマス・ペインの小論『アメリカのアフリカ奴隷』の翻訳と解題」225～236頁。篠田は、ペインの奴隷制反対論の中に読み取れる自然権を「何度売り飛ばされようとも、自らの自由の正統な所有者として自由を再主張する」権利、「親たちが正当な奴隷だとしても生まれた子どもたちは自由である」ことであるとしている（229、230、233頁）。
- 35) 初出は Thomas Paine, *African Slavery in America*, in the *Pennsylvania Journal and the Weekly Advertiser*, April 14, 1775. 本論文では, *African Slavery in America*, in M・D・Conway, *The Complete Writings of Thomas Paine, Vol.1.*(AMS Press, 1967) p4 を参照。正義と人間性の原理はペインと同時代人のスコットランド啓蒙思想家、ジョン・ミラー John Millar やロード・ケイムズ Lord Kames なども主張した。
- 36) *Ibid.*, p4 Maurice Jackson, *Let this Voice Be Heard, Anthony Benezet*によれば, これらの思想家はアンソニー・ベネゼットが影響を強く受けたとされる人々である。なお, ジャクソンによれば, 正義と人間性の原理、奴隷の取引について, 人間を盗む行為とみなすのも, ベネゼットに見られることだという。同書 p135 参照。
- 37) *African Slavery in America*, in M・D・Conway, *The Complete Writings of Thomas Paine, Vol.1.*, pp. 4 - 5
- 38) *Ibid.*, p5
- 39) Loc.cit.
- 40) Loc.cit.,
- 41) Loc.cit.,
- 42) *Ibid.*, p6
- 43) Thomas Paine, *The Case of the Officers of Excise*(1772,London),in Michael Foot and Isaac Kramnick ed., *The Thomas Paine Reader*; pp40 - 51 (Penguin Books,1987) .
- 44) 例えば次のような描写に現われている。「税吏の役所の法は, 税吏をあらゆる自然的な地縁血縁から引き離すようになっている。そのため, 税吏たちはしばしば地縁血縁の者たちから必要な援助を得ることが出来ない。それは, 家族の中では親身に感じられるものであり, 最も貧しい職人あるいはごく普通の助手的な働き手でも家族とのつながりや友人関係がある。そして慈悲あるいは誇りの気持ちから, 生まれてすぐの子供たちを養育し, 彼

らに時折一匹の豚半分に当たる食肉を食べさせ、多くの木材や一定の石炭、その他の肉体的な苦しさを和らげるものを与えている。彼らは、一日に税吏よりも多くの収入を得る。」

(*Ibid.*, p 41)

45) *Ibid.*, p 43

46) *African Slavery in America*, pp. 6-7

47) 大森『アメリカ革命とジョン・ロック』276頁は、1776年にジュダ・チャンピオンの筆名でパンフレットを書いた作者が自由を所有の問題として把握していることを示唆する。この問題把握はロックの『統治論』第二論文解釈から生じている。政治社会が必要になるのは、「自然状態では全ての人々が彼と同様に国王であって誰もが彼と同等であり、しかも多くの人々は公正と正義を厳格には遵守しないのであるから、この状態において彼の持つ所有物の享受がきわめて不安定で不確実」だからという部分である。この不確実性こそが原因となって、人々は「私が一般的名称で所有権という一般的な名辞で呼ぶ、彼らの生命、自由、および財産の相互の保全のために」政治社会を形成し、統治権力を設立するのである。こうしたロック解釈に先んじて、ペインの反奴隷貿易論のなかでアフリカ人と白人の自由と所有の対等性が語られていたことは注目に値しよう。

48) *African Slavery in America*, p7

49) *Ibid.*, pp. 7 - 8

50) *Ibid.*, p8

51) Thomas Paine, *Serious Thought in the Pennsylvania Journal and the Weekly Advertiser*, October 18, 1775. in M・D・Conway, *The Complete Writings of Thomas Paine*, Vol.1.(AMS Press, 1967)

52) *Ibid.*, pp.65 - 66

53) この用語が出てきた時代背景としては、16世紀以降に、都市と農村との分業に基づく商品交換の担い手になった商工市民階級の登場と、それに伴う都市の形成があった。つまり、所有の交換・分業関係が一般化し、すべての人間が交換関係を構成するところに成立する社会を指す。そこでは、必然的に所有の増大をめぐる係争が生じるので、その解決が模索される。例えばジョン・ロックは、所有の増大に伴って、政府の存在しない自然状態から所有に関する争いを裁決する共通権力を持った市民社会への移行が必要になるという。以上、『イギリス哲学・思想事典』（日本イギリス哲学会編、2009年）230～233頁を参照。

3 節, ペインの統治論の形成 (新たな社会を展望する独立革命)

トマス・ペインは、反奴隷貿易論を土台として、社会のあり方、そして社会を作り出す人間のあり方を描く。すなわち、ペインは、相互に協力し合い愛情を持つことができる人々が生きる社会を視野に入れていた。その点について考えるさい、ペインは税吏論や反奴隷貿易論という具体的な事例を、社会の形成過程と統治の形成過程の分析という形で一般化していく。ペインは、相互に対等な立場で、自然権の一つとしての自らの所有を確実にできるような、新たな市民社会¹⁾を形成するためには、どうすればよいのかを考え始める。

「社会と統治とを混同してしまっていて両者の間にほとんど、いや全く区別をつけようとしないうちが著者たちがいる。ところが、二つは異なるばかりか、起源も別である。社会は私たちの欲求から生じ、統治は私たちの悪徳から生じた。社会は私たちを愛情で結びつけようとして積極的に幸福を増進させる。一方、政府は悪徳を押さえることにより消極的に幸福を増進させる。一方は人々をお互いに仲良くさせようとするが、もう一方は人々の間に身分の差を生み出す。社会は人々の保護者であるけれども、統治は人々の処罰者である。」²⁾

ここで、ペインは、人間が社会を形成するのは自発的なことだという。ペインが前提にしている社会とは、自己と他者が協力し合って生命と財産を守っていくためのつながりであると理解することである。その一方、ペインは、統治を他者の財産と生命を侵害する者が出てきたときに対処してもらうために必要とされるものと考えている。なぜなら、1・2節で扱ったように、ペインは、人間がその本性として、他者の生存や人格を脅かすような一面をも有しており、私的な人間関係のみでは自然権を保全するのは不十分であると考えているからである。

とはいえ、ペインは、そのような人間本性が社会の中で補正される得るし、理性の声を聞くうちに他者を侵害することはなくなるとも述べる³⁾。なぜならば、「社会はどのような状態でもありがたいものである。しかし、政府はたとえもっとも望ましい状態であっても必要悪に過ぎない。そして最悪の状態では、我々には耐え難いものになる。なぜなら、政府の存在しない国でなら生じるかもしれないような不幸を政府によって味合わされ、悲惨な状態にさらされるなら、苦しみの種を自らまいたことを反省することによって不幸な思いが私たちの中で増大する」⁴⁾からである。

本来は統治の介在を必要とはしなかった人間が、なぜに統治を必要とするようになったのか。ペインはその理由を次のように述べる。

「統治は衣服がそうであるように、我々が罪を犯した印である。国王の宮殿は樂園のすみかの廢墟の上に建てられている。なぜなら、良心が規則正しく働き、その命令が素直に守られているなら、良心のほかには立法者などは必要ではないからだ。」 5)

ペインは、統治が必要である理由を、人間が常に良心的に行動するとは限らない性質を持つところに求めている。したがって、ペインは、統治の必要性が神の意志によってもたらされているという。けれども、ペインは、人間と彼らがつくる社会のあり方を神の意志のみで説明しようとはしていない。彼は、社会とい統治の形成において、人間相互の自覚の役割を重視する。

「実際には自己と他者の悪徳を抑えるものがないので、我々のプロパティ（個人に固有の権利）の一部を放棄して、残りのものを保持する手段を講じなければならないことがわかってくる。その際、人はいつもと同様に思慮分別を働かせて行動する。つまり、二つの悪のうちから小さい方を選べという忠告を聞こうとする。従って、プロパティの安全こそが政府をつくった真の意図であり、目的であるので、その形態はどうであれ、もっともよく安全を確保できる政府が、また最小の費用で最大の幸福をもたらしてくれる政府が何よりも望ましいというのは、私たちにとって、自明のことである。」 6)

「政府の意図や目的を明確に知るために、地球上のかけ離れた土地に移住して孤立した生活を送っている少数の人々のことを想像してみよう。その場合彼らは、どこかの国または世界の最初の移民の例になる。彼らは自然の自由な状態に置かれているので、まずは社会を作ることを考えるだろう。非常に多くの動機から、彼らはそのような考えを持つようになる。」 7)

ペインの考える人間は、自然状態の中でもたらされる不幸な状況を自ら乗り越えようとしてきたゆえに、理性的な判断ができるのだという。ここで、ペインの描いている人間を分析する。それは、自らの持つ政治的自由の一部を上位者に委ね、自らの主体的な判断に

において、悪徳を抑える能力を持つものを立法者として選び、その者に統治を要請する人間のイメージである。ペインは、人間が、自らのもつ政治的自由によって、より高い能力を持つ者を見出し、そして自らの失われているものを回復しようとする姿を描いている。ペインは、人間が、統治の望ましいあり方について十分に考える能力を持っているというのである。

では、ペインは、そのような能力がどこから導出されると説明しているのか。

「一人の力では欲求を満たすことができないからであり、また、精神的にもいつまでも孤独には耐えられないので、まもなく他人の援助を求めなくてはならなくなる。そして、他人の方もまた、同じように援助を求めようになる。四五人が協力すれば、荒野にかなりの家を建てることもできるだろう。しかし一人ではなにもできず、命をすり減らしてしまうかもしれない。木を切り倒しても運べないし、またそれを動かしたとしても立てることができない。そのうち、飢えに迫られて仕事をやめなくてはならなくなり、またいろいろな違った欲求を満たすために違ったことをしなくてはならなくなる。病気、いや不運でさえも死の原因となるだろう。なぜなら、そのどちらも命にかかわるものではないが、そのために生活できなくなり、死ぬというよりはむしろ朽ち果てるといった状態においやられるからだ。」 8)

「新来の移民はやがて引力に引かれるように、必要に迫られて社会を作るようになる。そしてお互いにまったく公正に行動している限り、相互の幸福の尊重をすることが、法や政府に対する服従義務にとって代わり、これを不要とするだろう。しかし悪徳に負けない者は神以外にはいない。したがって、移住したときの最初の困難（このことが彼らを連携させた）を克服するにつれ、共通の関心事（引用者注記：お互いの義務や愛情） **common causes** を忘れ始めるのはやむをえないことである。そして、人間はこの怠慢を自覚しているので、ある形の政府を作って有徳の不足を補わなくてはいけないことがわかってくる。」 9)

この世の大地にあるかけはなれた土地に移住し、孤立して生活を送る少数の人々を想定しながら、ペインは、自然の自由な状態にある「一人の人間」を描く。その人間は自由である反面、一人の力では生活資料を得るなどの自己保存の欲求を充たせないという動機、および、より高次の欲求である、孤独から逃れたいという動機のために、必然的に他人の

援助を必要としている。他方で、他人の側も同じ状況に置かれているために、他者との協力を前提にした社会形成の契機が生まれるのである。従って、人間が望ましい統治のあり方を考えていける能力の主な原動力は、衣食住の確立によって餓死を回避すること、すなわち、自己保存の欲求になるのである。

ペインは独力のみで、自らの身体、それによって形成される財産を主要な内容とするプロパティ（固有の権利）を保障するのは難しいという。その困難を克服するために、ペインは、人々の間にあった共通の関心事、すなわち相互の義務と愛情をもつことの重要性を訴える。一方で人間は、相互の義務と愛情といった有徳さを忘れがちである。すなわち、ペインの描く人間は、ともに社会の一員であるということを互いに忘却しやすい。

けれども、ペインは、人間が相互の義務や愛情を忘れやすいという性質を自覚していたからこそ、「適当な木のある場所が議場となり、その枝の下で全植民地の人間が公共の問題を討議するために集まってくる。彼らの最初の法律は単に規約という名称のものであり、（中略）この最初の議会ではすべての者が自然権によって議席を持つ」¹⁰）ようになったともいう。ペインは、自然権を、特定の個人に固有の権利＝人格、身体、およびそれらから導出される労働によって獲得する果実を包括的に含むもの、と理解していた。そこで、ペインは、固有の権利としての自然権を単に所有権に矮小化することなく、包括的な権利として確立させるには、その社会をより安定的なものにする必要があると考える。そのために、ペインは、自らが立法者となるか、あるいはそのような能力のあるものを立てて、政府を作る必要性を、経験的に感じていたのである。

そのような人々によって、形成される社会には、共通の困難を乗り越えるための、他者への義務感や愛情がある。けれども、困難の克服をするにつれ、それらの感情が失われていく。その喪失によってうまれる不都合を埋めるために、人々は、本能的に統治の必要性を悟る。すなわち、ペインは、彼の描く人間が社会をつくることで固有の権利を保持する必要性を感じていたことを読み取ったからこそ、自然権をより具体的な表現で説明できたのである。

ペインの描く統治の主体は、「(人類) 最初の議会」であり、その議席を自然権に基づいて有する、あらゆる人々である。その段階では、人々の徳行 *moral virtue* が確立していたため、上位者としての統治者は不要である。

けれども、次の局面で、統治が要請されてくる。社会の発展につれて、「移住先の植民地」の領域が拡大することになるために、「最初の議会」への参加が人々に不便をもたらす、そ

して公務自体もより複雑になる。くわえて、人々の他者への義務感や愛情が失われ、相互に自己保存の権利を確保することが難しくなる。そのため、全員参加が適切な統治ではなくなる。そこで、ペインは、生活者の利便性を追求するために、専任の代表的な統治者が必要とされ、さらには王が求められたと述べる 11)。

ペインは、「自由と安全こそが統治の意図であり目的」であり、どのような場合でも、人間は理性によってそのことを認識するという 12)。ペインは、個人の集合体としての社会から統治が要請されてくるということを示してから、統治の理想的なあり方を分析する。ペインは、専制、貴族制、共和制の三つを、統治形態の典型に挙げながら、共和制を理想の統治として、上位者としての王に加えて貴族の政治的役割をも否定する 13)。ここで、ペインの中では、アメリカの独立が次第に現実味を帯びてくる。なぜなら、当時のアメリカのパンフレット著者は、貴族が王の恣意的な政治を抑制しようということを前提にしていたからである。さらには個人に固有の権利（私的所有であれ、より広い意味での自然権であれ）を守るために本国議会や国王への抵抗権を行使し、独立の正当性を訴えつつも、それは理論上に留まる。こうしたことを否定するペインの言説は、イギリスの政治体制下での改革を拒否し、独立に向けてアメリカの住民を煽動することを実行して行くものだった 14)。

そのような状況で、ペインはなぜ、相互の義務や愛情を忘れやすい人間が形成する社会と統治の理想像を、当時の通念を排した考え方であるアメリカの独立という選択肢の中に描くことができたのか。すなわち、アメリカの人々が相互の義務と愛情を取り戻し、互いに共感しあえるような社会をつくるきっかけを、ペインは独立の中に見出していったのか。

ペインは、「独立すなわち大陸による統治以外には大陸の平和を維持し、内乱を防止することはできない」 15) と述べ、アメリカの独立を明確に志向している。しかし、ペインは、その前の部分で、次のようにも述べている。

「これまでイギリスは、いささかも妥協の態度を示さなかったので、大陸が喜んで受諾できる条件、すなわち、すでに払った血や財産の犠牲を償うに足るものを獲得できないと断言してよい。戦い取ろうとする目標は、常に、犠牲に対してある程度正しく釣りあったものでなければならない。(中略) 法律の廃止だけが戦い取る目標であるなら、あまりにも高価な犠牲を払い過ぎることになる。なぜなら、公正に評価してみると、法律のために一土地を守るためであっても同じだーバンカーヒルのような犠牲を払うことは馬鹿げている

からだ。私は遅かれ早かれ独立するにちがいないと考えてきたが、最近の大陸の急速な成長振りからして、それはあまり遅くはないように思われる。従って、敵対関係が生じたとして、究極的には時が解決する問題について、真剣に取り組もうともせず、あれこれ議論したのは無駄なことであった。言い換えればそれは、借用期間が切れたのに、不法占拠を続けている借地人を取り締まってもらうために法廷に訴え出て、その間に土地を売らされているのと同じことだ。(中略) あの運命的な 1775 年 4 月 19 日以前には、私は誰よりも熱心に、イギリス本国との和解を希望していた」 16)

ペインは、1775 年以前の本国による強圧的諸法によっても、アメリカが独立するべきという主張をすることにためらいがあった。ペインが、和解を主張していた同時代の著者たちの議論を転換すよう迫ったのは、1775 年 4 月 19 日のバンカーヒルの戦いであったことになる 17)。このときを境に、ペインは、イギリスの法制があるがゆえに自然権が侵害されているのに、依然としてイギリスの保護を求める人々の意識を転換することを訴えているのである。ペインは、アメリカが独立し、住民一人一人が主権者となっていくような社会を形成する重要性を読者に示唆する。

「アメリカはイギリスの政治の仕組みの中では二次的なものにすぎない。イギリスは自分の目的に合致するかぎりにおいて、アメリカの幸福を考慮しているにすぎない。従って、自分の利益の増進に役立たない場合には、いな少しでもそれを妨げる場合には、常に利己主義に立って、我々の利益の増大を抑えようとしている。」 18)

ペインは、アメリカの住民のもつ、イギリス国王への保護者としてのイメージを、次のような言葉で打ち砕く。ペインは、アメリカの住民の中に、国王が自らの権利の保護者であると思ひ込む現実を見ていた。それは、長年の慣習的なものであった。ペインは、上の引用で、「利益」という言葉を用いているけれども、アメリカの住民の権利の問題を論じていると思われる。さらに、ペインは、アメリカの住民の感情を次のように説明していく。

「彼ら（イギリスの残虐行為によって破滅に陥った人々）が今持っている財産は自由だけだ。以前に持っていたものは自由のために捧げられた。従って我々にはもう失うものは何もないので、屈従を潔いものとしなさい。その上イギリスの支配に対する植民地の一般感情

は、やっと年季奉公を終えようとしている若者の感情になるだろう。植民地はイギリスのことなどほとんど気にしなくなるだろう。そして平和を維持できない統治をどうしても統治とは言えないために、その場合我々は無駄な税金を払おうとはしない。すると和解した翌日に内乱が起こるなら、全く紙の上の権利しか持たないイギリスに何ができるだろうか。」19)

ペインは、自由と安全という、自然権の根幹にあるものが、もはやイギリスとその国王によっては守られないことを、住民自身が認識する見通しを述べる。そのような見通しをもつことができたために、ペインは和解論を排斥して、国王や貴族が特権的な統治者として介在するイギリス本国のような統治のあり方では自然権を保持できないことを明らかにしてきたのである。

そこで、ペインは、アメリカの各植民地が、イギリスの王国の一部とは明確に異なる秩序を模索するように求める。けれども、現実には新たな秩序を模索することは、当時のアメリカでは必ずしも一般的ではない。

「私有家や故郷から追い出され、財産を台無しにされ、みじめな境遇に突き落とされたとしたら、損害を痛感する人間として断じて和解論を受け入れることはできないし、またそれに縛られようとも思わない。」20)

「各植民地は大陸政府に対して秩序を守り、指示に服する態度を十分に示してきたので、どの識者もこの点についてはすっかり安心し、喜んでいる。従って、心配の種は少しもない。」21)

上記のように、ペインはアメリカの住民の中にある独立への不安を解消しようとするけれども、次のように具体的な言葉でも説明している。すなわち、彼は「独立について心配の種が本当にあるとすれば、計画はまだ立っていないということであり、それは社会の構成員がどうしてもよいのか分からないということである」22)と述べた。ここで、ペインは明言しないものの、アメリカの住民が、自身の自由および身体・財産の安全を王に保護してもらふ発想しかないと前提にしている。すなわち、ペインは、住民が自身の労働を通じて財産の形成をする個人が自らの手によって統治を形成しうる権利を奪われている状況にあることを自覚し、主権者たる王に労働の成果を持つ権利を守るのは自分自身であると

いう。この主張は、あらゆる住民が主権者となりうる社会を見据えたものである。

ペインはこのような社会を現実味のあるものとする上で何を必要としたのか。ペインは、アメリカの全住民が、一年ごとに代表選挙を行い、その代表者が輪番で公務を経験する中で「知識と権威を共に有する存在」になることを期待する。ペインは「ひとびとのばらばらな考えを集めることができるなら、しばしば有能な識者がそれを材料にして役立つものに仕上げることもあるのだ」という 23)。ペインは、このような有能な識者をどうやって適切に見出していくのかという議論に移る。そこで、ペインは州議会と大陸議会の代表を選ぶ過程を説明する。ペイン、「州議会を一年ごとに改選し」「議員は一層平等な選挙権で選ばれてもっぱら州内の諸問題の処理にあたるが、大陸議会の統制に服する」という 24)。ペインは、代表者が、社会にとっての「有為な助言者」として機能するかどうかを頻繁な選挙の中で見極めようとする。ペインは、自然権としての自己統治の確立のためにアメリカの独立を必要とし、その先に社会内在的に有能な代表者を誕生させることを目指したのである。

ペインがアメリカの独立の必要性を提示したとはいえ、住民がペインの見解を共有する保証はなかった。なぜなら、王のいない統治形態をイメージすることが難しかった上に、本国の軍勢力・経済力の圧倒的な優位のために、アメリカの住民には独立への不安が大きかったからである。

そこで、ペインは、前者の不安・疑問に次のように応答する。ペインは、王のいない統治の現実性が人々に十分に知れ渡っていない状況の中にあつたため、「アメリカの国王はどこにいるのか」 25) という問いに答える必要に迫られていくのである。

「国王は天上に君臨しており、イギリスの高貴な野獣（イギリスの歴代国王のこと）のように人類を破滅させはしないのだと。しかし我々が俗世間の中で名誉に欠けていると思われぬようにするために、とくに憲章を公布する日を神聖な日として区別しよう。そして憲章を持ち出して神聖な法である聖書の上に王冠をかぶせよう。これによって世界は我々が王制を容認するのはこの程度であることを知り、またアメリカにおいては法が国王であることを知るだろう。なぜなら、絶対王制においては国王が法であるように、自由国家においては法が国王であるべきであり、またそれ以外に国王が法であってはならないからだ。」 26)

「自分自身を統治するのは我々の自然権である。そして誰もが人の世の中の移り変わり

やすいことを真剣に考えるならば、自分自身の憲法を制定できるときに冷静かつ慎重なやり方で制定しておくのが、この興味深い問題を時や偶然に任せるよりも遥かに賢明かつ無難であることが分かってくるだろう」27)

ここで、ペインは、王や貴族の存在しない形での法の支配の重要性を訴えて、住民自身が政治の担い手として、立法者となる方向を目指す。ペイン自身が前述するように、全員が議会に参加するのは物理的にも時間的にも無理だけれども、王や貴族の介在しない統治が現実であり得ることを示そうとした。よって、ペインは、労働によって財産形成をする者が自ら主権者となるような社会のあり方、さらにはそこから形成する統治のあり方を展望できたのである。

上記のようなペインの議論は、アメリカの読者の多くにとって、抽象的な域を離れなかったと思われる。このために、ペインは、軍事面と経済面という、住民にとってより切実で分かりやすい議論を提示して、彼らの不安を解消しようとする。

「われわれの偉大な力は数にあるのではなく、団結 **unity** にある。しかし現在の数だけでも、全世界の軍隊を撃退することができる。大陸は今世界中で最大の武装し訓練された軍隊をもっている。そしてちょうど一植民地だけでは自衛することはできないが、全植民地が団結するなら何でもできるという力の頂点に達している。」28)

軍事力の比較という面からのみ見ると、ペインの議論は、精神論に偏重した時局を意識した煽動的な言説にすぎないように見える。けれども、ペインの真意は、アメリカの住民に対して、その実力に自信を持つように訴えたかったことにある。同時に、アメリカが独立して、住民一人一人が、自由と安全を自ら確保しようとすることで、新たな統治の主権者になることへの不安を緩和することにあつた。

ペインは、一人一人が社会の安定を造り出す原動力になるように、経済的な次元の議論にも訴える。

「われわれには借金はない。従って独立のためにいくら借金をしても、それはわれわれの美德の輝かしい記念品となるだろう。子孫に安定した統治形態、つまり子孫自身の独立の憲法を残してやることができさえすれば、どんな値段でそれを買っても高くはないだ

ろう。」 29)

「地球上でアメリカほど恵まれた状態にある国はない。アメリカは国内産の資材で、艦隊を建造することができるのだ。タール、木材、鉄、索具などはアメリカの自然の産物である。(中略) 艦隊の製造は商品製造と同様に捉えるべきだ。なぜなら、それはわが国の天与の産業であるからだ。それは最上の投資だ。海軍は出来上がったら、かけた以上の価値がある。それは貿易と防衛との一致という国策上の利点を持っている。」 30)

ペインは明言しないけれども、商業の発達した社会の網の目を支えるべく、無数の人々が、分業のなかに存在していることを射程に入れ始めている。ペインは、アメリカには、本国に劣らない程度の経済基盤が、アメリカの中にもすでにできており、そのような基盤を支えながら生きている人々のイメージを、読者に提示しているのである。そのイメージの提示により、読者が自由の利益と自由であることの喜びを実感し、自信を持てるように仕向けている。ゆえに、ペインは、和解したらイギリスが守ってくれるという見解に対して、「今後自衛しなくてはならないとしたら、なぜ自分自身で守ろうとしないのか。どうして他人の手を借りようとするのか」と述べ、明確に否定できたのである 31)。

けれども、長年、アメリカでは、商業上の利益求める心性が防衛の衰退を招くという考えが強かった。この時期には、商業の拡大によって、社会の安定と維持を図っていくことを是とする考え方もでてきつつある一方で、貿易と防衛の両立をするという考え方は必ずしも一般的ではなかった。ペインは、アメリカにも同じことが当てはまるという反論を想定しながら、次のように述べる。

「植民地は未成年状態にあると言われているが、それは独立に反対する議論ではなく、逆に賛成する論拠になる。我々の人口はこれで十分だ。これ以上増えると、統一がとれにくくなる。一国の人口が多くなるにつれて、軍隊が弱くなるということは注目すべき問題だ。軍人の数の点では、古代の方が近代を遥かにしのいでいた。その理由は明らかだ。つまり、人口増加の結果貿易が興って人々がそれに熱中し、ほかのことに関心を持たなくなったからだ。商業は愛国心 *patriotism* と軍事的防衛の精神 *military defence* をともに減退させる。また歴史は、最も勇敢な事業は常に国民の未青年期に達成されたということをよく教えている。イギリスは商業の繁栄につれて、本来の精神を失った。ロンドンのシティは人口が多いにも関わらず、憶病者の我慢強さで侮辱に甘んじ続けている人は失うべきものが

多いほど、危険を冒したがるものだ。金持ちは概して恐怖の奴隷である。そしてスパニエルのように尻尾を振って宮廷の権力に屈従する。」 32)

けれども、ペインは、アメリカがイギリスをはじめ、過去に生まれた国とはちがう条件下にあるという。ペインは、その条件を人々の心の習慣に求める。

「若い時代は個人と同様に国民の場合も、良い習慣を植え付けるべきときだ。半世紀後では大陸を一政府の下にまとめるのは不可能ではないが、むずかしいかもしれない。貿易や人口の増加によって種々様々な利害が生じ、混乱を引き起こすだろう。植民地相互間にも対立が生じるだろう。それぞれの植民地がたくましくなるので、助け合いを軽蔑するだろう。またうぬぼれの強いおろかな邦は少しばかり優れた点を自慢するが、賢明な邦はそれまでに団結できていなかったことを嘆くだろう。したがって現在こそが団結するのに絶好の時期なのだ。若い頃に結ばれた親密な関係や不幸なときに生じた友情は、とりわけ最も長続きし、いつまでも変わらないものだ。我々の現在の団結はこの二つの特徴をともに備えている。我々は若いし、また不幸を体験してきた。だが一致して困難に耐え、子孫が誇るに足る記念すべき時代を開いているのだ。」 33)

ペインは、郷土の安全を守る条件となる独立戦争を遂行するという目的があるために、人々の意識は、過度に、私利私欲に走らないという。その意味で、アメリカの人々の意識を良い方向に陶冶ができるという状況は、イギリスとは明らかに異なるばかりか、アメリカにのみ認められた条件であったのである。すなわち、アメリカでは、商業が未成熟な分、郷土に対する愛着があり、そこから公的利益を重んじる習慣を育てていくことができるのである。以上の点を、ペインは次のように概括する。

「現在はまた国民にとって、ただ一度しか現れない特別なときなのだ。すなわちそれは、一つの政府を作って自ら国民形成をするときなのだ。ほとんどの国民はこの機会を逃し、そのため自分自身で法律を作ることなく、征服者から法律を押し付けられた。彼らは最初に王を戴き、ついで政治形態を与えられた。ところが本来は、まず、統治の規約や憲章をつくり、その後に執行を委任するものを選ぶべきだ。しかし他国民の失敗から英知を学んで、現在の機会を逃すことなく、政府をつくるために第一歩を正しく踏み出そうではない

か。」 34)

ペインにとって、アメリカの独立が住民の意識を正しい方向に導くための一歩であったのである。そのことを踏まえて、ペインは人々の内面をより深く分析していく。

「私はすべての良心的な信仰告白者を保護することが政府の避けられない義務であると考えている。また宗教に関し、政府のなすべき仕事はこれ以外にはないと思っている。とかく信仰告白を嫌がる人間は偏狭な精神や利己主義 *selfishness* に閉じこもりがちである。だが、そんなものは投げ捨てよう。そうすれば、信仰上の恐怖はただちに消え去るだろう。疑惑は卑しい人間の友であり、すべての健全な社会の害毒である。私自身としては、我々の間に宗教上の意見の相違があることは全能の神の意思であると本当に心のそこから信じている。」 35)

ペインは、有徳な市民が次第に増えてゆき、彼らがお互いに理性的にふるまうことを展望する。ペインは、人々の心の内面の紐帯があるからこそ、大陸憲章を厳粛な義務の契約と解すべきだと考えることができ、その契約を「信仰、職業の自由、財産などの個別的権利をそれぞれ保持するため、全員によって結ばれるものと考えている。確実な契約と正しい見積もりとは長い間の友人になる」もの 36) と行うことができた。このような人間関係を前提に、アメリカでは自然権を持つもの同士がそれを確実にしてゆき、対等な立場で結んだ契約が成り立つのである。ここで、ペインの視野の中で、市民社会の形成が具体的になりつつあるし、その形成に向けての一里塚として、独立革命の必要性が自覚されるのである。

ペインは、一連のアメリカ独立論を、「独立は我々を相互に結び付け、その状態を保持する唯一のきずな」 37) をつくる議論として提示した。だからこそ、ペインは、社会の中に生きる人々が相互の協力と愛情を取り戻し、彼ら自身で社会をより良いものにしていく議論としてアピールできた。そのような議論によって、ペインはどのような統治・社会のイメージを描いたのか。ペインは、アメリカの中で人々が有徳な存在となり得ること、イギリスを凌ぐほどの経済力をアメリカが持つこと、そしてこれらの二つを包括する法の支配が実現されうることを展望している。けれども、ペインの中ではアメリカという社会のあり方、王や貴族のいない統治のあり方が具体化されつつあるけれども、アメリカの住民が

平等に自然権としての政治的自由・市民的自由を共有しあうための詳しい議論は概観的な域に留まる。その理由は、ペインが、社会のあり方と統治のあり方を決めていく主体となるのは住民ひとりひとりであることを認識してもらうことに力点を置いていたためである。ペインは商業の持つ、社会の原動力としての性質を見出しつつも、その原動力を生む人々がどのような役割を担っていくのかは論じていない。けれども、ペインは、自身の財産を侵害する者に対して抵抗するばかりか自身の手で財産を保護する統治を担っていく権利としての自然権を有する人間の生き方を、望ましい姿として提示することで、主権論の次元では明快な論理展開をする。その理由は、ペインが、自然権の一面としての自己統治の確立のためにはアメリカの独立が必要であるという主張を貫徹していたからである。

ペインの議論は、王や貴族のいない統治が現実により得ることを住民に認識させることに力点があったので、政治的代表と代表者に委任する生産活動を担う者たちとの間で役割分担をするという、やや漠然とした統治・社会像が描かれているにとどまるのは否定できない。ペインが商業を担うアメリカの住民一人一人が主権者となっていくための議論や法の支配の議論の精緻な展開をするのは、後の時期を待つことになる

3 節 注記

1) ペインは、ロックの用いる *civil government* という表現で、市民社会を言い表すのではなく、*society* や *community* という表現を用いる。けれども、それらには、所有の増大に伴って、政府の存在しない自然状態から所有に関する争いを裁決する共通権力を持った市民社会というニュアンスが、含意されている。

2) *Common Sense, ON the Origin and design of Government in general, with concise remarks on the English Constitution*(Philadelphia, 1776) in M・D・Conway, *The Complete Writings of Thomas Paine, Vol.1*(AMS Press, 1967), p69 (小松春雄訳『コモン・センス』17頁(岩波文庫,1992年))

3) ここでは、ロックによる「意見と評判の法」を髣髴させる記述になっている。ロックの場合、社会から神の役割を排除し、市民法、市民政府による秩序に加えて、美德と悪徳の法がとって変わるといふ。分けても、ともに生活し、会話を交わす人々との行為の善悪を判断し、是認ないしは否認する力としての、美德と悪徳の法＝意見と評判の法に注目する。この力によって、人々は利己的活動を自己規制するという。以上の点については、安藤隆穂『フランス自由主義の成立－公共圏の思想史』(名古屋大学出版会, 2007年) 24～

29 頁を参照。

4) *Loc.cit.* (小松訳,17 頁)

5) *Loc.cit.* (小松訳,17~18 頁)

6) *Loc.cit.* (小松訳,18 頁)

7) *Common Sense*, p70 (小松訳,18 頁)

8) *Loc.cit.* (小松訳 18~19 頁) ペインがこの中で述べている、「地球上のかけ離れた土地」というのは、北アメリカ植民地のことである。すなわち、彼は、北アメリカに最初に入植した移住者たちのことを想定している。また、アメリカ社会の出発点が、自然状態にあったことを述べている。そこには、国王も貴族も存在せず、個人個人が自ら作り出した権力と規約が存在しているからである。

9) *Loc.cit.* (小松訳 19 頁)

10) *Loc.cit.* (小松訳 19 頁)

11) *Loc.cit.* (小松訳, 20 頁)

12) *Common Sense*, p71 (小松訳, 21 頁)

13) *Ibid.*, p72 (小松訳, 22 頁)

14) 具体的には、本研究の 1 章 2 節で扱った、抵抗運動の自然権論者の議論が挙げられる。

Richard Wells, A Few Political Reflections Submitted to the Consideration of the British Colonies でも、アメリカの住民が所有権の侵害を跳ね除けるための抵抗権行使をすべきであると示唆するけれども、それはあくまでもイギリス臣民の特権を守るという方向に収斂される。

15) *Common Sense*, pp. 95-96 (小松訳 60 頁) この部分は、ペインの思想形成の過程を再現するものとして考え必要がある。なぜなら、ペインの中で、アメリカが独立するのか、それともあくまでもイギリスの政治体制に留まりながら、アメリカのあり方を変えていくのかという迷いがあって、それを克服していく過程を描くことこそ、思想形成を説明することになるからである。

16) *Ibid.*, pp.92 - 93 (小松訳, 55~56 頁)

17) ペインの行論をそのまま解釈するなら、ボストン港閉鎖、マサチューセッツ植民地王領化、軍隊宿営法、自治権制約と陪審制停止といった抑圧があっても、彼は本国との和解を模索したことになる。

18) *Ibid.*, p95 (小松訳, 59 頁)

19) *Ibid.*, p96 (小松訳 60～61 頁)

20) *Loc.cit.* (小松訳 61 頁)

21) *Loc.cit.* (小松訳 61 頁)

22) *Common Sense*, p97 (小松訳 62 頁)

23) *Loc.cit.* (小松訳, p62)

24) *Loc.cit.* (小松訳, p62)

25) *Common Sense*, p99 (小松訳 65 頁)

政治的自由が自然権である以上、万民が平等に参加できる必要がある。そこで、ペインは、全住民が政治的自由を手にすることを目指す。そして、職業の自由、財産形成の自由（権力に極力介入させない自由）、個人の宗教・信仰の自由といった市民的自由を尊重し合うことも目指していく。二つの自由は、社会を形成し、さらには社会を適正化する統治を自らつくっていくために、自然権の中で欠かせない要素である。

26) *Loc.cit.* (小松訳, 65 頁)

27) *Loc.cit.* (小松訳, 65 頁) ペインは、自己統治をすることが自然権であるという考えを持つ。だからこそ、ペインは、現状では誰もが徳行を持った市民ではないけれども、公的事項への関心増大の中で、徳行を回復していくことができると考えることができたと思われる。

28) *Common Sense*, p101 (小松訳 69－70 頁)

29) *Ibid.*, p102 (小松訳 70 頁－71 頁)

30) *Ibid.*, pp. 103-104 (小松訳, 74 頁)

31) *Ibid.*, p105 (小松訳 76 頁)

32) *Ibid.*, p107 (小松訳 79 頁)

33) *Ibid.*, pp. 107－108 (小松訳 79－80 頁)

34) *Ibid.*, p108 (小松訳, 80 頁)

35) *Loc.cit.* (小松訳 81 頁) ペインの描く社会は、神の役割が背景に退きつつあるけれども、完全に姿を消してはいない。

36) *Common Sense*, ., p109 (小松訳, 82 頁)

37) *Ibid.*, p119 (小松訳 99 頁)

第1章結論

ペインの思想形成は博愛主義を端緒にしている。けれども、ペインは反奴隷貿易論に参加する中でその限界を自覚する。なぜなら、政治的自由を有する者とそうでない者とは分化した社会が前提になっており、後者の権利は前者の偶然的な寛容に委ねられるという、不安定な状態に置かれるからである。その危機感によって、ペインは、人間として普遍的に平等な権利を有することを標榜した自然権思想に接近する。その後、ペインは、アメリカ独立（革命）を通じて自然権思想を具体的な表現で説明する。なぜペインは、自然権が重要であるという議論をアメリカの独立の必要性に結びつけたのか。ペインは、アメリカの住民が自身の自由および身体・財産の安全を王に保護してもらおう発想しかない現状をみている。ペインの描く克服すべき人間像とは、自身の労働を通じて財産の形成をする個人が、主権者たる王に、その成果を保護してもらおうようなあり方である。ペインは商業を基軸とした社会を見据え、さらには社会を統括する統治を、社会の構成員自身が担う必要性を意識していくことを視野に入れていく。よって、ペインは、労働によって財産形成をする者が自ら主権者となるような社会のあり方、さらにはそこから王や貴族が特権的な立場で介在しない市民社会のあり方を展望できたのである。

そのような社会において、ペインは、できるだけ多くの人を立法者とする意味で選挙権の拡大を訴えながら、個人の自己統治を確立することが自然権の保持に繋がると考える。ただ、ペインの描く新しい社会のイメージは、総論的な域に留まることを否定できない。ペインは、『コモン・センス』において、アメリカで広義の商業（農工商業の三部門）で幅広く分業が見られると述べていた。ペインは社会の中に高度な分業の発達を見ていたし、アメリカの独立という手段で統治の変革を目指すための好条件があることも見ていた。けれども、ペインは、商業に従事する人々が織り成す社会の中から、内在的に統治を形成するための論理展開をしていない。なぜなら、ペインは統治と社会の区別をしているので、社会の自律性を認識しているけれども、社会のすべての構成員が何らかの形で商業に従事しながら、互いの自然権を尊重し、共存をしていくための議論にまでたどり着いていないからである。その域を出て論理展開が具体的になるのは、ジョン・アダムズとの思想的な接点ができてからのことになる。

第2章 ジョン・アダムズの統治論の視角形成

序説

ジョン・アダムズ (John Adams, 1735-1826) は、後年にフランス大使、イギリス大使を経て、合衆国第二代大統領に就任する人物である。七年戦争から独立前夜、アダムズは、ハーヴァード大学を卒業後、グラマー・スクールの教師や弁護士の仕事に就いて生計を立てていた。その余暇で、彼は、思想に関する書籍を読み、独自に勉強をしていた。彼は、聖職者か研究者になるために、ハーバード大学で、コモン・ロー、自然法、人間本性論を学んでいたという。彼は、一人での読書や、仕事仲間との読書会を通じて研鑽を積み、アメリカ独立期、統治論や主権論において、影響力のある思想家となる¹⁾。

アダムズは、独立期のアメリカ啓蒙思想の中で自由と平等を理想としつつも、名誉革命を理想とした政治体制を理想としていたため、イギリス本国の階層性を維持しようとした思想家とされる。従来の研究では、その階層性は主に次のように理解されてきた。アダムズは、王・貴族・市民が均衡する三政体論を理想としている。アダムズの理想は独立後に議会構想として具現化されるけれども、彼は市民の階級を次の二つに分けて考えている。そのうちの一つは上院を構成する有徳な指導層であり、もう一つが下院を形成する日常的な経済活動を担う独立小生産者である。そして、アダムズは私的利益に左右されやすい後者を抑制するために、前者の優越を理想としているという。こうした理解の下にアダムズとペインの対立図式が描かれ、それが通説的な見方になっていた。そのため、有徳な名望家層を形成する市民を統治の担い手としつつ彼らの見識の高さによって秩序を形成していくという共和主義的な理解をするアダムズに対して、労働所有論を中心とした自然権思想を標榜する自由主義的なペインが反論をするという、対立図式が描かれてきた。確かに、従来の先行研究は、ペインとアダムズ思想の一側面を捉える上では有効な視角を提供してくれる。しかし、こうした理解は、理論モデル的かつ政治過程の理論的な基準で両者の思想を分析し、同時代人の思考様式や価値観から離れた抽象的な理解につながりやすくもある²⁾。

先行研究群は、ともすると抽象的なモデル論になりがちなことに自覚であった³⁾。とはいえ、先行研究群がアダムズ思想を描く際に、彼の秩序志向を強調し、かつ政治過程の分析に力点を置いていることは否定できない。従って、アダムズの理想とする統治形態や政治理論、政治政策は明瞭になったとしても、有徳者が指導的役割を担う占める階層的な社会がどのようなものなのか、そして彼が、社会を形成する人間をどのように把握していたのかを描くことが、課題として残されている。なぜなら、従来の研究のみでは、統治の

前段階である人間像や社会像の考察が不十分であるからである。アダムズの描く人間像・社会像の考察のためには、彼が自然法論をどのように説明し、そして自らの思想として深めていったのかについても考える必要がある。そのために、本研究では、アダムズの自然法論に関する書簡と日記も参照しながら、彼の具体的な表現を再現していく。

アダムズは、1763年の印紙法危機まで、日記や書簡の中で、哲学的・内省的に、科学論や人間本性論を展開していた。アダムズは、貧しい境遇にある農工商部門を担う白人使用人やアフリカ人奴隷といった社会形成の主体とされない人々を、共に社会の構成員として認識する必要性の議論（前章で述べた、抵抗運動の自然権論者とトマス・ペインの議論）を積極的にはしていない。アダムズの特徴は、社会のあり方そのものを分析することにある。その分析視角は、アダムズなりに深めた自然法論にあった。なお、アダムズの自然法理解を同時代の思想状況に照らしてみる。アダムズは人間を神が作り出した秩序を理性的に認識するものとしての色彩を残しながら描くも、社会的かつ政治的な効用を認識できるようになっていく様子をも描いている。そこから、アダムズは抽象的な自然法理解のみにとどまらず、具体的かつ世俗的な法としての制定法に習熟した人々が作り出すべきであるという構想を作ってゆく。

本章の目的は、アダムズの議論の特徴と彼の展開した自然法論に着目することで、トマス・ペインとの違いを浮かび上がらせ、その上で、後述するように、ペインの思想を立体化することを目指すものである。本研究では、アダムズが、対等な個人が社会を形成し、さらには社会内在的に統治を構築する方向とともに、モンテスキューが追求する「法の支配」を重視し、彫琢していく契機を持っていたと考える。アダムズは、以上のような、法の秩序を重んじる発想を、自分なりの学究を通じてどのように形成していったのか。本章では、通説的な理解や近年の有力な研究成果をふまえつつも、彼の日記を参考にしながら、彼の自然法論を再構成することを試みる。再構成を行う際、彼が自然法論を土台にして、一人の人間をどのように捉えており、その人間が社会と統治にどう関わると考えたのかを分析する。

序説注記

1) Page Smith, *John Adams*, (Doubleday, 1962) および石川敬史『アメリカ連邦政府の思想的基礎：ジョン・アダムズの中央政府論』（2008年、溪水社）を参照。ページ・スミスの研究は資料的な裏づけをとる余地が大きいものの、日本では、政治学や思想史の

分野で開拓の余地の大きいアダムズ研究において、新たな論点の発見にとって有益である。石川の研究は政治史、政治理論の観点からアダムズの資料を読み解いているけれども、日本国内では初の本格的なアダムズ研究であり、思想的な示唆も大きい。アダムズに絞った研究ではないけれども、John Phillip Reid, *The concept of liberty in the age of the American Revolution*(University of Chicago Press,1988)も同時代人の中でアダムズを検討した著作として有益である。

2) 本研究では、ペインとアダムズの思想的対立関係を捉えなおすために、Eric Foner, *Tom Paine and Revolutionary America, updated edition*, pp.118-134 を再検討した。また、Gordon S. Wood, *The Creation of the American Republic, 1776-1787*, pp.565-592, 大森雄太郎『アメリカ革命とジョン・ロック』208～211 頁をはじめ、Jack Paul Greene, *Understanding American Revolution: Issues and Actors* (The University Press of Virginia, 1998) , pp.130-135, pp.212-214 も参照。

3) 先行研究からは、以下の論点を見つける上で示唆を得た。アダムズは、ジョン・ロックとその影響下にあったシャフツベリー侯爵、フランシス・ハチスンなどのイギリスの思想家に加え、モンテスキュー、ヴォルテール、デイドロといったフランスの思想家の著作を読んでいた。二つの思想家群を極めて雑駁に整理するなら、18世紀にあって、前者は、個人としての人間（主に想定されるのは土地などの生産手段を自分で所有できる人々であり、彼等に雇われる使用人などは必ずしも含まない）が社会と統治の形成主体となっていくことに分析の力点をおいた。一方、後者は、自愛心や自己保全欲求を一義とする人間像を描いた。その上で、貴族層が王権を制限する一方で、庶民層を法律と教育によって教化しながら、社会秩序を形成していく議論に力点があった。アダムズの自然法の説明は、世俗的な描写の中にも神の存在が大きく、かつ、個人としての人間や個人同士の結合を包摂する外枠のように捉える傾向を持っていた。その理由は、アダムズが、イギリス思想のみならずフランス思想についても幅広く研究をすることで、政治や経済についての見識を高めながら、人間および人間を取り巻く社会秩序を世俗的な次元で捉えるようになったからである。

一方でイギリス思想の面でアダムズへの影響が大きかったジョン・ロックは、制限君主制、同意による統治および抵抗権を正当化するために、理性と自然法に訴えた。ロックは両者を同一視する傾向にある。ロックの主張によると、理性は神の書かれざる自然法を解釈する最良の手段である。自分自身が納められるべき法、どこまでが意志の自由に任され

てどこからが神の意思に従うべきかを教えてくれる法を、人間は理性によって学ぶ。自然法はあらゆる人間の行為を上から治め、人間の自由に限界を画するものであった。ロックによれば、自然法は人間に自由意志を認めると共に義務や責任を課すのだから、自由は放縦を意味するのではない。ロックは、『統治二論』の中で、神があらゆる人を自由に平等につくったと論じる。単に他人のためにのみ創造された人間はおらず、あらゆる人が生命・自由・財産への自然権とこれらの権利を保護する権限を付与されているという。先行研究では、特に個人の権利や平等に力点を置いたのは、トマス・ペイン、トマス・ジェファソンらであるという。

アダムズが英仏の思想うけた影響を単純化することは困難である。けれども、上記の思想的傾向をふまえて、しかも、人々の上位者として存在するような神のイメージを有しながら、独自の思想を練り上げていったという推論を立てることは可能である。以上の点について、H・T・ディキンソン『自由と所有』62～67頁、とくに62～63頁を参照。また、Jack Paul Greene, *Understanding American Revolution: Issues and Actors*, pp.285–293も参照。

1 節、 ジョン・アダムズの自然法論の形成～社会認識への端緒

ジョン・アダムズは、人間のあり方について、そして、社会のあり方について、1750年代の日記やパンフレットの中で論じている。1763年にフレンチ・インディアン（英仏七年）戦争が終結した頃、アダムズは本国への抵抗運動のきっかけとなった印紙法危機にからむ論争に関わって行く。イギリスはこの時期を境にして、アメリカ植民地に対して、自由放任的な姿勢をやめ、支配の強化に転じた。アメリカ植民地の著作者の中で、本国の支配強化の不当性をめぐって活発なパンフレット論争がなされており、アダムズもその著作者の中の一人であった。

その議論の中で、アダムズは二つの観点から自然法論を説明する。彼はその一つを、一人の人間が自分の理性を以って把握する法則性、あるいは神が造り出したあらゆる存在（人間、他の動植物も含む）が依存しあい連鎖している秩序としての性質であるという。もう一つについては、人間の本性としての、欲求や本能からは逃れられない状況と言います。これらの二つの観点が彼の中でどう関わっていたのか。この問いは、なぜアダムズが人間本性のあり方を言い表した記述と秩序形成の記述をしながら、自然法の説明をしたのかと

ということでもある。それに答えるには、ジョン・アダムズが自然法論をどのようなものとして述べているのかを示す必要がある。

アダムズは、人間を包む自然法について、主に人間像の説明に関わらせながら、次のように説明する。自然状態が危機に陥りつつも法の制定によって社会の平和が保持されることを前提とするロックに対し、モンテスキューは、その危機が爆発するとみる。モンテスキューはその危機をいかに回避するのかを具体的に示さなかったけれども、回避策を模索することでモンテスキューを引き継いでいったのがジョン・アダムズである。アダムズは、自然法を「弱さ weakness と不完全さ imperfection から自由になれる人間はいない」という必然性として提示する。その弱さや不完全さとは、「名声の愛好に隷属すること」であり、弱さがあるからこそ、人間は、他者との結びつきを求める。アダムズもモンテスキュー同様、人間がその弱さの感覚を次第に失い自己の利益を追求する中で戦争状態が生じること示唆する。戦争状態の回避を模索する中で、自然法の持つ秩序を重んじる考え方に注目したのがアダムズであろう¹⁾。アダムズは弱さを、自己保存が可能な世の中で暮らしている人間が他者の中で称賛される生き方を望むようになりがちになる状態であると考え。すなわち、彼は、個人が生活資料確保という動機だけではなく、他者からの称賛を得たいという動機もあって、他者との結合を不可欠なものにしていると考え。

アダムズは、人間像の説明を続ける。「(コモン・ウエルスの) あらゆる構成員は、自制、慎ましさと勤勉さを自覚し、正義と他者への寛大さ、自分の周囲への慈善の心、さらには憐憫と愛への自覚をすべき」で、「全能神への崇拜」を伴う。このようなコモン・ウエルスに生きる人々は、「理性的で勇ましい」。そして、「他者への憐憫や神に敬意を払う心が染み渡っている」。人間のもつこれらの性質が、社会の形成につながっていく。すなわち、アダムズの描く人間は、お互いに同じ人間として自己保存の欲求を持っているもの同士であるという意識を共有しあっており、そこから社会の形成するのである²⁾。

アダムズは、人間がお互いに憐憫の心を持ち、そうしたことを心がけていく大切さに対して自覚的でいられるだけの原動力をどこに見出しているのか。アダムズは、「個体としての人間を取り巻く自然法則と社会法則」を関連あるものとして把握している。アダムズは、人間がそれらの法則を彼らの理性によって捉えるという³⁾。ここから、アダムズは、個人とその周りにいる他者との結合、および、個人が理性的な存在として社会を形成する過程こそが、人間が自然法の下にあることを証明するのである。アダムズは、「なぜ、我々は、住民たちの間にある様々な結合、依存、義務、そして需要とともに、宇宙を作り出した全

体について考察を深めないのか」4)と問う。このアダムズの間いは、一個人が独力では生活資料を得て財産を形成できないために、彼らが結合して社会をつくることが神から人間に与えられた法則であるということを含意する。

一方で、アダムズは次のように述べる。「我々の現世での完全な務めとは何か。他者への憐憫 piety と有徳性 virtue を習慣にすること」であるから、アダムズ自身が「職業に就く際、他者への憐憫をもち、かつ有徳性を習慣にするような仕事を望む」5)という。アダムズが望むのは社会の生活者を公平に観察する仕事である。その仕事を通じて、アダムズは自然法を次第に世俗的な次元で考えていこうとする。アダムズが選んだ仕事は弁護士である。なぜ彼がその仕事を選らんだのかというと、法律家として自然法論の理論的な研究と、弁護活動という実践的な技能の両方を追求でき、それによって人間を取り巻く多様な法則を吟味できるからである6)。

職業に就いたアダムズは、自然法および、自然法のみが介在する自然状態の中で生きる人間の姿を次のように考える。

「モンテスキューは次のように言う。自然状態の中で、教育を受けておらず、十分な人生経験がないために、人間は自分の無能力以外に感じるものはないであろう。そして、感情の動きに揺れ動かされ、すべての暗闇から逃げ出すだろう」7)

アダムズは、自然状態及びその中で生きる人間のあり方を、理想的な状態としては捉えていない。なぜなら、彼は次のように述べているからである。

「20歳になるまでに、人類を一回も見たことのないまま部屋に閉じ込められ、食べ物を与えられ、通りから目のつかない状態にあった子どものことを考えてみよう。その子は、人生経験や人との会話で成長しておらず、自然状態にあるといえる」8)

「あらゆる人生経験のなさや無知の中で、人間の感情はどのように動くのだろうか。私は分からない。この世に生まれてきた当初、子どもは新しい場面とそのまわりの対象物に恐れも驚きも感じない(略)はじめに両目が開いて対象物を明かりと共に見るようになるまで、その子どもは喜んでおびえることはない」9)

アダムズは、「物事には恐ろしさもあることなどを含め、対象を多面的に見ることが出来な

い」10) 状態を「子ども」と表現し、それを人間の克服すべき状態であると考えている。そして、アダムズは、自然状態を、次のように述べる。

「自然状態と言うのは戦争状態か。それとも平和状態か。二人が出会って互いの表情を見て喜び、そして二匹の子羊のように遊びだす。別の二人が出会って一方がもう一方の身体に手を上げ、相手を傷つける。すると、二人は二匹の犬のように争う。そのことから、次のように言える。友情になるのか小競り合いになるのかは、最初の出会いの結果である。しかし、いろいろな感情は人それぞれ違う動きをする。とくに、驚き、楽しみ、恐れ、興味深さがこのケースで混ざり合うと、我々は想定した最初の会合の中でどのような結果がでるのか分からない」11)

アダムズは自然状態を社会が形成される以前の状態と捉えており、その上で様々な性向をもつ人間が混在する集合体と見ている。そして、アダムズは、様々な性向が統制され、かつ個人間の意志の調整がされていないために、自然状態では人間が次のような状況に陥りがちだという。

「ホブズは次のように考える。もし自然状態の中であれば、人間たちは牛のように互いに他者への支配を望んで互いに抗争するだろう。だから、私は考えるのだ。モンテスキューの支配についての複雑な考えから引出された議論は、ホブズの仮説を論破していない。というのは、牛は支配権を巡って争うから、自然状態にある人間は牛が持っているような支配についての明確な考えを持つだろうからである。社会を作る前にある、自然状態の法とは、自然法である。社会を作る前に社会状態へと移行するにはどうやってそれが可能になったのか。(中略) 社会が存在しなければ、ある種の生命をもった存在は生きてはいけない。しかし、森の中にみられる野人のように、あるいは子どものように、個人は、あらゆる人間の知見によってある組織の中だけで育つかもしれない。今、1000人の個人が一箇所に同時にあって、同じの森の中に集められて、自由に放たれたとしよう。どうなるか。ある者は口論し、ある者は全く気が狂うであろうし、別のものは共に遊ぶだろう。ある者はすぐに交尾をするだろう。」12)

ここでアダムズは自然状態を理想のあり方とはみなさないだけでなく、社会が形成される

ことになる状況への早期の移行を求める。他方、アダムズは、社会の形成に伴い人間の中に他者への支配欲が生まれてくるのが必然的であるという。

「もともと、支配の欲求はあらゆる者に対して戦争を生み出すことはありえなかった。人々は支配への欲求も服従の欲求も何も感じていなかった。彼らはすぐに腹が減って喉が乾き、交尾をして子孫を残したがっただろう。そして、これらの欲求を充たそうとして、それが充足すれば満足しただろう。しかし、他の全ての存在を統治し、支配するという考えをもち、望むことはまだ出てこなかった。」 13)

アダムズは、支配の欲求を人間の元来のものというよりは、社会の形成過程で育まれる後天的なものとしている。すなわち、アダムズは、人間が社会状態を自ら生み、かつ法を整備する一方で、支配の欲求をも育んできたと言う。アダムズは、人間が相互に共存しうるような社会のあり方を考えるために、自然法を含む法のあり方を検討するようになる。すなわち、人間は他者への支配の欲求をおさえつつ、社会を形成する術を探すために、自然法を自分なりに考えるようになる。

「法は人間の理性である。法は大地のあらゆる住民を統治する。すべての国の政治的・市民的な法は人間の理性が働いているところでのみ、機能する」 14)

アダムズは、人間が理性的であるからこそ、自然法以外の諸法が有効になるという。言い換えると、アダムズは、人間が理性的でない状態にある限り、自然法以外の、人間観の相互の取り決めである諸法は有効ではないと述べているのである。彼は人間同士のかかわりとしての社会を分析するために、自然法の考察から、教会法と封建法といった諸法へと、論述の力点を移す。

「イギリスの諸法の構造は、サクソン、ノルマン、そしてデンマーク、一部はギリシア・ローマ、さらには教会法と封建法の一部から引き出されている。それだけ広大でいろいろな要素が寄せ集められている。そのため、建築家にとって、すべての広いデザインを把握して、市民法、封建法、教会法と共にギリシア・ローマの歴史ばかりか、サクソン、デン

マークの歴史を自分自身で知っておかないと、設計されて接合されたものの中で何がよくて何が悪いのかを見極めることはできないようなものである。」15)

アダムズは、1759年以前、個体としての人間とその周囲の結合に関する考察が多かった。けれども、就職を機に、アダムズは、個体としての人間だけではなく、人間が形成する社会を考察する傾向を強める。アダムズは、当面、マサチューセッツで、農地の境界争い、入会地をめぐる権利の争い、そして商工農者の貸金事件に携わる。そして、アダムズは、それらの案件に、原告側と被告側の双方からかかわり、主に、財産権の争いの当事者を調停しながら、立場の違うもの同士の、権利確保に努力する。アダムズは、自己保存を最大の目的としている日常生活の当事者というよりも、彼らを外から公平に眺める観察者であろうとした。そのために、アダムズは郷里の人々の価値観が多様になっているのを見る。その分、権利のあり方も多様化し、個々人の対立が先鋭化しているために、訴訟が起きていると考える。その点に、アダムズは、法律に基づいて他者の権利を顧みながら自己の権利を主張するまでに成熟していない現実を見た16)。

アダムズは、郷里の人々が、法律を自他の権利を適切に確立していく手段として、また、社会の約束事として、認識していないと考えた。アダムズは、市井に混じって現実をみながら、社会の約束事としての法意識が、人々に十分育っていない状況を見たのである。アダムズは、労働を通じて生活資料を生産することが切実な問題となっていることを痛感し、抽象的な理論から、具体的な政治論、経済論に軸足を移す。この時点で、アダムズは、将来的には職業人としての政治家への道を歩む決意をしている17)。

アダムズの自然法理解は、神や宇宙の作り出した秩序としての色彩を残しつつも、社会を包摂する枠組みとしての性格が強くなる。アダムズは、その枠組みを、抽象的な自然法理解のみならず、具体的かつ世俗的な法としての制定法に習熟した人々が作り出すべきであるという構想を作ってゆく。アダムズは、法の秩序を重視し、その秩序を創出する社会の上位者層を統治の主体とみたのである。

アダムズは、支配の欲求を人間の元来の欲求というよりは、社会形成過程で育まれる後天的なものとしている。すなわち、アダムズは、人間が社会状態を生みつつ、法を整備する一方で、支配の欲求を育んできたと言う。アダムズは、人間が相互に共存しうるような社会のあり方を考えるために、自然法を含む法のあり方を検討するようになる。すなわち、他者への支配の欲求をおさえつつ、理想的な社会を形成する術を探すために、アダムズは、

自然法論に注目するようになる。アダムズは、支配の欲求を人間の元来の欲求というよりは、社会形成過程で育まれる後天的なものとしている。すなわち、アダムズは、人間が社会状態を生みつつ、法を整備する一方で、支配の欲求を育んできたと言う。アダムズは、人間が相互に共存しうるような社会のあり方を考えるために、自然法を含む法のあり方を検討するようになる。すなわち、他者への支配の欲求をおさえつつ、理想的な社会を形成する術を探すために、アダムズは、自然法論に注目するようになる。

アダムズは、諸法を人間の理性の所産であるとする。諸法は大地のあらゆる住民を統治する。すべての国の政治的・市民的な法は人間の理性が働いているところでのみ、機能するという。アダムズは、人間が理性的であるからこそ、自然法以外の諸法が有効になると考える。言い換えると、人間が理性的でない状態にある限り、自然法以外の、人間観の相互の取り決めである諸法は有効ではないし、各自の自然権を確立するための社会を形成できないということになる。ここで、アダムズは、常々理性的であることができる人間とそうではない人間との差異に注目した。彼は、自然権の確立そのものではなく、自然権を確立するような状況を可能にする条件整備に力点を置いたために、自然法論への分析を重視するのである。

1 節注記

1) *Diary and Autobiography of John Adams, Vol, I*, (Belknap Press of Harvard University Press, Cambridge, Mass, 1962) Feb1756, 19 アダムズの同時代人では、アレグザンダー・ハミルトン、ジェイムズ・マディソンらが近い考えをもつ。この点は、木崎喜代治『フランス政治経済学の生成』(1976年、未来社) 44～46頁から示唆を受けた。

2) *Diary and Autobiography of John Adams, Vol, I*, Feb1756, 22

3) *Ibid*, March1756, 3

4) *Ibid*, March1756, 29

5) *Ibid*, May1756, 3

6) *Diary and Autobiography of John Adams, Vol, I*, Summer 1759, pp.107–121
を参照。

7) *Ibid*, p115

8) *Ibid*, pp.115–116

9) *Ibid*, p116

10) Loc.cit.

11) Loc.cit.

12) *Ibid*, pp. 116-117

13) *Ibid*, p117

14) Loc.cit.

15) *Ibid*, p123

16) 本研究の1章2節の反奴隷貿易論のうち、とりわけ②の抵抗運動の自然権論者の論旨を参照。アダムズにも、自然権思想について、独立前後の過渡期の曖昧さが色濃くでいると思われる。

17) 1759年の時点で、アダムズは、アメリカ社会を封建社会になぞらえようとしている。そのような社会の中では、神のあり方と自然のあり方を理解できるのは聖職者などの上位者のみであるという発想を、人々に植え付けやすい。こうしたことが、「子どもの状態」を生んでいるという。この点は、後の節で詳述する。

2節、ジョン・アダムズの社会認識

アダムズは、1759年の日記で、「人間は神の被造物であるゆえに、自己愛あるいは自己保存が社会の形成を促す唯一の動機である」¹⁾と述べた。アダムズは、利己的な個々人が社会を形成する原動力になることを認めていく。アダムズは、人間のあり方の説明を具体的な次元で、人間が形成する社会のイメージを描写することに力点を移す。

アダムズは、その利己的な人間をいかに補正するのかについて考えるために、『政治問題、人間本性、法』を投稿する。彼は、郷里のマサチューセッツの人々が聖職者の提起する予定説および政治的な説教に熱狂しているために、同郷人の中に農業を軽視している心性を見出だした。この心性に対して、彼は危機感を持っていたのである。

「多くの文筆家が運命説についての議論に関わり、間違っていて、なおかつ敵意に満ちた多くのことに関わっている。運命説は邪悪の根源である。よって、研究された考察の下で、他の隠された主題は、運命説が出てきたときから、人間の考え方の筋道によって十分に不可解なものとなされた。」²⁾

アダムズは、人間が聖職者によって神の定めた運命の下にあると考えるように仕向けられたことで、ある種の思考停止の状態にあったという。アダムズは、近代における学問的な探求によって、キリスト教的迷信が打破されつつあると考える。とはいえ、彼はアメリカおよびアメリカの住民の状況をつぎのように捉えており、現状に満足していない。

「農業というものは、あらゆる技芸と科学、社会のあらゆる交易と職業を生み出す母であり、軽率にも、最大限にかつ嫌なことに人々の間で軽蔑された。ヨーロッパでは、つい最近まで、農業を軽蔑する程度が大きかったけれども、アメリカではその程度は大きい。マサチューセッツ湾岸でも農業を軽蔑する度合いはたぶん少ないだろう。アメリカには、天の下で張り合おうとしてもほとんど対抗できる国がないくらい、有利な土地と気候に恵まれているのに、我々は自分自身のパンの生産を高める努力をしていない。我々は、健康のためになるばかりか美味しい酒を非常に安く生産でき、毎年非常に高い値段でヨーロッパに輸出できる。他の農産物についても同様だ。」 3)

アダムズは、アメリカ植民地の持つ経済力（農業生産力）について、住民がもっと自信を深めるべきであると言う。けれども、その一方で、アダムズは、アメリカの持つ実力の成果としての富に対する確信を持つには、人々が漠然とすごしてはいけないとも述べる。現状では、人々は学問を通じてアメリカの郷土の持つ特徴を十分に理解し、特徴を生かすことの重要性を認識していない。そのために、人々はアメリカの郷土がヨーロッパに対してもつ有利さを自覚できないでいる。アダムズは、このことが、ボストンガゼットの連載を著すように促す動機になったということを示唆する。

アダムズは、「余暇、教育あるいは財産という有利さをもった有為な同郷人に次のことを願い」、「農業についての研究と実践をしながら、機会を捉えて自分自身で余暇を持つこと」 4) を求めているという。

アダムズは、農業を重んじる心性をつくるために、余暇を通じて得る学究の成果および学究を深める下地を養成する教育を重視する。アダムズは、労働を通じて何らかの成果を生み出して、その所有を確実にしていく理論としての自然権思想ではなく、労働を有為なものとして確立しうるだけの能力を陶冶する過程を重んじていた。けれども、アダムズは、自分の構想が直ちに実を結ぶのは難しいと考えていたと思われる。なぜなら、次のように述べているからである。アダムズは、多くの人々が、「農業の理論のほか、一般に所与の

秩序とされることですら、理解できないとか、熟考しない」状況にあると考えていた。そのために、彼は、一部の名望家の指導の下、まずは、「農業の理論を学ぶことをきっかけに、公共の利益とは何かを認識できるようにする」ことで、住民の陶冶を進めようとした5)。

彼自身の厳しい見通しがあったにもかかわらず、アダムズは、なぜ、人々の能力を高めることが彼らを公共の利益について考えられるようになるかと論じたのか。また、農業の理論を考察することが公共の利益とは何かを認識することにつながると考えたのか。

「ふつう、世界というのは大地、大気、そして海のことであり、それらはあらゆる動物を食物と衣服によって充たしてくれている。この状態は獣と人間にとって普通である。動物の力量だけでは、自然の恵みぶかい供給の大部分が我々の十分な利益にはならない。我々の手足や諸感覚と同様に、我々の知性は常に自然の恵みぶかい供給のなかで生きているにちがいない。だからこそ、人類一般の中で、より知性の優れた能力によって区別された少数者たちに、自然が農業 Husbandry の指導者としての役割を課したと考えよ。」6)

農業は、人々の衣食住に直結するという意味で、自己保存欲求の充足に密接に関わっている。アダムズは、そうである以上、生産物の産出量を左右する気候などの自然の法則を知ることを含めて、農業上の研究を志向するのは、人間にとって必然的なことであるという。ただし、現時点で、意欲の面でも能力の面でも、そうした志向が可能なのは、「現実的な感覚、学問の探究、そして公德心 Public Spirit」のある平民の中で自由土地所有者である紳士（ジェントルマン） gentry だけである7)。けれども、アダムズは、あらゆる同郷人に対して、公德心の形成を期待をする。なぜなら、アダムズは公德心と農業を重んじる心とを同義として捉えていたからである。そうした人間観があったために、彼は次のように言うことができた。

「人間本性というのは、それほど、愚かではないか、あるいは多くの有徳の人が想像するほど野放図でもないから、もし特定の習慣や思考様式が少し身に付けられるなら、平民は愚かでも野放図でもない。しかし、彼らの労働は少数の天才や指導者によって、崇高で有益な目的のために指導されることになるかもしれない。」8)

彼は、農業者が自らの理性によって、自然法則を把握するという、農業生産を高めてい

くための学問をすべきことを自覚するように提言する。この提言は、アダムズの農業政策としてではなく、アメリカの肥沃な大地に自らの労働を投下して自己保存を図るという本来の人間性を喪失することに危機感を表したものとして理解すべきである。

アダムズは、あらゆる人間の陶冶の可能性を認めている。けれども、生まれながらの個人差があるために、主体的に農業を通じて社会の秩序・人間が「自然の世界」で生存している秩序を考えることができる者は、一般の人民の中でも、私的所有者として土地を所有する者に限られる⁹⁾。よって、アダムズは、現時点では、少数者の指導力に期待するしかないと考える。

けれども、アダムズは、人々が自身の労働を投下して自己保存を図ることの大切さを自覚すべきであり、秩序を認識するようになることを展望している。アダムズは、人々が秩序を自力で認識することの意味をどう考えているのか。

「人間は他の動物とはちがって、この星の自分の仲間である住民を、すなわち、あらゆる卓越性、肉体的な、あるいは精神的な能力以上に、知識や市民としての能力 Civility を手にすることによって、そしてその能力とともに人間本性 Nature によって、自分の仲間を繁栄させる。」¹⁰⁾

アダムズは、将来的には市民同士が自己と他者とが共に生きていけるような社会をつくることで、望ましい秩序が形成されることを視野に入れている。けれども、アダムズは、「もし、他の人々と協力し結合する力がなく、そして、社会生活の中で技芸や発明を打ち倒してしまうならば、人間は上のような長所をもつのに、この世の存在の中で低位を占めることになるだろうし、熊や虎といった動物よりも不幸になっただろう。」¹¹⁾と述べ、あくまでも将来的な展望としている。なぜならば、「人は、もともと造物主から、自己愛と自己保存という性質を植えつけられている」からである¹²⁾。

アダムズは、人間の持つ自己愛と自己保存の欲求を、社会の原動力と認めつつも、それらの欲求が社会形成の過程で、支配欲求と結びつくことが不可避であると言う。アダムズは、自己愛や自己保存の欲求が行き過ぎると、「無駄な好奇心あるいは不利益な学問などの関心事」¹³⁾につながるという。

アダムズは明記していないけれども、前節のおよび本節の上述部分の内容とあわせて考えれば、農業という地道な生産活動を軽んずる風潮を危惧していると思われる。アダムズ

は、生産活動とは無関係の関心から人々の心を引き離せば、その人たちが農業についての考えを楽しむようになるばかりか、有益な学問の方向に関心を転換できるようになるという 14)。人間は農業に関心がむくと、自然の秩序に関心が向く。そうすることで、人間的価値の低下を招くことを避け、しかも公共の平和をしばしば暴力下におくような事態に陥ることを、回避できるというのである 15)。

アダムズにとって、農業への関心を育てることがどういう意味があったのか。アダムズは、人間が農業という生活資料の獲得手段の過程で、自然法の重要性を悟ると考えている。彼は「不利益な学問から関心をそらすことで、注意深い政治的な尺度に関心を向けさせ、そしてそれらについての偏りのない理性が育てるものだ」 15) と言う。従って、アダムズは、マサチューセッツの人々が、まずは生産活動に資する科学的関心を育み、そして自然法を知ることが重要であると訴えている。アダムズは、自然法を自覚するのは理性によってであると考えているので、郷里の人々（すなわち、社会の中に生きる人間）は、偏りのない理性を大切にすることによって、ひとりひとりが社会や統治の全体の中で、自他の利益の均衡を図るような能力を持てると思ったのである。

アダムズは人間を社会形成の主体として把握しているけれども、自然法を外枠としてみる傾向が比較的明瞭である。アダムズが前提としている自然法の意味は、人間の弱さゆえに自己保存の欲求を充たすために他者と結合して平和を求め、さらには社会形成を志向させる法則性のことで、それは人間や社会を外枠から包み込んでいるものである。アメリカの中では、本国への抵抗感が強まるに従って、彼は、現実の生活に身を置くことでその法則性を、政治的・経済的な視点で考え、社会の形成を考えていく。

2 節注記

1) *Diary and Autobiography of John Adams, Vol. I, Summer 1759, p116*

2) John Adams, *On Political Faction, Man's Nature, and the Law*, (Boston, 1763) in L.H. Butterfield, ed. *Papers of John Adams, Vol. 1* (Belknap Press of Harvard University Press, 1977), p67 ハリントン主義とのかかわり

3) Loc.cit.

4) Loc.cit.

5) *Ibid*, p69

6) *Ibid*, pp.70 - 71

7) *Ibid*, p71

8) Loc.cit.

9) アダムズは、イギリス人で、自由な土地所有者であり、かつ年収 40 シリング以上の自営農業者 yeoman と呼ぶ。なお、ジェントルマン gentry も自営農業者も、当時の通念では、平民の身分であり、貴族や労働者ではないという。この点については、*Diary and Autobiography of John Adams, Vol, I* pp.207 - 209 を参照。

10) *Ibid*,p72

11) Loc.cit.

12) Loc.cit.

13) *Ibid*,p77

14) Loc.cit.

15) Loc.cit.

16) Loc.cit.

3 節、社会分析としての『教会法・封建法論』 - アダムズの政治意識の形成

『政治問題、人間本性、法』の発表から 2 年後の 1765 年、アダムズは、個別の人間のあり方から、人間が形成する集団としての社会を具体的に考えていく段階に入っていた。アダムズにとっては、自分の描く理想の社会像と現実との乖離を認識した時期であったと思われる。この時期に、彼は、『教会法・封建法論』を発表する 1)。

ここで、アダムズが前述のパンフレットを著した経緯をみていく。アダムズは、イギリス本国が印紙条例を制定したことに反対し、条例の制定を主導した本国議会の権力の正当性を問題にする議論に参加する。彼が参加した議論の特徴は、アメリカ植民地が国王の恩恵である勅許状によって入植者が作り上げたもので、その勅許状を根拠にして、主張を組み立てていることである。その主張を、極めて雑駁に整理するなら、二つに分けられる。一つは、議会権力に対抗するために、国王の権力を称揚する意味の強い内容のものである。すなわち、植民地に対して、王の恩恵を要求し、植民地人の自然権確保を要求する言説である。後年のアメリカ独立の時期になると、自然権思想を理論の根拠にしながらも、あくまでも本国との和解を求めていく論者と、自然権の中の抵抗権に関わらせながら、独立論の中核を成していく論者とに分かれていく 2)。もうひとつは、議会も王も共に介入勢力とみなし、王がアメリカに派遣する総督や軍人を中間領主になぞらえて、イギリス本国の介

入そのものを封建法下におくことと同一視した論者たちである3)。ジョン・アダムズは、後者の立場にある。

アダムズは、1763年以降、イギリス本国の植民地支配が強化されるという時代状況の中で、アメリカの現状を分析する。アダムズは、イギリスの支配の強化を、封建法と教会法のアメリカへの導入であるとみなす。

「独占されるか、あるいは少数の人のみにある知識は人類にとってののろいの言葉である。我々は知識をあらゆる階層に分配すべきだ。我々は自分の子どもたちに教育を施すべきだ。知識において平等は守られるべきだ。(中略) 独占されるか、あるいは少数の人のみにある財産は人類にとってののろいの言葉である。我々は完全な平等(これは不要だ)ではなく、あらゆる人を極度の貧しさから守り、何人かを飛びぬけた金持ちにしないようにするべきだ。」4)

アダムズは、社会が自己愛あるいは自己保存の欲求を原動力とする以上、完全な平等がなくとも、極度の貧困者と富裕者を生まないような状態になることが、望ましいと考えていた。そこで、アダムズは、「諸権利 Rights」とは何かを考えていく必要に迫られる。アダムズは、それが「人間が生まれながらに持ち、宇宙の偉大な造物主から導出されたもの」であり、他者が侵犯できるものでは到底ないという5)。アダムズは、アメリカの現状において、個々人が造物主から引き出された生来の自由としての権利(彼は自然権とは述べていない)を本来は有しているのに、自覚できない状態が、何世代も続いてしまうという6)。

アダムズは、「権利を自覚できない」状況を生み出した、封建法・教会法が生きているような社会として、アメリカを分析していく。アダムズは、「教会法・封建法は、ともにキリスト教の普及をきっかけに、支配者が自身の権力を強化するために考案されたもの」であるという。そして、彼は、二つの法が導入された経緯を、ともに「キリスト教の普及をきっかけに、支配者が自身の権力を強化するために考案されたもの」だという7)。

アダムズは、教会法について、「人民に対する宗教に基づく迷信の支配」であり、「王や聖職者が、「天国の扉」の鍵を預かる役割を担っていて、なおかつ、自然現象を神の意思として説明する資格を持つということを正当化しようとした」ものだという。そのために、「人民は、自らの理性を以って、神の意思を理解するだけの能力を奪われていた」と考える8)。もうひとつの封建法について、アダムズは、王の「人民に対する専制的な支配」であると

いう。「もともとは、周辺の野蛮人の国や隣国からの侵入を防ぐことで、自国に暮らす人民の財産や生命を守るために導入されたもの」で、「兵士とその指揮官が常時駐留し、侵入によって社会の安全が脅かされないようにすることが目的」であった。ところが、アダムズは、「統治者が人民への支配を強化するための法に変質した」という9)。二つの法によって、人民が権力者に対して反抗しないように、教会法が「権力の正当性を疑うための知識を身に付けさせない状況をつくる一方で、封建法が教会法と組み合わせることで、統治者の支配を確固たるものとした」という。そのために、アダムズは、次のような悪影響があるという。教会法があるかのような悪影響とは、人間のあり方の抽象的・理論的な次元のもので、アメリカの住民が、「迷信によって社会や自然の法則について自ら考えると言う意味での理性的な考察力を奪われている」状態にあることである。すなわち、自らの持つ権利を自覚できなくなっている状態であるという。10)。

もう一つの封建法があるかのような悪影響とは、人間のあり方の具体的な次元のもので、政治的・経済的に上位者に依存せざるを得ない状況を自ら作り出したことである。すなわち、「統治者として、同意を与えた国王ではなく、国王の廷臣や配下の軍人たちが介在」させ、それは専制という王の支配権を不当に拡大させてしまう仕組みを求めたがゆえに、自己統治を放棄していることでもある11)。アダムズは、「我々が多大な善と多大な悪について王の支配 **dominion** の欲求という卓越した原理によって説明することは、その支配権が完全に制限されている限り、人間の精神の中で非常に有益であり、そして高貴な心の動きとなる」が、「そのような制限がなくなると、王の支配権は不法に広がり、貪欲で安定せず、そして統治のできない力となる」という12)。

社会に生きる人々がもつ欲求の結果として、自らの自己保存のために王の専制を招き、自らの理性的な判断を失ってしまった経緯を、アダムズは次のように述べる。移住者たちは、「聖職者たちが宗教の雲とミステリーの中で、封建君主を育てていく」ので、「受身の服従と抵抗をしないという誤った原理原則が染み渡っていく」ということを認識していた13)。よって、アメリカへの移住者は、「統治は、自然と理性の中に見出され、かつ常識（**コモン・センス**）によって認識できるというくらい単純で、明快で、知的なものである」ということを悟るといふ14)。

ここで、アダムズは、具体的に何を述べようとしたのか。アダムズは、封建法下にあつては、土地の私的所有者がいくら望んでも、自己保存の動機の下で生産・財産の形成をし、

その確実な実行のために社会を形成し、その先の統治形成をしていくことにつながらないために、土地所有が自己統治につながらないということを述べたのである。

「移住者たちは、あらゆる底辺の奉仕と封建制下の奴隷的な依存を憎んだ。彼らは、価値のない依存が、自由というギリシアとローマの共和制に見られた古くからの椅子にはなじまないことを知っていた。そして、彼らは、あらゆる奴隷的な依存は、等しく人間本性の原理に反し、イエスが彼らを自由にしたのだという宗教上の自由にも反するものだということを、分かっていた。」 15)

もともとアダムズは、アメリカへの移住者が王や聖職者の権威に対して受身の姿勢を示すことを嫌っていたはずであるという。この点について、アダムズはスコットランドの啓蒙思想家であるロード・ケイムズを引きながら、「人間を統治するあらゆる原理に反した政体というのは、決して起こり得ない。ただし、外国の征服によって、および国内における権利の侵害によっては起こり得るのだ」 16) と述べる。

アダムズは、ルソーをも引きながら、「人間本性が恥ずかしくも墮落することによって、絶対的な統治形態が生じてしまう。権威を増やすことは容易である。しかし、それは不必要であるにちがいない。なぜなら、この統治形態が野蛮人の中で生まれたものであり、かつその精神が軍と暴制であるのだから、あらゆる著作者はいつも封建制を自由と人類の権利に反するものと認めようとしてきた。」 17) と言い、望ましくない統治がなぜ生まれるのかを分析する。アダムズは、望ましくない統治が本来起こり得ないとしながら、ケイムズとルソーを参考に、「人民があらゆる生命あるいは財産についての権利、または自然の野の中にいる獣よりも多くの自由を持つことを認めている。また、恣意的な権力、すなわち法に制約されない権力を否定している」 18) という。ここから、アダムズは、アメリカでは、なぜ、自己統治を失っているのかを分析する。

アダムズは、その理由について、大多数の人間は封建法下で戦争従軍のためにあるいは租税負担者として生産をさせられているに等しい状態にあるからだという。そして、アダムズは、明記していないまでも、自己保存の欲求に確実に応える社会とは何か、そして、その安定を可能にする統治を担う主体には誰がなるのかという、二つのことを再考するように、読者である同郷の人々に訴えている

「封建時代の自由な土地所有において、自らの土地を保有すること、あるいはあらゆる人間にとって主権者でありつつ領主でありつづけ、しかも自分が持つ土地の所有者であり続けられ、限りなくコモン・ウェルスにちかい統治を形成していたであろう。実際にはそうならなかったがゆえに、彼らは、自分たちの主権者としての王の持ち物としての、そして臣下の礼を取る対象としての王の所有物としての土地を保有しなくてはならなかった。しかし彼らが臣下になろうとしたのは、中間領主や属官の領主にではないし、さらに劣位の奉公人に自ら服従したのでもない。免役地代のために、封建時代の土地所有者は、子孫に残す土地を持つことも嫌い、悔るほどであった。そのくらい、臣下としての負担が大きかったのだ。」 19)

この訴え 20) のなかにも、自らの土地を保有することが可能であり、しかも自分が持つ土地の所有者であり続けられれば政治の担い手にもなれるという、アダムズの求める理想的な人間像と社会像を読み取れると思われる。アダムズは現実の状況を振り返りながら、同郷人を含むアメリカの人々のあるべき意識を次のように分析している。

「同郷の諸君、我々の心の中から、王、王の家臣、そして王の議会というあらゆる価値のない考えを永久に追い払おう。多くの腹黒い者たちが吹き込んでいるように、海の他方（すなわち、アメリカ：引用者補）ではあらゆる人間が贅沢で、脆弱で、かつ理性的でない状態にあるということを考えないようにしよう。（中略）ほんの何人かは腐敗しているのかもしれないが、自由の精神が共同の中には熱くたぎっている。」 21)

けれども、現実には、アメリカの人々は自由の精神を具現化できずに、教会法と封建法があるかのような状況に陥っている。ここで、アダムズは、節約に努めることができ、しかも勇敢で理性的であるような知識を有している人々と、そうでない多数の人々とが分かれている現状を前提にしている。

「節約に努め、勇敢であり、かつ理性的であるためには、知識がないと、野蛮な熱狂よりもいくらかましな程度になっているだろう。ゆえに、我々は、慎重に、しかも心の底から、知識を得る手段を育んでいこう。本を読み、人と話し、そして考えていることを書こう。人民の間にあるあらゆる秩序と身分によって、自分たちの物事を考え直す力を呼び覚まし、

決意を表明しよう。(中略) 自然法について学ぼう。ブリテンの国制の精神について探求しよう。古代の歴史を読もう。ギリシアとローマの偉大な例を熟考しよう。我々のために、外国と国内の暴制、権利の強奪、独断的な王と残酷な聖職者に反対して、人類の先祖から受け継いできた権利を守ってくれたブリテンの先人たちの導きの前に、我々の身を置こう。」 22)

アダムズは、自然法などの理論に精通した前者の人々が、後者の人々を教化することで、アメリカの住民が自由の精神を、あるいは自由を引き受ける能力を回復していくことを訴える。アダムズは、自由を、次のように説明する。

「ブリテンの自由は君主あるいは議会在保障するものではない。自由は元来の権利をもっている状態であり、原初の契約の状況であり、我々が国王と同等の人間でいられる状況であり、統治の発生と同時期に生じたものである。我々の多くの権利は、議会在存在する前からの生来のものであり、かつ重要なものである。ブリテンの諸法と統治の基礎は、人間本性の中にあり、知的でモラルにあふれた世の中に存在することを考えよう。」 23)

アダムズの行論を当時の通念に照らすと、政治的には王、貴族、そして人民が均衡する三政体を理想として、人民はそのうちの下院を担う必要性を訴えていることになる。アダムズは、自身の構想する社会・統治、そして、それらを支える人間のあり方を、対等な人々が公私両面で自由の主体となるというものとは捉えていない。現時点で、平民層の中で、能力差が存在することをふまえつつ、自身の中で自由の意味を自覚できるまでに、学究を深める時間と資力のある私的所有者たち(ヨーマン、ジェントルマン)が、漸次、私的所有の手段を持たない労働者や使用人に、自由の意味を教え、伝えていくような社会のあり方を描いている。

アダムズは、土地の所有者が政治を担い、そうでない多数の労働者や使用人が前者の自由を支えるとはまでは言わないけれども、平民が平等な立場で公的事項を担うという発想も希薄である。なぜなら、アダムズは、大多数の人民が公的事項の主体となっていくための能力を自ら高めることを目指していないからである。そうではなく、アダムズは、経済的に恵まれた私的所有者が学究を深め、その成果を生産労働に必要な知識に体现し、その他の人々が習得していくことを重視したからである。その意味で、アダムズが考えた人民の

教育は、社会内在的に統治を形成する主体としての陶冶ではなく、生産労働を担う人々の社会形成と維持を促す意味での主体性を育むという域にとどまる。アダムズは、経済的に恵まれた私的所有者が学究を深め、その成果を生産労働に必要な知識に体现し、その他の人々が習得していくことを重視した。その理由は、印紙税法以降の抵抗運動は、統治形態を変えるエネルギーを秘めるものではあっても、人民を主導的な立場に押し上げて、人民を煽動しながら革命を成し遂げることに對しては、その過程で生まれる混乱を警戒する著作者の方が圧倒的であった 24)。

けれども、アダムズは、イギリスの支配体制化での理想的な社会を追求する道を、捨てるを得なくなる。なぜなら、その社会は、統一国家を射程にいられた共和国をつくるために、統治形態の選択が国王の君臨を排除するのと同じことになるからである。統治形態を選択するのはアメリカの住民である以上、イギリスの支配体制を抜け出すことは必然的となる。とはいえ、アダムズは、人民を主導的な立場に押し上げて、人民を煽動しながら革命を成し遂げることに對してはその過程で生まれる混乱のデメリットに配慮し続けていた。

アダムズの描く新たな社会の中には、一定の規模以上の自作農である郊外の土地所有者が一定の知識のあるジェントルマンになり、政治指導者を職業にする人がいる。一方で、彼等に教化され、そこから自身の能力を磨いていきながら、生産労働に従事するような人々がいる。アダムズは、明言していないけれども、彼らは、賃金を得る働き手や使用人などである。前者が主に政治的自由の主体となって、後者を陶冶することで、社会の生産力を高めていくような社会を目指す。

3 節注記

1) John Adams, *A Dissertation on the Canon and the Feudal Law* (Boston, 1765) in L.H.Butterfield, ed. *Papers of John Adams, Vol.1* (Belknap Press of Harvard University Press,1977)

2) アダムズを、本研究 1 章 2 節で論じた、抵抗運動の自然権論者として位置付けることも可能であると思われる。この点については、大森雄太郎『アメリカ革命とジョン・ロック』203～205 頁、208～211 頁を参照。さらに Gordon S. Wood, *The Creation of the American Republic, 1776-1787*, pp565-592 を参照。

3) 大森雄太郎『アメリカ革命とジョン・ロック』203～208 頁を参照。大森は、ハミルトンとアダムズの思想的な比較検討の重要性を示唆するけれども、この点は別途検討が必要

である。

4) John Adams, *A Dissertation on the Canon and the Feudal Law* (Boston, 1765) in L.H.Butterfield, ed. *Papers of John Adams, Vol.1*, p106。アダムズは、「百万人の幸福は神の目に入っている。そして、その幸福は、あらゆる正直さと慈悲深さの精神に対する尊敬の中にある。よって、百万人の幸福は、20人や100人とといった単位での幸福よりも重要なのだ。」と述べ、神のイメージを、正直で慈悲深いものとするこゝで、世俗的な捉え方をしている。この点は、*Ibid*,p107を参照。

5) *Ibid*, p106

6) *Ibid*, p108

7) Loc.cit.

8) *Ibid*, p109

9) Loc.cit.

10) Loc.cit.

11) Loc.cit.

12) *Ibid*, p112

13) *Ibid*, p117

14) Loc.cit.

15) Loc.cit.

16) Loc.cit.

17) Loc.cit.

18) Loc.cit.

19) *Ibid*,p118

20) なお、アダムズは、印紙条例の導入によって言論の自由が奪われるために、イギリス本国から派遣された役人や将校が、アメリカの住民を、召使か、それ以下の奴隷のように使う状態が生まれることに注意せよと訴える。アダムズが想定する、下院を担う人民とは？議会で選出される代表者を指している。財産と教育を享受できる富を産出できる人々。アダムズは、公教育の中で、人類の諸権利の重要性を自ら悟る契機を作るべきだという。一方で、アダムズは、大多数の人民が公的事項の主体となっていくための能力を自ら高めるのではなく、自身の土地を所有し、かつ教養を身につけた人々（ジェントルマン、ヨーマン）の指導によって、生産労働に必要な実学を習得していくことに力点を置く。

21) John Adams, *A Dissertation on the Canon and the Feudal Law* (Boston, 1765) in L.H.Butterfield, ed. *Papers of John Adams, Vol.1* p125

22) *Ibid*,p126

23) *Ibid*,p127

24) アメリカの住民に対して圧政的な植民地議会のあり方を変えながら、国王の恩恵を期待する道を求めることが抵抗運動の主眼と見なす著作者が多かった。アダムズもその一員であったために、彼の考えた人民の教育というのは、社会内在的に統治を形成する主体としての陶冶ではなく、生産労働を担う人々の社会形成と維持を促す意味での主体性を育むという域にとどまる。アダムズは、私的所有の重要性を論じていても、個々人の能力差に注目する分だけ、労働所有論に議論をつなげにくかったのである。この点は、前章で扱った、ベンジャミン・ラッシュや抵抗運動と反奴隷貿易論を関わらせた論者の図式に重なる。そのために、アダムズは、私的所有者が社会・統治を形成していくことを展望できても、社会から内在的に統治が析出される過程を十分に論じず、自然法の下にイギリス人としての権利を確立することに、重点を置く。この点は、大森雄太郎『アメリカ革命とジョン・ロック』256～257頁より示唆を受けた。

4節、アダムズの新たなアメリカのイメージ

1775年、アメリカの抵抗運動は、本国との和解が決定的に難しくなった。同年、アダムズは「ノヴァングルス」*The Letters of Novanglus*を送り出す。その中で、アダムズは「人間本性自体は、常に自由を求めている¹⁾という。また、人間本性の中には権利侵害への憤りと、不法行為への怒りがある。そして、真実への愛と、有徳性を崇拝する心がある²⁾という。アダムズは、現状では、人間がもともと自由を追求する性質を持っているけれども、そのことに自ら気づくことができていないと考えている。

アダムズは、人間がそのことに気づくためにはどうすればよいと考えていたのか。

「民衆の指導者は、人間として、普遍的に彼らが持っている高尚なものである人民という地位をしめるということ（革命を）思いだすことから始めるように仕向ける。あらゆる人間は、自然によって平等である。王は、人民の単なる大臣に過ぎない。そして、人民の権威は、人民が自らの利益のために送った者たちによって代表される。そして、人民に

対して、圧力を加えられたときはいつでも、人民は、自らの権威を取り戻す権利を持ち、しかるべき人に改めて委ねるか、あるいは自分でもちつづけることができる。」 3)

アダムズは、ひとりひとりの人間が自らの自由を求める傾向を自覚できるのは、社会の中の指導的な立場の者が行う注意喚起のためである。アダムズは、社会の中の指導的立場の者を、前節で述べた政治的指導者たちに重ねている。確かに、多くの人々は「革命の原理」を、潜在的には認識できている。しかし、アダムズは、革命の必要性を人々の中に顕在化させるには、教養を深めた政治的な指導者が大多数の人々を指導しなくてはならないという4)。そのために、アダムズによれば、大多数の人間は、政治指導者なくして自由の主体的な存在ではあり得ないからである。

そこで、アダムズは自らの見据える社会を担う主体としての人間のあり方を考えていくことになる。

「イギリス帝国という用語がコモン・ローのことばではなく、それは新聞や政治パンフレットが作り出したものだ。グレートブリテンの王の主権 *dominion* は、それ自体とともに同一に無制限に広がるものではない。それでは、私は問うことにしよう。アメリカにはどのような社会の法が包摂しているのかと。新旧約聖書の中にある、神の法によってではない。自然法と国民がつくった法ではない。イングランドのコモン・ローではない。というのは、コモン・ローとそれに基づく議会の権威は四つの海を決して越えない。」 5)

ここで、アダムズは、抵抗運動という現実的な場面に、自然法論を具体的に適用して行く。なぜなら、アダムズは、理想的な秩序の構成として、法の支配が可能となる社会を目指すからである。それは、前節でも述べたように、アメリカに新たに作られるであろう国家は、哲人的な存在の法律家などが、政治的な指導者として、多くの人々の才能を开花させていくようなような統治を模索するものである。アダムズは、あらゆる人にとって、実力によって、権利侵害を防止するのは不正義によるものではなく、正当な要求に基づいたものもあるという。アダムズは、そのような正当な要求をできるような状態を自由と呼ぶ6)。

けれども、アメリカの現状では、「裁判所がつくられてから、以前は許されていた自由が多く制限されている。しかし、以前はあった権利をもてることがある。すなわち、法の正

義に訴える道が開かれていない」状態にある7)。そして、生命と私的所有の安全の前提となる平和は、「臣民が自らそれをつくり、保ち続ける権力をもたないかぎり、続くものではない」状況にあり、平和を保持する権力は、「君主に人民が同意したことに従うように仕向け」「人民の利益を引出すように」することを求められている8)。そうであるからこそ、アダムズはアメリカの抵抗運動をジョン・ロックの『統治二論』第二部 209 節を引きながら次のように位置付ける。

「もしも統治者が心から人民の善を願い、彼ら自身と彼らの法との保全を願うのであれば、そのことを人民が見たり、感じたりしないはずはない。それは、ちょうど、一家の父親が子どもたちを愛し、彼らの世話をしていれば、子どもたちにそれがわからないはずはないのと同じである。」9)

「一連の行動から国王評議会もすべてそうした方向に向いていることが示されるとすれば、人は、もはや、事態がどのように進みつつあるかを心の内で確信することを自らに禁じることはできず、また、どのようにして自らを救うかについて思案せずにはいられないであろう。それは、ちょうど、人が、自分の乗っている船の船長が、たとえ、逆風、船の漏水、人員や食糧の不足などから、しばらくはやむなく航路を変更することはあっても、風や天候やその他の事情が許しさえすれば直ちに元の航路に戻り、いつもアルジェの方に向かっていることに気づけば、その船長が、自分や仲間をそこへと運んでいるのだと信じざるを得ないのと同じことになる。(中略) このことは、主に、基本的な諸法によって制限されている王権への敬意のことだ。」10)

アダムズは、上記の引用から、現状を「内乱」とは言えないという。すなわち、生命の危機や私的所有の侵害といった、権利侵害を防止するための、アメリカ側が行う正当な要求をすべきときなのである。この直後で、アダムズは、ロック前掲書 210 節を引きながら、アメリカに根強く残っていた、国王の恩恵によって1763年以前の緩やかな本国支配を復活させる道を望めなくなったという。ここでアダムズは、アメリカがイギリスの体制の中で改革を進める道を捨て、独立という形での革命を選択するのである。アダムズは、現状では、王権が、政治的な面で、適切に制限されていないとする。アダムズは、その最大の原因を、本国との和解の道には、法の支配が実現する見通しが無いことに求める。そこで、アダムズは法の支配の実現を求めることと関わらせながら、アメリカの独立を追求してい

くのである。

4 節注記

1) John Adams, *The Letters of Novanglus*(Boston,1775) in L.H.Butterfield, ed. *Papers of John Adams, Vol.2* (Belknap Press of Harvard University Press,1977) p229

2) Loc.cit.

3) *Ibid.*,p230

4) John Adams, *Thoughts on Government, Applicable to the Present State of the American Colonies In a Letter from a Gentleman to His Friend* (Boston, 1776)in L.H.Butterfield, ed. *Papers of John Adams, Vol.2* (Belknap Press of Harvard University Press,1977) にて、彼が参考にすべきだという具体的な著作があげられる。

5) *Ibid.*,p250

6) 後述するように、*Ibid.*, p 289 の行論を参照。

7) *Ibid.*, p 289

8) Loc.cit.

9) *Ibid.*, p 291

10) pp.291 - 292

5 節、アダムズの統治論の形成：ペインへの問題提起

アダムズは、本章1節で述べたように、1750年代からモンテスキューの『法の精神』を研究し、『法の精神』で示されたモンテスキューによるイギリスの名誉革命体制への称賛を共有した。そこでは、主権者は王、貴族、人民の三者とされており、夫々の層が相互に利益の行き過ぎを抑制することが理想とされた。アダムズは社会の幸福は統治のあり方・適切な行政のあり方に依存すると考えていくけれども、社会内在的に統治が生まれるという発想を持ちつつも、法学に造詣の深い貴族の役目に期待するモンテスキューの発想も彼の中では根強く残っている。アダムズはモンテスキューの持つ貴族主義的な面とアメリカの抵抗運動の指導者の有した人民主権を信奉する一面とを併せ持った立場から、ペインの『コモン・センス』を批判する『統治論』を著す1)。

アダムズが『統治論』を著したのは、『コモン・センス』が出た同年の1776年であった。

このパンフレットはその副題が示すとおり、ジェントルマンという、平民ではあるけれども比較的豊かで政治的自由を持つ土地所有者が、同郷の人々に呼びかける形で書かれたものである。この階層は、18世紀末以降のアメリカにおいて、知識人と政治的リーダーを輩出した層である。

アダムズは、ジェントルマンが指導的な立場で、多くの人々を政治的かつ社会的に教化していくことが必要であるという視点から、ペインに反論していく。この反論は、アダムズにとって、それまでのイギリス体制下での改革を議論することから、独立する新しいアメリカをどうするかという議論に転換することを意味した。そこでアダムズは、法を作る主体としての資格と能力を誰が持ちうるのかということ、ペインを論破することを想定しながら、下のように問いかける。

「もし諸君が最も偉大な質を持つ、人間の幸福を生み出す統治形態が何かを決めようとするのなら、諸君は一体どれが最善であるのかを決めるであろうし、その決定が唯一の課題であろう。もし、諸君が人間本性の導きが何であるのかということを決めようとするのなら、また、人類の幸福が何によって成り立っているのかを決めようとするのなら、もっとも大きな幸福は何かを決めようとするであろう。聖職者、モラリスト、哲学者、そして余暇のあるあらゆる人々が、幸福は有徳性によって成り立っているのを知るであろう。ゆえに、望ましい統治形態があるとするなら、統治の原理あるいは基盤とは、有徳性のことを指す。」²⁾

アダムズは、数人のもっとも賢く有徳性のある人たちが立法に携わる資格と能力を持っていると考えており、彼らこそがジェントルマンであるという。アダムズは、ジェントルマンがどのような心性をもち、そして行動原理を持っているのかを説明していく。

「倫理上の尺度の中で、有徳性の原理というのは、名誉よりも高い地位を占める。名誉というのは、倫理上の尺度の中でごく一部分を占めるのみであり、有徳性のほんの一端に過ぎない。恐怖というのは、情念の基本になっているものであるけれども、ジェントルマンはそれが統治の基本原理となるとは考えていない。私が生まれてから教育を受けてきた中で、人民の中に見たのは、諸君も良く知っての通り共和主義者の考え方である」³⁾

アダムズは、ジェントルマンが持つ共和主義者としての性質を、次のように述べる。それは、まず恐怖をはじめとする情念に流されずに「人間が社会を形成したときの原初の法によって、成り立つ小さな区域であるタウンが持つ規約に全面的に従うこと」であり、次に、「多くのことについて、他者と頻繁に連携し、審議し、討論し、そして熟議する」ことだという4)。アダムズは、自身のことをも共和主義者として研鑽を積んだことを紹介しながら、次のように述べる。

「私の若いころ、自分の手にはシドニー、ハリントン、ロック、ミルトン、ニーダム、ネヴィル、バーネット、オードリーの作品があった。そして15年間、私の郷里が悲劇に遭っていたとき、原理と道理を教えてくれた。それらは、私に良い統治というものではなく、何が共和国なのかということを示してくれた。英国の国制自体は、共和主義である。というのは、共和国の定義は、法の帝国であって、人の帝国ではないという定義以外、最善のものはないということを知ったからだ。」5)

アダムズは、共和主義者の価値観として法の支配を信じる考え方を挙げる。アダムズは、法の支配について、「法の正確かつ公平な行使を保障するように、もっともよく企図された社会権力の特定と妥協と組み合わせ」ができていたような最善の共和国を形成できる状態であるという6)。なぜなら、アダムズは法の支配を「社会の権力の妥協は数え切れないほどの多様な考え方を集約できるものにする」統治と把握しており、「良い統治というのは、法の帝国であるように、最初の問題は自分たちの法をいかに作り出すのかということ」にあるとみなすからである7)。

そこで、アダムズは、法をいかに作るべきだと考えているのか。すなわち、アダムズは、法を生み出す主体としてどういう人々を想定しているのか。彼は、新しい共和国（アメリカ）をつくるにあたり、「非常に広大な範囲に住んでいる、非常に多くの人々から成る社会あるいは共同体において、立法を行うには、全体が集合するのは不可能」だという見通しを持つ8)。彼は、「区域が広すぎる上に、住民には集合する時間も金銭的なゆとりもない」のだから、「多くの人の中から、最も賢明で、有徳な少数者を権力の代表にすること」が大切であるという9)。アダムズは、アメリカという新たな統一国家の独立を見据えながら、社会の生産活動を支える層には政治的な集いに出るゆとりがないために、そうした人々に代わる代表者を選ぶことが大切だと考えた。アダムズが述べたのは、法の支配を重視する

共和国論の一般的議論でもある。

アダムズは上述の一般的な議論を進めて、政治的代表者が社会的にどのように位置付けられるべきかを考える。彼は、「裁判官が法の中で、学究と経験に恵まれた人間になること」「模範的な倫理観、大きな忍耐力、穏やかな心、冷静さ、そして注意力をもつこと」「法によって、所有地と俸給を獲得できること」を挙げる 10)。アダムズは、政治的指導者という立場をジェントルマンの社会的な義務ではなく、彼らの生計を維持する職業として描いている。その上で、アダムズは、政治に参画することが職業として成り立つ者が存在しうるような社会のあり方に議論を進める。

「上のようなことが認められる国制があると、人民の間には、自然と普遍的な知識が広まって、彼らは自由人となる。すなわち、ユーモアに富み、よい思考様式を持ち、そして、倫理観が確立する。有徳性、名誉そして丁寧な態度が標準的になる。」 11)

「上のような国制によって機械的に取り入れる感情によって、普通の人民は、大胆で、勇敢で、かつ進取性のある人間になる。あらゆる階層と秩序の中にある人間によって生み出された望みは、彼らを勤勉にして、理性的な存在にして、さらには慎ましい人間にする。」 12)

アダムズは職業的な政治的指導者としてジェントルマンを捉え、彼らがその他の生産者層を知的に陶冶していくような社会のあり方を目指している。すなわち、新たに形成する社会には、一定の規模以上の自作農である郊外の土地所有者が知識に恵まれたジェントルマンになり、政治指導者を職業とする者がいる。一方で、彼等に教化され、そこから自身の能力を磨いていながら生産労働に従事するような人々があり、彼らは賃金を得る働き手や使用人などである。前者が主に政治的自由の主体となって、後者を陶冶することで、社会の生産力を高めていくことを目指す。ゆえに、アダムズは、イギリスの支配体制下で理想的な社会を追求する道を捨てざるを得なくなる。なぜなら、その社会は、統一国家を射程にいたした共和国をつくるために統治形態の選択が切実な課題になるからである。統治形態を選択するのはアメリカの住民である以上、イギリスの支配体制を抜け出すことは必然的となるのである。そこで形成される新たな統治の中で、ジェントルマンは各植民地で区画された小共和国の総督と彼らに主権を委ねた人民の間で両者の専横を抑制する役目を持つ。アダムズはアメリカの独立論に踏み出す一方で、モンテスキュー的に理解した名誉

革命のもつ、抑制均衡という長所をも捨てなかったのである。

「いずれの統治形態が最善なのかを決めるには、統治の目的を決める必要がある。そして、私は、この啓蒙時代には、次のようなことに議論の余地がないだろうと思う。人民の幸福＝人間の偉大な目的は統治の目的である。よって、幸福の偉大な性質を作る統治形態が最善である。」 13)

人々の幸福を保持する役目は、なぜ、ジェントルマンに委ねられるのか。アダムズは、アメリカの現状が次のようになっていることを理由としている。

「恐怖－モンテスキューとあらゆる政治作家によって言及されていて、いくつかの統治形態の基礎になっている－は、あさましい、獣のような感情である。その結果、完全に原理とは呼び得ないし、アメリカでは統治の完全な基礎とは考えられていない。(中略) 名誉は、神聖なものにならなくてはいけない原理である。しかし、キリスト教徒だけでなく、ギリシアとローマの聖職者たちは、我々に教えてくれるだろう。名誉というのは、有徳の一部であり、だからこそ、統治の基盤としては弱いのだということ。」 14)

当時の通念で、恐怖を原理とする統治というのは王が主権者となる統治を指し、名誉を原理にするというのは貴族が主権者となるような統治形態を指す。アダムズもそのことを暗黙の前提にしているのは、本章の3節での封建法論において確認したとおりである。アダムズはこのような統治形態はアメリカには不向きであると考えていた。なぜなら、「人間は、その性質をあざ笑うには、良くも悪くもない」 15) 存在である以上、王や貴族個人の資質に依拠する統治では、人々の幸福の保持は不確実なものになりがちであるからである。そこで、アダムズは、より望ましい統治を目指すために、法の支配が要請されてくるといふ。その法の支配を担うのが、自らの余暇と積み重ねてきた教養によって、社会の中で理性的に事物を判断しうるだけの能力を育ててきたジェントルマンなのである。

「上院議員は郊外の自由土地所有者であるジェントルマンによって選出されるべきである。もし諸君が統治形態をより多くの人民を主権者とする形にしようとするならば、あらゆる官吏は、一方の院に否定的な考えに従う別の議院によって選ばれるだろう。」 16)

「あらゆる統治の部署の中で、統治の安定、すなわち人民の倫理と他のあらゆる社会発展、そして社会の制度は、偏りのない行政上の正義に依存している。そのために、法の力は、執行と立法とに分離されるべきだ」17)

ここで、アダムズがペインに提起した問題とは何かが見えてくる。アダムズは、他者のちがった考えを相互に調整したうえで、互いに妥協しあうような制度をつくることで、社会の幸福を目指す必要があるという。なぜそのような制度が必要なのか。アダムズは、ペインに反論するとき、「あらゆる統治形態の基礎は人民の間にある、何らかの原理あるいは感情」であり18)、そうである以上、「年一回の選挙で代表者が選ばれなくてはならないとするなら、(中略)選ばれたものはいつも人民にお辞儀をし、注意をはらっていないではならいだろう」という19)。ある程度の豊かさが実現した当時であって、アダムズは人民自身が自己愛あるいは自己保存の欲求を社会形成の原動力としながら、社会の担い手になるのは難しいと考えた。彼は、豊かな社会が他者を侵害する原因となる野心や虚栄心が膨張しやすい状況を生み出すと考える。アダムズは、人民の野心や虚栄心を抑制し補正するための制度が必要だと考えていたので、ペインがそのことに自覚的でない点を批判したのである。

アダムズは、政治的に指導的立場にある代表が頻繁に交代することに伴う行政上の混乱のみを危惧しているのではない。それに加えて、日常生活を営む人々が、彼らの生産活動に十分時間を当てられずに、絶えず議会の動向のみに関心を寄せなくてはならないような状況が生まれることをも懸念している。アダムズの描く人民のイメージは、新たな国家において、主権者としての地位を持つことに加え、人によっては商工業で蓄えた財力の面で、政治指導者をも凌ぐ。このような人民は、国富を支える生産活動だけでなく、政治に参加したいという気持、政治によって自らの利益をより有利に確保したいという利己心を持つ。なぜなら、政治的指導者が職業の一つとして見なされるようになり、かつそのような生き方が、当時のアメリカで人々の中で良いイメージであり続けた独立自営の農民のみに認められる職業であったからである20)。

人々がそうした職業に就きたいと思う動機は、必ずしも公共の福祉を向上させることにあるとは限らない。そうではなく、政治的な指導者になることで社会の中で名誉を手に入れ、しかも生計を立てられるだけの収入を目当てにするということもあった。アダムズからみると、ペインの構想はこのような人々も政治的な代表となるという意味になり、そこ

では他者との妥協や利害対立の緩和という統治の主旨を危うくすることにつながる恐れが大きくなるのであった。そのために、アダムズは、ペインに対して法の支配の有効性を訴えながら、反論を行ったのである。アダムズがペインに提起した問題というのは、統治の担い手となる人々は法に関して習熟している必要があることではないかということである。すなわち、アダムズは、ペインに対して、商業を基軸とするような社会のあり方を適切に補正する考えが必要であることを示唆したといえるのである。

5 節注記

1) この点については、Eric Foner, *Tom Paine and Revolutionary America, updated edition* を参照。アダムズは、「王の恩恵を排除した後の法秩序」をどう造るのかという思想的な文脈の中で、適切な統治のあり方を問う思想としてぶつけたことをも吟味する必要性をペインに指摘したといえる。

2) John Adams, *Thoughts on Government, Applicable to the Present State of the American Colonies In a Letter from a Gentleman to His Friend* (Boston, 1776) in L.H.Butterfield, ed. *Papers of John Adams, Vol.2* (Belknap Press of Harvard University Press, 1977) p73

3) *Ibid.*, p74

4) *Loc.cit.* 後者の具体例として、彼は、あらゆるタウンにグラマー・スクールを設置することを求める動きがあることを挙げる。アダムズの説明から、共和主義者とは知識人があらゆる若い世代を教育し、そのような教育を社会全体で育てていけるような風土の中で育った人々のことだと言える。

5) *Loc.cit.*

6) *Loc.cit.*

7) *Loc.cit.*

8) *Loc.cit.*

9) *Loc.cit.*

10) *Ibid.*, p77

11) *Loc.cit.*

12) *Loc.cit.*

13) *Ibid.*, p 79 アダムズは、ジェントルマンが法律学の研鑽を積んだものを選ぶように訴え

る。アダムズの批判は、ペインが有徳な才能を、古典古代に比べてはるかに複雑化した社会の中から、どう見つけ出すのかを検討しなかった点に向けられているのである。アダムズは、統治の安定が人民のモラルにかかっているという。このモラルとは、人民が自然法および制定法の主旨を理解して行動することである。社会のあらゆる幸福には法の介在が必要である。正義に基づく行政には、法の中のモラルが必要であり、法が人民のモラルを作り出すのである。ゆえに、アダムズは、法に習熟した有徳な人々が人民にモラルを教えてゆき、人民自身も自らモラルを自覚していけるような統治形態が必要であるという。

14) *Loc.cit.*

15) *Loc.cit.*

16) *Ibid.*,p82

17) *Loc.cit.*

18) *Ibid.*,p87

19) *Ibid.*,pp.89–90

第2章結論

アダムズが前提としている自然法の意味は、人間の弱さゆえに自己保存の欲求を充たすために他者と結合して平和を求め、さらには社会形成を志向させる法則性のことである。彼は、自愛心あるいは利己心が社会の形成の原動力になっていると考えている。けれども、アダムズは、自愛心や利己心が補正されることを重視していて、その補正を担う役目を誰が担うのかと言う議論に力点をおく。彼は、より理性的な者こそが、自然法を理解できるので、そのような者が、指導的役目を果たすべきと述べる。そのような自然法理解ゆえに、人間個人が社会・統治を形成していく過程を描いてはいても、社会から内在的に統治が析出される過程が十分に論じられない。それは、彼が、法の支配に基づく共和国を理想として描いたことによる。

上記のような共和国は、郊外の農地所有者層（ジェントルマン、ヨーマン）は、法律と教育によって、生産労働を担う人々を指導するような社会が内在する必要がある。このような社会像は、人々が自主的に社会秩序を生み出すものとはやや異なり、少数の哲人が多くの一般の人々を指導・教化するようなイメージである。アダムズは、哲人的な存在の法律に精通したジェントルマンが政治的な上位者となる統治を目指していった。

一方のペインは、王およびその一族郎党とみなす貴族と、人民との間に対立図式を描い

て、万民が平等に権力を担っていくのを目指す構想が明確であった。というのは、自然権の回復・確立のための主張に力点をおくからである。けれども、ペインは、理想的な統治構造を支える制定法づくりのための議論と、法を制定する主体の形成の議論の展開が不十分であった。そのために、王の支配を取り除いた後の新秩序をどう展望するのかが不明確になる。アダムズはペインに対して彼の持つ不明確さを指摘したのである。

アダムズは、ペインに対して、商業に就くことによって実力をつけた人民が主権者となって専横的に振舞わない保障はないという発想、および社会の中に法による新たな秩序を構築するという発想を与えた。その発想によって、ペインは商業を基軸とする社会の適切なあり方を考えていくようになる。それを契機に、ペインは、社会や統治のあり方や法の支配の意味を再検討することになった。よって、アダムズの思想はペインと相互に切り結びつつも、ペインの中で、その理論の弱点を補う位置を占めていくのである。

第3章 トマス・ペインの描く新たな統治・社会の展望～自然権思想の深化

序説

アメリカの独立が達成された1780年代における、トマス・ペインの議論の背景をなす思想潮流を整理すると、次のようにまとめることができる。まず、独立後の主権を継承する正当性をもつのは中央政府である連邦か、それとも旧来の植民地議会の延長上にある邦政府かという議論があった。トマス・ペインおよび、ジョージ・ワシントン、ジョン・アダムズ、アレグザンダー・ハミルトンらは、独立したアメリカがイギリス国王の主権を継承するために、連邦政府型の統一国家に正当性を求めた¹⁾。それに対して、イギリスの主権を全否定して、あくまでも個人の権利を確立していくことを訴えていくように、拡大した入植地の開拓農夫を代弁しながら、旧来の植民地単位での自治を重んじる人々がいた²⁾。

次に、植民地時代から、国王の勅許状で認められた銀行制度の正当性をめぐる議論を典型例として、統治と社会の二つの領域がいかに関わるべきかについての議論が出てくる。すなわち、理論的に国王の主権の正当性を認めたあと、その継承者として連邦政府が社会に介入することの正当性をめぐる対立が出てくる。すなわち一方には、各邦(旧植民地)議会に紙幣発行の権限を与え、人々の要求に従って、議会の裁量により、紙幣を随時発行することを求めるフロンティアの農夫たちの考え方があった³⁾。これに対し、議会は日常の経済活動に介入すべきでなく、正貨としての貨幣の発行権限は、連邦政府と銀行が持つ

べきであるというフィラデルフィアやニューヨークの大商人たちの考え方があった。ここでは、ペインは後者の意見に賛同する4)。

改めて、以上の二つの流れを整理すると、連邦政府の形成に賛成する人々（後に、フェデラリストと呼ばれる）は銀行設置にも賛同する一方、連邦形成に反対の人々の側（後に、アンチフェデラリストと呼ばれる）銀行設置に不同意の立場をとる傾向がある5)。ペインの思想史研究では、ペインの保守化あるいはフェデラリスト化の時期と呼ばれている6)。

けれども、そのような捉え方は、ペインが商業を基軸としながらも、法の支配を重視するような新たな社会を展望していたという一面を見逃すだろう。従来の研究7)では、ペインの1780年代の思想の内容について説明されたけれども、彼がどのような理由で新たな思想形成のプロセスを踏んだのかを明らかにすることが課題として残されている。ペインは、なぜ、統治のあり方については連邦政府の形成を支持していたのか。そして彼は、なぜ、その連邦政府の下で銀行制度を作ることに賛成したのか。本研究では、次のような思想的变化に関わらせて考えてみたい。アメリカの独立前後まで、ペインは自然権の重要性を訴えることに力点を置いていた。けれども、1780年代に入ると、ペインは、自然権のあり方そのものを問い直していく。ペインは、統治形態をめぐるジョン・アダムズとの思想的な相違に遭遇し、それをきっかけにして、独立によって個人の自然権が確保される見通しが立つからこそ、個々の権利が衝突しあう現状に気づく。そうした状況を補正しながら、ペインは商業を基軸とするような新たな社会を展望する。ペインは自然権ののぞましいあり方を再検討しながら、新たな統治・社会のイメージを描く。ペインの中で上述の思想的变化が生じていく過程を分析することを通じて、彼の自然権思想の意義を考察することが本章の課題となる。

序説注記

1) ラルフ・ケッチャム『アメリカ建国の思想～植民地から共和国へ』（佳知晃子監修訳、時事通信社、1976年）87, 112, 115頁を参照。なお、連邦政府構想や後述の銀行制度への賛否は、1780年代の至上課題であったアメリカの経済的再建をどうするかという問題と密接に関わっていた。ペインの同時代人で、経済と統治の関わりを重視していた好例は、アレグザンダー・ハミルトンやジェームズ・マディソンら、『ザ・フェデラリスト』の著者たちであった。ペインは、中央政府の必要性を重視する点でハミルトンらとの親和性を持つ反面、ハミルトンのように人民が商業という共通利害に立っているがゆえに統制が容易になるという考えを共有しなかった。ペインの目には、人民が商業において共通の利害を有するということが自体が強固な共和国の基礎になると映っていたと思われる。

2) K.M.Ford, ed., *Property, Welfare, and Freedom in the Thought of Thomas Paine: A Critical Edition* (The Edwin Mellen Press, 2001)のほか、田中秀夫編著『啓蒙のエピステー

一メー』(京都大学学術出版会, 2008年), 明石紀雄『トマス・ジェファソンと「自由の帝国」の理念』, ミネルヴァ書房, 1998年)も参照。田中は, ペインが商業の役割を重視し, 商業に携わる人々が自ら統治を構成する商業共和国の構想を有していたことを述べている。同時に, ペインの同時代人であるジェファソン, フランクリンとの比較もしており, 商業共和国という論点を通じてペインの思想的位置を分析する端緒が開いている。ジェファソンが農業を中心とした有徳な自営農民が中心となる農業共和国を提唱し, フランクリンが農業と商業の両立を訴えながら有徳な勤労者が構成する社会を基礎にした共和国論を展開したという。

3) K.M.Ford, ed., *Property, Welfare, and Freedom in the Thought of Thomas Paine: A Critical Edition*, pp.39-49

4) Ford, *Ibid* , pp.39-49, pp.243-263

5) 小松春雄『評伝トマス・ペイン』および A. J.Ayer, *Thomas Paine*, (大熊昭信訳『トマス・ペイン: 社会思想家の生涯』)といった伝記的研究がそのような見解を取る。

6) Ford, *Ibid* , pp.39-49, pp.243-263

7) Gregory Claeys, *Thomas Paine, Social and political thought* pp.53-59

1 節, 自然権思想の再検討～アダムズからの示唆を受けて

ペインが行った自然権思想の再検討に言及する前に, 彼が当時のアメリカにおいてどのような位置にあったのかを確認する必要がある。1780年代に入ると, イギリスとの戦争は続いていたものの, アメリカの著作者たちの議論は, 独立後のアメリカの社会・統治のあり方について議論したものが現われる。中でも特徴的なのは, 利己心が極大化して他者の権利までも侵害するに至りやすい状況を警戒しながら, 個人の自然権の補正を考える思想である。すなわち, 個人の自然権の行き過ぎをいかに正すのかというものである¹⁾。ペインもそのような考えの中心にあり, 彼の思想的位置はジョン・アダムズが『統治論』の中で法の支配の有効性を示したことに共通している²⁾。この点を具体的にするために, 1780年, ペインは法の支配の重要性に注目しながら『公共善』³⁾を著す。

「各共同体(旧13植民地: 引用者補)において, 困難と相違が生じるであろうということはいつも予想されている。現実での, あるいは想像上における利害の対立, 分かれる判断, 気質の不一致, そして一言でまとめると一つの人間の集合体というのは, その者の能力の中で互いに抗う性質をもつ。しかし, 社会的な能力においては議論を終わらせる権利があることを証明している。あるいは, 法によって合理性があるとされていることがあ

る。そこでは直接的な権利は列挙されていないけれども、法によって物事を決めたり、妥協点を見出したりするような力が発揮される。」4)

ペインは、人間が本来、法の支配に対して親和的な存在であるために、相互に話し合う中で利害対立を緩和していく能力があるという。すなわち、人間はそもそも同じ社会に生きる市民として統治を担う能力を有し、その能力によって、互いの権利を守ろうとする性質があるというのである。けれども、ペインは、現実において人間が市民としての本来の能力を発揮しているとは言いがたいと考えている。なぜならば、「我々は、あらゆる主張を確立した権利と呼ぶ。あらゆる主張を、確立した権利と解釈することによって、権利という言葉は、しばしば公正と道理に反したものになる。本当のところは、権利とは、それ自体正義でなくてはならない。しかし、多くの事物は、権利という名称を有している。それはもともと、悪の中にあるものである。この種のものは、みな、単に征服、実力、そして暴力によってもぎとった権利である」と考える5)からである。ペインは、人間には自分の主張を「権利」と称して押し通そうとする性質があることを、必ずしも本来の能力を発揮できないでいる理由に挙げている。

ペインは、人間に前段のような性質があることは、「人類の普遍的な公正にてらしてよくないもの」6)であるという。他者の正当な権利を侵害することになる主張をも「正当な権利」として押し通すことに対して、ペインは次のように述べる。

「公正の上に成り立つ権利の場合、その精神は、進んで主体の中に入って行き、やましさを感ぜずに、その者に対して困窮も感じさせないし、そして、暴力の嵐にもさらされずに、洗練された解決法の中では、何の障害もない」7)

ペインは、人間の社会的な能力が本来の形で発揮されていると、自然権を相互に侵害しないので、自他共に、生存の基盤が揺さぶられることはないと説明している。けれども、彼はその前提を歪めているものがあるという。彼はそれをどういうものとして描いていたのか。

「次のようなことを想定するのは不可能である。すなわち、何らかの特権が個々人に付与され、その特徴が故意に社会の通念から反したものになることであろう。また、そのよう

な主張はかつて、考えられた人間の想像力のどれと比べても野蛮なのだ。」 8)

ペインは、個人の持つ特権意識を他者の権利を犠牲にして自己の利益の拡大を願うものとし、その意識が人間のありようを歪めるといふ。ペインは、個々人の特権意識によって、他者の権利を侵害する主張が正当なものとして展開されることを危惧しているのである 9)。ペインは、人間には「自らを守るために権利を拘束するという妙な性質がある」けれども、「権利は道理よりも良い基盤をもっていないものだから、それは必然的に主張の結果として起こって来る」 10) ものであると述べる。ペインがその点に注目し、権利のあり方を問い直したのは、社会の中で法の支配の原理が浸透していることの重要性を、アダムズから示唆されたためと思われる。

そこでペインは、個々人の利害対立を緩和する役目を担う統治が、社会に対して適切に介入することで、人々の考え方を補正していくという発想を獲得している。一方で、ペインは、利己心を人間の先天的な性質と言ってよいということを踏まえており、利己心を否定的にのみ捉えていない。ペインは利己心を社会の発展に必要なものと考えている。そのように考えたのは、前述したように、ペインが社会の領域に生きる人々というのは相互に調整しあいながら権利を保持しあっていく能力があるということを前提にしているからである。ペインは、個々人のつながりとしての社会と、統治から一定の距離を保持する社会のあり方をも議論のテーマに入れていく 11)。

「我々はあえて言わない。我々の恵みぶかい主権者は、主権者の広大な土地を自らに付与すると。当時王室の中にあつた同様の権利は、今は、もっとすぐれた権威である合衆国にある。(中略) 我々はあえて言わない。主権者である合衆国は、合衆国の広大な土地を自らに付与するというを、そして、ヴァージニアの背後にある新たな入植地への移住について、自分にとっては議論すべき非常に大切な政治の問題であるということ。」 12)

ペインは、連邦政府が王の有していた主権を継承しその上で統治の主体として介入しなくとも、外部からの侵入を招き、住民の安全が損なわれるために彼らの権利自体を不安定にすると考える。そうした状況を回避するために、ペインは、『コモン・センス』の中では斥けていた主権者としての王の位置を容認する。ペインは、以前のアメリカの主権者が王であったことを容認する考えに転じた理由を、統治が社会に介入することの重要性を訴え

ながら説明する。その上で、ペインは、アメリカの将来像を次のように述べている。

「人々が平和、調和、平穩そして安全について熟考し—とくに新しい入植地を造るときに、そこの幸福にとって不可欠だ—、そして戦争が終わって自らの幸福と安全は各邦が連合できるか否かにかかっており、点在する人民、相互につながりのない人民、そして政治的に未知の残りの部分ではない、我々の問題を考えたとしよう。人々は、次のような傾向を持つだろう。つまり、孤独かつ世を捨てたという状況にあると感じる。」 13)

ペインは、自己と他者が共存を目指して相互に結合した結果として社会が出来ていくというけれども、将来の社会をより望ましいものにしていくためには、統治の社会への介入の仕方が重要であることを示唆する。ペインは、統治を連邦の形態にすることによって次のようなアメリカの利点を生かせるという。彼は、「土地は居住可能な地域での真の富であり、アメリカにおける自然の基金」であり、土地の豊富さがアメリカにのみ与えられた有利な条件だという。なぜなら土地は、消滅しないためにその価値が減らず、しかも効果的な統治のもとで農工商業を発展させながら、社会の生産人口を拡大していく土台にできるからである 14)。

そのような状況の中で、個人は土地に労働投下をして財産を形成し家族を形成しつつ、他者と相互の信頼関係をつくっていく。このような信頼関係はアメリカの連邦政府という外枠に包まれるために、アメリカの持つ経済的に有利な条件を生かせるという 15)。ペインは、第一に、「フロンティアの土地をインディアンの侵攻から防御できること」、第二に、「旧来の入植地の背後に新たな邦を置き人口を増やすことにより、(中略) 交易量を二倍にする」ことを挙げる 16)。ペインは、社会の外枠としての統治をより確実にするために、政策的な議論を展開する。

「合衆国は今主権者の位置にある。フロンティアは合衆国の集中的な管理下の財産である。しかし、フロンティアに移住して増加した人々も、我々旧来の地にいる者と平等な権利を有するだろう。ゆえに、新しい邦が形成されるであろうという見通しからも分かるように、フロンティアは我々のようにすでに土地を所有している者たちと共に、残りの土地を占有する存在となるのである。(中略) こうした存在になることは、イングランドの統治下にあったあらゆる買い手に追加的に有利になる。」 17)

ペインは明確に説明していないけれども、フロンティアに入植する人間を、勤労を投下しながら豊かになっていくために自ら主権者となっていく存在として捉えていると思われる。そして、ペインは、旧来の住民もフロンティアへの新たな移住者も互いに権利を保存しあう人間であって、相互に自然権を確実にしていけるような関係（市民社会）をつくることを想定できている。だからこそ、ペインは、統治を形成するのはひとりひとりの人間であると考えることができた。

ここでは、個々人が主権者となる議論と、個々人が市民として、財産形成をすべきであるという議論が、ペインの中で半ば錯綜しつつも相補的に捉えられている。すなわち、ペインは、財産形成を主権者としての市民になるための資格要件ではなく、個々人間相互の権利を保持しあうのに必要な判断力を発揮するために不可欠の条件と捉えなおしている。なぜなら、ペインは、財産のない者を社会から排除していく考え方を克服していくことに力点を置いているからである。ペインがこのように考えるためには、誰が主権者になるのかという主権論に加えて、市民社会の形成という発想がなくては不可能だった。

ペインは、上記の考えを固めて行く上で、『公共の福祉』の二年後に発表される『レナル師への手紙』18)において、人間が相互の権利侵害を起こさないように社会を形成する過程をまとめた。

「まず、社会をつくるという個人の欲求は、今、国民（ネーション）**nation** の欲求という文脈で議論されている。そして、ひとりひとりの人間は、以前、自分が隣人から求めていたものを、他国から求めなくてはいけない状況にある。諸言語を通じて、遠くはなれた国の国民は、会話ができるようになっている。そして次第に、他国からもたらされる困難はなくなっており、想像上で侵攻されるのではないかという嫌疑もなくなって来ている。彼らは、お互いに、物事を知ろうとして、そして理解しようとすることを学んでいる。学問、すなわち地域の党派ではなくあらゆる人への恵みぶかい保護は、あらゆる人が集う礼拝堂に開かれている。そのようなものによる精神への影響は、凍土に降り注ぐ太陽のように、長年にわたってより高い能力を陶冶し、さらなる進歩をさせている。」19)

ペインは、統一国家や国家同士の関わりをも社会生活で見られる人間関係の延長と見なすことで、人間にとってあらゆる他者との共存が欠かせないことを強調する。このような強

調は、どのような状況で見られるのかを、ペインは次のように説明する。

「この状況（他者と共存する状況：引用者補）は、野蛮な世界に見られるものではない。そこでは、人間の欠乏は、ほとんどなく、その者の手が届く範囲に生活資料がある。彼が生活資料を得ることのできる間は、彼は、独立自尊の状態にある。その結果として、自分が持っている生活資料を守る、あるいは自分が持っていないものを得るために互いに議論して、互いに共存し合うような状況の中に生きている諸国民が沢山いるのだ。」 20)

ペインは、人間が自然状態から社会状態に移行する中で、その生活様式も変えていったという。すなわち、彼は 18 世紀末に、人間が生活資料を得たうえで交換するために、一つの国家の中だけでなく、さらには他の統一国家とも交易をするようになった状況を描いている。ペインは、人間にとってあらゆる他者との共存が欠かせないことを、以上のように詳述した。ペインは「人間は技芸、科学、農業、そして商業を学んでいる。また、ジェントルマンとして、社会の上位者として、洗練されるために必要なことや、哲学者としての知識を学ぶ」 21) ようになったという。

ここで、ペインは、アダムズからの示唆をふまえつつ、アダムズよりも多くの人々がジェントルマンとして社会の構成主体となっていくことを展望している。ペインはアダムズよりも、アメリカでは多くの人々がジェントルマンにふさわしい人物になりうると考えているのである。ペインは、なぜ、ジェントルマンの裾野を広げられたのか。

「倫理的にもよくもないし悪くもないということが、社会には多くある。しかしそのような物事は生産力を有するようになった結果として生じたものである。(中略) このように、商業というのはそれ自体、倫理観が有効に効かないものだけれども、人間の精神を、温和にするにあたり、多大な力を持つ。古代にあっては、人間の精神は生活資料の不足に直面していて、怠惰で、いつも戦争に仕向けられていた(中略) 野蛮な状態に置かれている者たちの時間は、雇用という手段をとることなく、彼らの手の中にぶら下がっている。彼らが生きている怠惰な状況というのは、人々を間違った方向へ進ませ、そして、すぐにすべての人間を怠け者にする。さらに、怠け者になった状態にすべての人が等しく置かれる。彼らは容易に反発するか、あるいは実力行使へと誘われる。」 22)

ペインは、人々が商業に従事することを通じてジェントルマンを目指す行為そのものが個々人の心性を改善すると考えていた。そのため、ペインは、商業に従事すること自体が有徳なことであると捉える方向に行った。この点をペインは詳しく説明していく。

「商業の導入は世界を生活資料で豊かにした。その程度にまで商業は、あらゆる人々をたどり着かせるし、何か物事について考えて実行するように仕向ける。これらのことによつて、その人の注意は、機械的に仕事から引き離される。その状態は怠惰なものであり、地に足のついた思考ではない。そして彼は、同じ郷里の中で交易をする。その状況は、我々の前の世代では自分たちの生産したものによつて欲求をそそられ、生産物を買うには彼らがそれに分不相応なくらいに怠け者であった。ゆえに、前の世代では、怠惰が戦争に繋がってしまったであろう」23)

確かに、ペインが展開する商業が人間の心性の改善に役立つという議論は、彼の独自の構想ではない。しかし、ペインの議論は、アメリカの独立によつて商業と統治のかかわりが変わったことを論じた点が特徴的である。すなわち、ペインは、ジェントルマンの裾野をアダムズよりも広く取っている分、ジェントルマンの生活資料確保の道としての商業が必然のものとなる。当時のアメリカの通念としては、独立自営農民としての働き方が称賛されていただけに、商工業を自身の生業と考えることは必ずしも自明ではなく、価値のある生き方でもなかった。けれども、ペインは農業そのものを交易という広義の商業に組み込むことで、商業そのものの定義を変えたのである。ペインは、フロンティアの発見を以つてしても解消することが難しい土地の不足という現実を認識していた。そのために、ペインは、農業のみでなく商工業全般をも生計の道とみなしていく。それは、独立した私的所有者（土地所有者）のみが自由の主体であるのではなく、あらゆる人々が自由であることを喜べる生き方を模索することでもあったのである 24)。

ペインがそのように考えることができたのは、次のような理由からである。

「おそらく、アメリカの革命と米仏連合のように、我々の偏見と戦うために、そして偏見を追い出すために親密かつ力強く連携する二つの勢力は、かつては存在しなかったであろう。(中略)我々の思考様式は、国の政治的な革命以上に、異常な状況のある革命を耐え抜いてきた。我々は、別の眼で物を見つめている。我々は、別の耳で物事を聴いている。ゆ

えに、別の考えを有している。そのすべてが、以前とはちがうものなのだ。我々は、自分たちの偏見を振り返る事ができる。それはまるでちがう人々が直面した偏見をかえりみるようにである」 25)

ペインは、革命体験がアメリカの人々の意識を変えたために、アメリカの住民が率先して商業を有為なものにできる可能性があると確信する。その確信によって、ペインは、アメリカという空間の中で、人々が分裂から統合を絶えず目指す得エネルギーを持ち、彼らが独立戦争という共通の体験を経たからこそ、自分たちで社会を構築するようになっていくと考えるのである。

彼の記述から統治と社会が区画されてゆき、社会が自立的に機能していく過程を直ちに読みとることは難しい。この点は次節で詳しく言及するけれども、ペインの商業社会と統治の関係が明確になるのは、フランス革命期のことになる。ただし、ペインは、独立戦争が終わるか終わらないかという時点で、社会が自己愛と産業の原動力としての性格を持っていることを示唆している。なぜなら、社会のすぐれた基礎は商業と諸技芸にあり、法がこれを保障する体制をつくることこそアメリカの独立・建国につながるからである。それはモンテスキューの描くイギリスの立憲制の性質にも重なるが、国家から独立した諸個人が自己愛によって公共圏を豊かに立ち上げていく契機も見える。ペインは、商業社会のダイナミズムを市民的自由と政治的自由に組み込む努力をする思想的位置にあったと思われる 26)。ここから、ペインが商業社会ならびに商品経済の中で生きる人間を価値あるものと捉えるようになっていったことが分かる。

1 節注記

1) Gordon S. Wood, *The Creation of the American Republic, 1776-1787*, pp.516–562, pp.565–592 を参照。Jack Paul Greene, *Understanding American Revolution: Issues and Actors*, pp.285–308, pp.329–358 も参照。

2) 小林清一『アメリカン・ナショナリズムの系譜』61～78頁を参照。

3) Thomas Paine, *Public Good, Being an Examination into the Claim of Virginia to the Vacant Western Territory, and the Right of the United States to the same to which is added Proposals for laying off a new State, to be applied as a Fund for carrying on the war or redeeming the national debt.* (Philadelphia, 1780), in M・D・Conway, *The*

Complete Writings of Thomas Paine, Vol.2.(AMS Press, 1967)

4) *Ibid.*, p34

5) *Ibid.*,p35

6) Loc.cit.

7) Loc.cit.

8) *Ibid.*,p57

9) Karen.M. Ford ed., *Property, Welfare, and Freedom in the Thought of Thomas Paine*, pp.86-95 を参照。

10) *Ibid.*,p58

11) 市民社会についての社会思想史的な課題設定については、水田洋『アダム・スミス論集』（ミネルヴァ書房,2009年）59～75頁,101～126頁から示唆を受けた。

12) *Ibid.*,p59

13) Loc.cit.

14) *Ibid.*, p 63

ここで、ペインは未開拓地と旧来の国土とを合わせて一つの市場＝商業圏とするメリットを強調していると思われる。

15) Loc.cit.

16) Loc.cit.

17) *Ibid.*, p 65

18) *Letter to addressed to the Abbe Raynal on the Affairs of North-America, In which The Mistakes in the Abbe's Account of the Revolution of America are corrected and cleared up* (Philadelphia, 1782)

19) *Ibid.*,p46

20) *Ibid.*,pp.46-47

21) *Ibid.*,p47

22) Loc.cit.

23) Loc.cit. ペインは、商業が統一国家の形成とさらには国際関係の改善にもつながることを述べている。

24) 水田洋『アダム・スミス論集』（ミネルヴァ書房,2009年）101～126頁に加え、安藤隆穂『フランス自由主義の成立』の序章より示唆を受けた。

25) *Letter to addressed to the Abbe Raynal on the Affairs of North-America, In which The Mistakes in the Abbe's Account of the Revolution of America are corrected and cleared up.*,p49

26) 以上の点については、安藤隆徳『フランス自由主義の成立』28～29頁より示唆を受けた。モンテスキューは、政治的自由（王権、貴族を中心に運営される政治の領域を構成）と市民的自由（刑法、刑罰、財産をめぐる諸領域）を分けたうえで、商業社会のダイナミズムを市民的自由にも政治的自由にも組み込む熱意を持たなかった。

2節、ペインの主権・統治論～自然権思想の深化

1節で述べたように、ペインは個々人の中に、彼ら自身が統治の主体になる素質を見出している。けれども、ペインは、前節の『レナル師への手紙』の中で、私的利益を体現する過程で社会から自生的に党派が生まれることを示唆しており、立法者が彼らの行動を補正する役割を担うことが共和国の統治にとって重要だと考える。なぜなら、ペインは、「法が王になる」共和国が最適であるということを『コモン・センス』の中で述べていたし、法の支配があつてこそ、個々人の権利主張が生む対立を緩和し、かつ人々の権利を保全する権力を統一国家にまとめることによって、はじめて全員の自然権を確保できる見通しを持てると考えていたからである¹⁾。

ペインは、一つの地域や一つの統一国家をも視野に入れたときの人々の共存関係を維持する法の支配のあり方を模索する。ペインは自己統治が自然権である以上、共和国の立法過程を担うのはアメリカの全住民の自然権であると考えた。ペインの理想とする共和国のあり方は、ヨーロッパ系住民のみならずアフリカ系の住民も立法の過程に携わる権利を持つようになることである。ペインがそのような発想を持つに至ったのはなぜか。ペインの描く人間の理想的なあり方は、同時代人との間に、次の点で違いがあるからである。それは、多くの同時代人が自然権の平等をイギリス人の特権として捉えたのに対して、ペインは政治的自由をも含めて人間に普遍的なものを見出したからである。その意味で、アメリカ独立時のペインの中では、法の支配と人民主権が同一される傾向が強かったが、1780年代に入ると両者が次第に区別されるようになる。

ペインは、統治と統治を形成する人間について、『統治に関する考察』2)の中で、原理的な記述から始める。ペインの記述は建国されることになるアメリカのあり方を念頭にし

たものであり、抽象的・理念的なものではなく、現実を見据えた議論である3)。

「アメリカで作られた夫々の共和国においては、主権あるいはそれ自体は統制されずにあらゆるものを統制する権力は、自然がそれを与えたところに残っている。つまり、アメリカでは、人民の中に、人民のためにあるというところに、権力の源泉がある。」4)

ペインは、統一国家の担い手としての、人間のあり方を具体的に論じている。

「国家は多種多様な思考様式をもつ人々を抱えている。その中の人々は相互に異なるばかりか、あらゆるものが、敵に立ち向かうという特定の目的を持った軍隊を形成する将校やそれにしたがう兵士とは異なる。国家は全く別個のつながりのない個人が形成している。彼らは、様々な商業、職業そして学究に従事している。お互いに定期的集まり、すれ違い、連合し、反対したり分離したりしながら、偶然共有しあった利害と生活状態によって左右される。」5)

ペインは新たに建国される国家の主権者のイメージを、次のように説明する。彼は「軍隊の場合は(中略)秩序、相互の習慣、いろいろな職業を持つ人々の結合、そして軍隊の様式によって、気質はつくられる。しかし、こういう気質の形成は、一つの国家に生きるすべての個人にはあてはまらない」ために、個々人が公正と正義といった公共の福祉の意味を理解する必要があるという6)。ペインは、公共の福祉を次のように定義する。

「公共の福祉は個人の利益に反する言葉ではない。それどころか、各個人の利益を集めたものである。それは利益の全部である。なぜなら、それは全員の利益であるからである。公共と言う組織が、個人の集合体であろうように、公共の福祉はそこにいる個人の集合した利益である。」

「公共の福祉の基本原理は正義 justice であり、正義が等しく行き渡っているところはどこでも公共の福祉は促進される。(中略)(公共の福祉の)原理が一人の人間を救い、その原理は他の者によって侵害されてはならない。なぜならそのような横暴は自らの安全を危ういものとし、航海上の障害物となるべきものだからである。(中略)「(人々が共和国政府の形成に合意する理由は)共和国が公共の福祉、あるいは全体における利益を意味するから

である。これは専制とは正反対の概念である。」 7)

ペインは共和国の原理を公共の福祉であると考え、それは正義の存在を前提とするという。正義と言う価値基準が人々に共有されてこそ、人々は権利の確立に向けて統治の形成を容認し、議会に自らの代表者を送るために合意をするのである。ペインは、人々が政府の形成に合意する動機を、財産権を始めとする自然権が保障されることによって可能になる経済的な自立、さらにそれを通じて実現される自己と他者の協働関係の確立にあると考えていた。

ペインは、独立後のアメリカという空間において、人間のおかれる状況を考えている。そのために、統治の主権者としてのあり方を考えることができた。たしかに、そこでは、自らの生命をおびやかせる危険は以前よりも遥かに少ない。しかし、権利侵害の余地がまったくなくなっただけではない。

「人民が自らを共和国の一員とすることに同意するとき（というのは共和国と言う単語は公共の福祉あるいは全体の利益を意味し、暴政とはその反対の意味をもつ。共和国は主権をよき物とし、人間を善い存在にする。こういうことは、統治の唯一の目的である）、人民は、次のようにすることで同意する。人民は相互に決意して自らを約束の輪の中に入れた。金持ちも貧乏人も同じである。この約束は、彼らの間の公平な正義についてのルールを守るためである。ゆえに、彼らは、暴政を倒すばかりでなく、暴力的な原理をも倒したのである。」 8)

「この相互の契約により、共和国の市民たちは暴力を権力の外に置いた。すなわち、彼らが嫌っていたから、今後どのようなときでもお互いに暴力を行使する権力をつぶし、あるいは公正ではないことをする権力をつぶす。なぜなら、彼らの大多数はそのことを成し遂げるに十分な数に及ぶであろうからである。」 9)

ペインは、共和国の基礎が、人と人との関わりの中から、暴力による権利侵害を排除する協約あるいは契約の上に成り立つと考える。すなわち、「富裕者にとって安全であり、貧者にとっては慰めとなるという状態は、共和国を形成する人がお互いに共有しあっている約束」なのである 10)。ところが、このような約束は、代表権を政治的リーダーに与えた過程において、危ういものとなるという。なぜなら、「共和主義の中で、我々の経験は未だとて

も少ない。ゆえに、あらゆる法と条例が、共和国の統治と一致するか、あるいはそれによって正当なものとされるかどうか疑わしい」状況にあるためである 11)。この状況は、法の支配が貫徹しないということである。

アメリカの独立によって、人々は、主権者となる可能性が現実的になった。けれども、ペインは現状に楽観的ではない。なぜなら、次のように、人々の考え方を分析して、法の支配が貫徹しない状況を具体的に説明するからである。

「我々は、議論をはじめると、そして統治の空白にあたって、物事を他者にゆだねる傾向がある。加えて、必要性に裏打ちされた急場しのぎの策を採用し、生存欲求に裏打ちされた急場しのぎの策を採用し、人間の動機を危急の力に合わせた思慮深くない、権力の行使を許す傾向もある。その結果、人間は、他者に物事をゆだねる状況から、立法府の中に席を占め、いつのまにか立法者にかわって委託を受けた人々のように長年考えていたことや習慣を実行にうつし、そして、考えつづけるようになる。そこでは、国制や共和国の原理よりも、個人の心性によって統治がなされる。」 12)

ペインは、代表者個人の心性にゆだねる状況というものは王制と変わらないと考える。言い換えると、ペインは、利害関係の当事者の集合体（党派）party が専横的になることを危惧しており、それは代議制を生み出した人間の政治社会に、必然的に生まれてくるものであると見ている。そもそも代表権とは「代表権というのは、彼らが代表する人民を超えることはできない。」 13) ものである。すなわち、「まず法を制定するとき、立法者が権力を行使すること」「次に、共和国の状況が求めている目的のために、代理人や交渉人として、国のために権力を行使すること」である 14)。ペインは上記の引用で、法の支配の必要性に言及している。ペインは法の支配の意味を具体的に説明するために、次のように述べている。

「あらゆる諸法は諸条例である。しかし、あらゆる諸条例は諸法ではない。議会の沢山の条例は、代表あるいは交渉の結果の条例である。すなわち、それらは、国のあるひとつの地方において、人々の間で契約を交わされ、そして同意されたものである。それは危急の目的のために作られる。」 15)

条例とは、人々の利害を集約した、社会の中での約束事である。ペインは、政治的な代表が送られた議会において、これらの条例が成立されてから、条例は諸法と正義の原理に服するものと見なす。「条例が服すべきは、配分上および行政上の正義のためにある諸法」であり、それらは「平和の保全、財産の安全、農耕に用いる土地の面積に応じた必要な収入の向上」に資するものであるべきなのである 16)。

ペインは法を、平和、財産、不可欠の富を増産するという自然権を前提とする権利の保障をすべき根拠を与えるものと捉えている。すなわち、ペインの中では、上述のように、公共の福祉と自然権が調和するのである。中央（連邦）政府の役割は公共の福祉を保持することであり、平和を守り、財産の保護をすることである。ペインは、法の主旨・理念が、人間としての権利を保障することであり、またそれらが法制度の統治における役割自体を重視しているという。よって、ペインは『統治についての考察』の中で、個人の権利関係に統治が法を通じて、一定の介入をするような新たな社会を見据えている。その理由は、ペインが、公共の福祉と共和国の関連について次のように述べているからである。

「公共の福祉は共和国の管理運営の目的である。従って、それはどのようなことかが理解される必要がある。公共の福祉は個々人の利益に反するものではなく、逆に個々の利益が集合したものなのである。(途中略) なぜなら、公共体が個々人の集合体であるのだから、公共の福祉は個々人の益の集合体と言えるのだ。」 17)

公共の福祉はとりもなおさず連邦全体の利益であり、単に一つの邦（コモン・ウェルス）の利益を反映したものではない。ペインの述べている公共の福祉の内容は法の保護する領域、さらには連邦政府が社会を守る領域と重なっている。ペインは下記のように、前述の重なりを詳述する。

「公共の福祉の基本原理は正義であり、正義が等しく行き渡っているところはどこでも公共の福祉は促進される（中略）（公共の福祉、すなわち共和主義の）原理が一人の人間を救い、その原理は他の者によって侵害されてはならない。なぜならそのような横暴は自らの安全を危ういものとし、航海上の障害物となるべきものだからである。(中略) 人々が共和主義の政府の形成に合意する理由は）共和主義が公共善、あるいは全体における利益を意味するからである。これは専制とは正反対の概念である。」 18)

ペインの中で共和主義の原理が公共の福祉であると捉えられているからこそ、財産権を中心とする自然権が保障される統治を導くことができ、人々は政府の形成を容認して、議会に自らの代表者を送るために合意をするのである。ペインは統治の形成に合意する動機が財産権の保障によって可能になる経済的な自立、さらにそれを通じて実現される自然権の確立であると考えていた。ペインは法に従うことが共和主義の原理に従うことであり、彼は『統治に関する考察』の前半でそのような統治を目指すことを主に訴えていたのである。ペインは、共和主義の原理や公共の福祉の意味を国家への貢献というニュアンスよりも、個人の権利保護を目指す原理のほうに力点を置いて説明した。この説明の仕方に、ペイン独自の貢献がある。後半部では、その具体的な理論としての経済思想・銀行論が展開されたのであり、銀行設立による商業を機軸とした社会を組成する必要性が論じられていくのである。

ペインは、商業を機軸とした社会を組成するような状況では、政治的代表を送ることで自己の利益を実現することが一般的になることを示唆し、利益の実現する過程を次のように説明する。

「個々人の契約と党派 **Party** どうしの合意によって、何か物事を進めていくときに生じる不都合が取り除かれ、そうすることによって個々人の利益を見出していく。というのは、共和国の中では、個人の権利と相互の善を守るのは諸党派の調和である。」 19)

ペインは、議会に代表を送り、利益を実現する過程の中で、自身の権利を確立するための党派を否定しない。けれども、ペインは、個人が調和をまもるために、「議会は党派ではない」ということを弁える必要があるという。すなわち、法を上回るような、条例をもって正当な権利とすべきではないという。ペインは、法の支配の重要性と関わらせながら、銀行論を通じて語っていく。

ペインは、人間同士のつながりとしての社会が、そのまま政治の主権者となるイメージを描くわけではない。そのような社会の中に介在するのは、統治に加えて、統治よりも緩やかであるけれども、人々の約束事を固めるだけの力をもつ、組織や制度が介在する必要があるというのである。

「私は既に次のようなことを見ている。銀行におかれることになるであろう富は、いつにおいても、銀行を必要としている人の財産であり、法人株主の財産ではない。株主はひとつの組織 **Society** として何も所有しないし、貸し出しをするのではなく取引を自分たちの仕事上で行うのでない限り、ほとんどが銀行に財産をもたないであろう。」 20)

当時のアメリカでは、勅許状によって設立された組織によって、財産を奪われる＝所有権を侵害されるという不安感が根強かった。つまり、商業上の信頼関係を見出す人ばかりではなかった。このことから、社会というのはあくまでも、個人的な人間同士のつながりであり、政治的代表を通じて自己の利益を実現する基本的な集団であるという見方になりやすい。この点に、ペインは公共の福祉の侵害につながりやすい原因を見出していたのである。

ペインは、「銀行は所有権を決定づけるような組織体ではなく、ひとつの会社であり、設立にあたって勅許状の認可によって称されている」 21) と述べて、王の権威の残滓に依拠しながら、所有権を侵害される不安を持つ人々を、説得していく。そのような人は、自身の権利を守ろうとするあまり、政治的代表に依拠することで、法の支配を壊そうとしている。そのような人々は、自己統治ができていよう、公共の福祉を実現するには不安定な存在なのである。なぜなら、党派的利益を議会で実現するという権利侵害を是としていたからである。

ペインは、社会の中で人々が諸法に従い、その諸法を超えない範囲で行動することを求める。同時に、法の支配のもとで人々が商業の規約を共有しあいながら、取引を通じて信頼関係を深めていくような社会の構築を訴える。

「銀行は商業を促進し、利便性を向上させる会社である。あらゆる邦で、関心を持っているテーマであり、銀行は所有権を左右する組織体としては、財産を有しない。」 22)

ペインはあらゆる人々が任意に出資でき、また貸付を受けることによって共同所有（権）の理念を実現するために、法律の下に銀行 **public bank** 設立を支持する。なぜなら、商業自体が発達し、私的所有が進むための枠組みが完成する中で、独立した自営農民以外の生き方が有為なものという価値観が芽生えるからである。ペインは、あらゆる階層の人々が利用できる銀行の設立が、その組織を通じて商業（経済）体系を国内に確立し、人々の従事

する諸産業の安定化をもたらすことで、労働への意欲向上につながる見通しを持つ。その見通しは、合衆国の至上課題である経済の再建、経済基盤の強化を通じて個人の経済的自立も可能になるために、人民を有為で有徳な人とみなし、法律や学問を研究するもの、商人、職人、農夫などあらゆる職業に就く者が所有者市民になれる社会への展望につながる。

ペインは、政治的な代表を選ぶことで自らの利害を実現する過程自体を否定したわけではない。そうではなく、商業を基軸としているような新たな社会としての商業社会では、平等に私的所有の確立が図られなくてはならないと述べているのである。その平等の確立のためには、個々人に主権者としての立場を不必要に乱用させないことが必要である。ペインは、個々人が自然権を行使するにあたり、他者との共存を図るように、行動を補正することを目指しているのである。

ペインは、人々が自分で行動を補正することで、ともに生活し会話を交わす人々との行為の善悪を判断し、是認ないしは否認する力（利己的活動を自己規制する力）を持ち、自由な諸個人の利己的活動が宗教を離れても自立的な相互関係を築くことが可能になる状況を視野に入れている²³⁾。このような展望がペインの中で具体的に成るのは、銀行制度をめぐる論争があったときから数年後のフランス革命期の著作である『人間の権利・第二部』においてである。ペインは、商業社会と商業社会から内在的に生まれる統治について、次のように述べる。

「人類の間に広く行われている秩序の大部分は統治の生んだ結果ではなく、その起源を社会の諸原理と人間本性との中に持つものである。統治に先立って存在し、統治という形式が廃止されてもなお存在し続けるだろう。人間相互の間に、また文明化された共同体の各部分の間に存在する相互依存と互恵的な利害関係とは、その社会を結び合わせるような偉大な連鎖を作り出す。地主、農民、工場主、卸売商、小売商、およびあらゆる職業の者は、各自が他の者から、また全体から受ける援助によった繁栄するのである。共通の利益が夫々の職業の営むものを規制し、その法律を形成するのが共通の慣習が規定する法律は統治の法律にも大きな影響力を持つ。要するに社会は統治のおかげとされているほとんどすべてのことを自らの力で行うのである。」²⁴⁾

ペインは、人々が自分で行動を補正することで、ともに生活する人々との行為の善悪を判断し、是認ないしは否認する力＝利己的活動を自己規制する力を獲得することで、自然権

がより適切な形に磨き上げられることを望んでいる。さらにその先において、ペインは、神の役割に依拠せずに、市民法、市民政府による秩序と美德と悪徳の法に自覚的であり続けることができる人々の社会を展望するのである。

2 節注記

1) アダムズの場合は、政治的自由をイギリス臣民の特権としてみなす考え方を引きずっており、政治的自由自体を自然権の一つとはみなさない。けれども、アダムズはイギリスの支配体制化での理想的な社会を追求する道を捨てざるを得なくなる。なぜなら、その社会は統一国家を射程にいった共和国をつくるために、統治形態の選択が切実な課題になるからである。統治形態を選択するのはアメリカの住民である以上、イギリスの支配体制を抜け出すことは必然的となるのである。

アダムズは、有徳な人々というやや抽象的なくくり方でジェントルマンを描くのではなく、職業的な政治的指導者としてジェントルマンを捉えている。そして、アダムズは、彼らがその他の生産者層を知的に陶冶していくことを制度化しようとしている。すなわち、新たな社会の中では、一定の規模以上の自作農である郊外の土地所有者が一定の知識のあるジェントルマンになり、そうした政治指導者を職業にする人がいる。一方で、彼等に教化され、そこから自身の能力を磨いていきながら、生産労働に従事するような人々がいる。アダムズは明言していないけれども、生産労働に従事する人々というのは賃金を得る働き手や使用人などであって、彼らは政治的な自由の主体ではない。アダムズは前者が主に政治的自由の主体となって後者を陶冶することで社会の生産力を高め、なおかつ前者の権力と後者の自由とが絶えず均衡するような社会を目指す。

2) *Dissertations on Government, the Affairs of the Bank, and Paper-Money.* (Philadelphia, 1786), in M・D・Conway, *The Complete Writings of Thomas Paine*, Vol.2.(AMS Press, 1967)

3) ペインの経済思想史・経済政策的な分析として, Karen Ford ed., *Property, Welfare, and Freedom in the Thought of Thomas Paine*, pp.50 - 65 を参照。Gregory Claeys, *Thomas Paine, Social and political thought* pp.96-100 も参照。

4) Thomas Paine, *Dissertations on Government*, p133

5) *Ibid.*, p136

6) *Loc.cit.*

- 7) *Ibid.*, pp.137–138
- 8) *Loc.cit.*
- 9) *Ibid.*, p138
- 10) *Ibid.*, pp.138–139
- 11) *Ibid.*, p141
- 12) *Ibid.*, p142
- 13) *Loc.cit.*,
- 14) *Loc.cit.*,
- 15) *Loc.cit.*,
- 16) *Loc.cit.*,
- 17) *Ibid.*, p137
- 18) *Ibid.*, pp.137–138
- 19) *Ibid.*, p145
- 20) *Ibid.*, p162
- 21) *Ibid.*, pp.162–163
- 22) *Ibid.*, p163

なお、橋川健竜「一製粉所と二つの市場：1780年代における小麦とニューヨークーフィラデルフィア地域の都市—農村間ネットワーク」（東京大学アメリカ太平洋研究第2号2002年所収）から次のような示唆を受けた。歴史的に見れば、1780年代の時点で、独立生産者である各州の農家の間で作物の品質によって都市への出荷量に大きな差がついていることが実証的な研究によって確認されている。これは商業活動の必然的結果としての不平等がすでに起こりはじめていたことを示す。

23) 安藤『フランス自由主義の成立』24～29頁を参照。

24) *Rights of Man, Part2* (London,1792), in M・D・Conway, *The Complete Writings of Thomas Paine, Vol.2*(AMS Press, 1967), p406 (西川正身訳『人間の権利』(岩波文庫, 2009年) 212頁)

第3章結論

ペインは、社会を形成する個々人がもつ、権利を回復し、かつ固める段階から、統治の形成の担い手として、人民が適切に行動できるかどうかを具体的な次元で吟味する段階に進む。その中で、ペインは、個々人が形成し、所属する小集団の権利の衝突を緩和し、人々を政治的に統合しながら、全員の自然権を確保できる見通しを示している。ペインの中で

共和主義の原理が公共の福祉であると捉えられているからこそ、財産権を中心とする自然権が保障される統治を導くことができ、人々は政府の形成を容認して、議会に自らの代表者を送るために合意をする。そのような見通しがあったからこそ、ペインは、社会が自己保存の基盤としての役割を果たすのみならず、社会の中で保全させる自然権を個々人の豊かさを實現する原動力として展望できるようになった。その契機は、ペインが、ジョン・アダムズの批判から法の支配の発想を獲得したことにある。その発想が加わったために、ペインは、社会と統治の区別をより鮮明にし、社会が統治を内在的に形成していく理論を完成していくことが出来た。さらには、自然権のあり方を補正することも見通せたのである。

アメリカの独立達成後、自由人として解放されてアメリカ社会の一員となるアフリカ人がいる。加えて、イギリス人以外にもヨーロッパからの新規移住者がいる。こうした人々と旧来からのイギリス系住民が独立生産者として平和的に共存するには、土地不足の解消が必要であった。なぜなら、土地所有を巡る係争がアメリカ全体で大きな問題になっていたからである。仮にフロンティアへの移住を進める目的で、アメリカを広大な共和国とする方向を目指せば、社会を構成するあらゆる人々の所有権を中心とした自然権を保障できる。ここから、ペインは、商業化した後のアメリカ社会を展望するようになる。そこで、ペインは、個々人が自然権を行使するにあたり、主体的に他者との共存を図るよう行動を補正できる域に達することを目指している。ペインは、人々が自分で行動を補正することで、ともに生活する人々との行為の善悪を判断し、是認ないしは否認する力＝利己的活動を自己規制する力を獲得することで、自然権がより適切な形に磨き上げられることを望んでいる。その先には、ジョン・ロックが念頭に置いていたように、神の役割に依拠せず、市民法、市民政府による秩序と美德と悪徳の法に自覚的であり続けることができる人々の社会が展望されるのである。ペインは、さらに、人々の意見に基礎を置いてのみ統治が成り立つということを前提にしながら、政体の基礎に世論を置くという議論を見据えていた。

全体結論

ペインの思想形成の過程には、博愛主義の克服と、「論敵」とされたジョン・アダムズからの批判が大きく関わっている。中でもアダムズの批判は、ペインの自然権思想の弱点である、統治が社会の中から内在的に形成される論理の不足を補うものであった。ペインは、

アメリカの住民が利己主義的な価値観にとらわれやすい商業社会に生きているということをアダムズの議論から認識して、その認識をもとにして、他者の権利を顧みないような価値観を補正する相互の規約として、法を位置付けた。人間は、その法を主体的に作り出す能力を持つことによって、自律的な社会を展望していくのである。ペインは、アダムズを通じて、法の主旨・理念が人間としての権利を保障することにあることを自覚しながら、法の果たす役割が社会の基盤となる人間関係を規定するものと捉えることができた。だからこそ、ペインは、対等な個人同士が社会を形成し、相互の人間関係の延長上にある社会が内在的に統治を形成する能力を信用することができたのである。

ペインが『人間の権利』における思想的完成の段階に向けて、経験的な考察の域を乗り越えて理論的考察を深めることができたのは、彼がアダムズの発想に触れたためである。ペインは、1780年代に入って社会の中から統治が形成される過程を詳細に描く段階に入る。ペインは、独立を勝ち取ったアメリカの人々が商業社会の中で生きようになっていく過程を間近に見ながら、自身の自然権思想を補正し深化させていった。

ペインは当初、家族や地縁血縁といった身近な人間関係を中心に見ていた。そうしたつなかりに加えて、ペインは、一つの地域や一つの統一国家をも視野に入れたときに、人々の紐帯を維持し、補正する方法を模索した。そのためには、ペインは法の支配を原理とする共和国をつくるのが最適であるという。共和国では自己統治が自然権である以上、統治の担い手は全員ということになる。

そのような発想を持つに至ったのはなぜか。ペインの描く人間の理想的なあり方は、同時代人よりも次の点で違いがあるからである。それは、神の意思に忠実であることよりも、自分自身が理性的な存在になることに力点があり、あらゆる人間が等しく主権者としての地位を担うにふさわしい存在になりうるという内容を含意していた。そのために、ペインをジョン・ロックの『統治二論』を継承した自然権思想家とみなすなら、抵抗権や各個人への所有権の保障、さらには商業の有益性を容認することだけではなく、個別の人間の関係性を捉え直していく所にも見出すべきなのである。